

旧狩宿茶屋本陣 保存活用計画

2021 年

群馬県長野原町教育委員会



現在の応桑（狩宿新田） 狩宿関所跡
から東方向、万騎峠を望む。右手が旧
狩宿茶屋本陣の建物である



現況 建物正面および西側



昭和 34 年以前 建物前に源一郎と齊治が立つ
てある。その右手の朝鮮五葉松は、昭和 34 年
(1959) の伊勢湾台風で倒れた



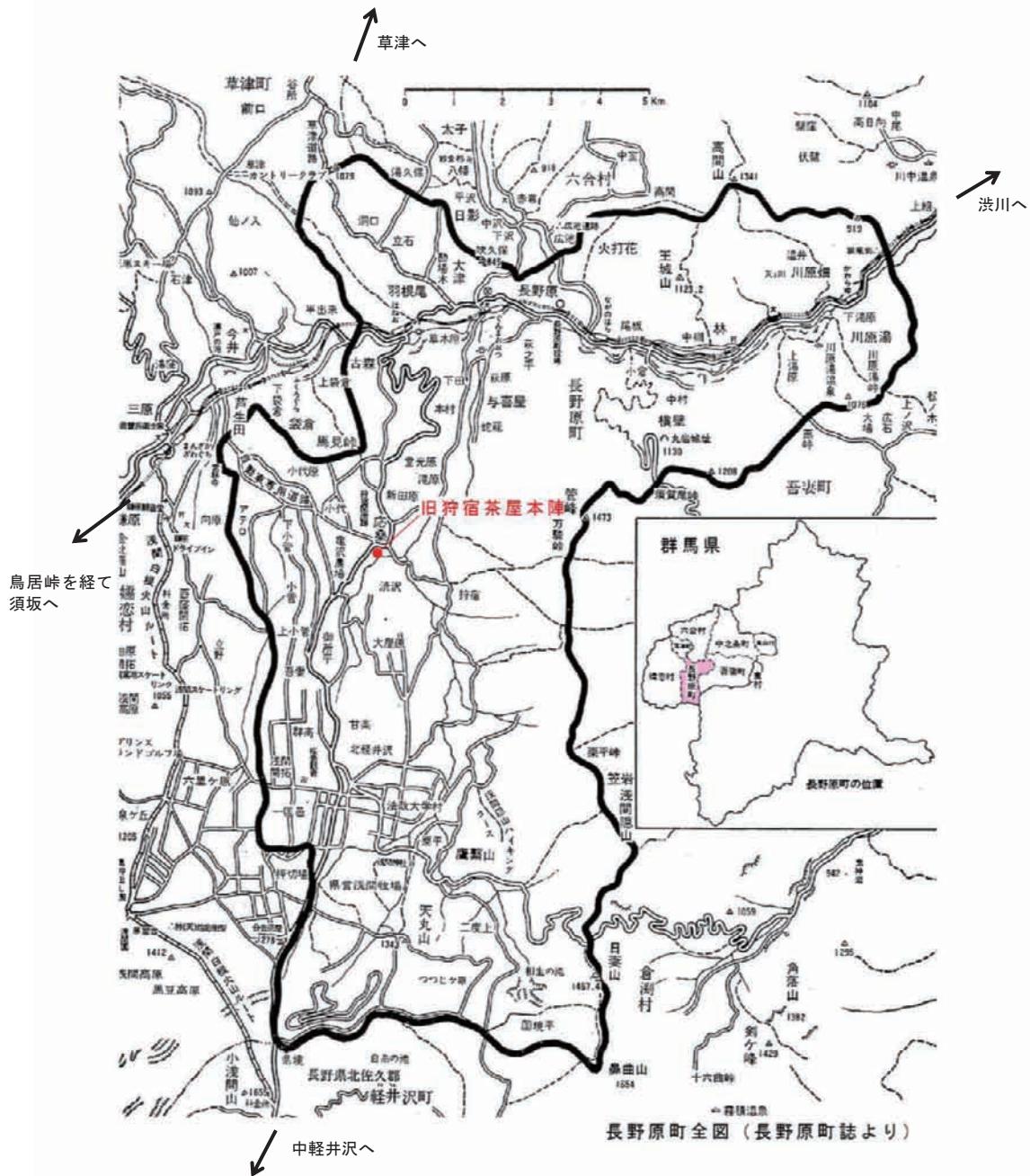
上段の間（槐の間）より中の間、表の間を見る



土間と座敷境の板戸の腰には鳶（うそ）と
牡丹が描かれている



2階（旧客間4）より南を見る
当初吹抜だった部分は養蚕のため床が張られた



例　言

1. 本書は、群馬県吾妻郡長野原町大字応桑に所在する国の登録有形文化財「旧狩宿茶屋本陣」の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は長野原町教育委員会が事業主体となり、平成31年度（令和元年度）・令和2年度の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施した。
3. 本計画は、平成30年度から令和2年度に開催された「旧狩宿茶屋本陣保存活用検討委員会」により素案検討がなされ、合計6回にわたる検討委員会の成果としてまとめられたものである。
4. 本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までとし、その後は状況に即して見直しを行う。また期間中でも必要に応じて見直しを行う。
5. 調査及び計画原案の立案執筆は、長野原町より委託を受けた協同組合伝統技法研究会が行なった。
6. 本書では、故人については基本的に敬称を略させていただいた。
7. 出梁造りは出桁造りと同義で使用され、せがい造りとも呼ばれる事があるが、本書では出梁造りで統一し、特に化粧軒天井を同時に持つものをせがい造りとした。
8. 本書では、『長野原町誌』および群馬県歴史の道シリーズ『街道を歩く』を参考にし、街道名は信州街道、沓掛道、草津道などの呼称を使用した。
9. 本書では、解体された土間は「東側土間」と呼び、現在の玄関にあたる部分を「土間」と呼んでいる。
10. 調査にあたっては、多くの方にご協力をいただいた。ここに感謝の意を表する。

目 次

口絵・例言

第1章 計画の概要	1
1 計画の作成	
2 文化財の名称等	
3 文化財の概要	
(1)周辺環境	
(2)建物の沿革	
(3)文化財の本質的価値の諸要素について	
(4)黒岩家の沿革	
(5)建物の変遷	
(6)建物の創建年について	
(7)整備計画における建物の復原考察	
4 文化財保護の経緯	
5 保護の現状と課題	
6 計画の策定の組織	
7 長野原町における他の計画との関係	
第2章 文化財としての価値	32
1 茶屋本陣としての価値	
2 関所と宿場町形成の歴史	
3 近代の歴史（北白川宮親王の宿泊）	
4 地域の特徴を持つ建築遺構	
第3章 保存活用計画の基本方針	39
1 整備範囲の決定	
2 保存活用の基本方針案	
第4章 保存管理計画	42
1 保存管理計画の目的	
2 保存管理の現状	
3 整備の方針	
4 修理計画	
5 保護の方針	
第5章 活用計画	73
1 公開その他の活用の基本方針	
2 公開計画	
3 活用基本計画	
4 実施に向けての課題	
第6章 環境保全計画	89
1 環境保全の現状と課題	
2 環境保全の基本方針	
3 周辺保全地区の範囲	
4 環境整備	
第7章 防災計画	96
1 防火・防犯対策	
2 耐震対策	
3 強風対策	
4 その他の災害対策	
第8章 運営活用	100
1 管理運営の体制	
2 管理の内容	
3 長短期の建物の点検修理	
第9章 保護に係る諸手続き	102

第1章 計画の概要

1 計画の作成

計画作成年月日 令和3年(2021)3月

計画作成者 長野原町

2 文化財の名称等

登録有形文化財の名称：「旧狩宿茶屋本陣」

所在地：群馬県吾妻郡長野原町大字応桑字新田 28-1

文化財登録番号：10-342

登録年月日： 平成30年(2018)5月10日

構造及び形式等：木造2階建、金属板葺、建築面積172m²

年代：江戸後期／明治18年(1885)増築

登録基準1：国土の歴史的景観に寄与しているもの

所有者：長野原町

3 文化財の概要

(1)周辺環境

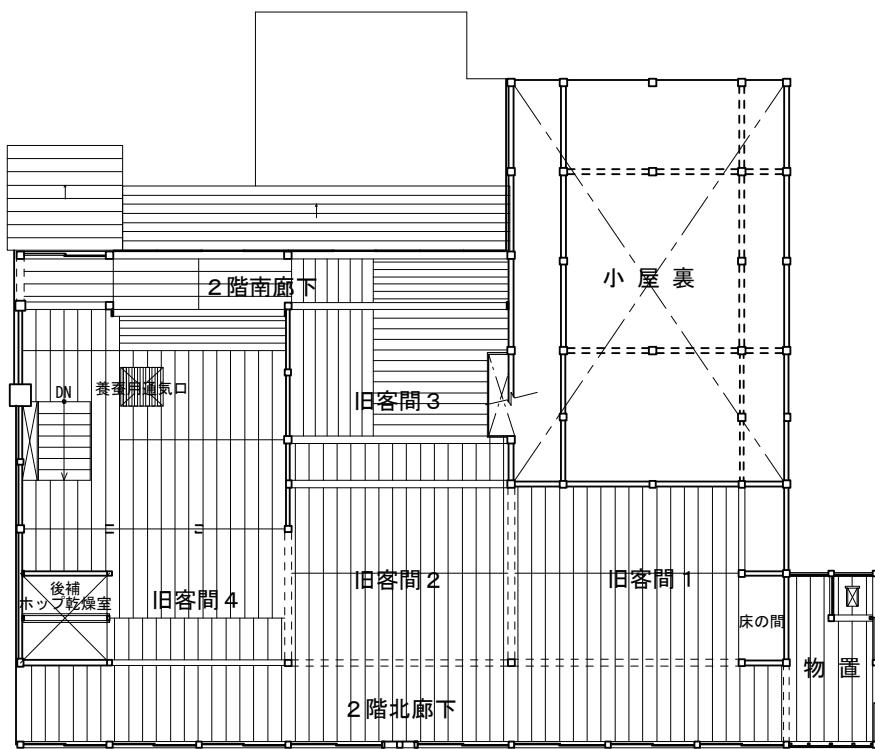
旧狩宿茶屋本陣（以下、茶屋本陣）は浅間山北麓、長野原町の中央に位置する応桑にある。道をはさんだ西側にある応桑小学校には、寛文4年（1664）に開設され明治維新まで続いていた狩宿関所跡がある。信州街道、沓掛道・草津道の交点に当たり、交通の要地であるために狩宿関所が設けられたと考えられる。かつてこの関所を東に出ると脇往還ながら狩宿宿（狩宿新田）が形成されていた。狩宿宿は万騎峠、六里ヶ原等の難所を越えて到達する休息場所、宿場としての役割があり、茶屋本陣を始め旅籠、茶屋、馬宿、雜貨屋等が整い繁盛していたことが考えられる。

(2)建物の沿革

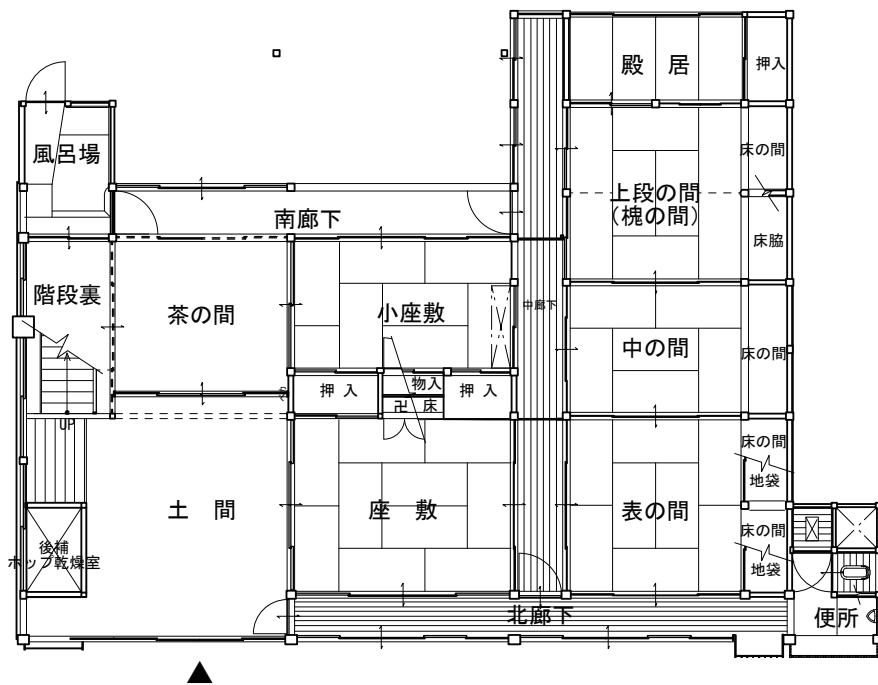
茶屋本陣建物の西側道路脇には石碑が建てられ、表には「旧狩宿本陣」と刻されている。右側面には「上野国吾妻郡狩宿村 慶長七年創建 間口十六間奥行七間」、左側面には「昭和五十六年七月吉辰 黒源当主 黒岩齊治 建之」、裏面「水原徳言誌」と書かれている。先々代の当主黒岩齊治が親戚関係となる水原徳言の協力を得て建立したものである。上記石碑には慶長7年創建とあるが資料ではなく、建物の特徴からして創建年とは考えられない。

『長野原町誌』（以下、『町誌』）によると、脇往還には本陣、脇本陣の制はないが上級武士、公卿、僧侶、文人が宿泊するために、それに準ずる家は指定されていて、準本陣格の「茶屋本陣」があり、応桑の黒岩齊治氏宅がそれにあたることが書かれている。また間取りにもふれ、上段の間があることを指摘し、応桑宿に出梁造りの形式を多くみることが書かれている。茶屋本陣建物は、書院造りで床の間、脇床、平書院を備えた上段の間が残り、それに連なる二室がある。また、中廊下により座敷と日常空間を隔てている。

現在、黒岩家には茶屋本陣時代の古文書は見当たらない。また建物の年代を示す



現況 2階平面図



現況 1階平面図

0 5m



現況床面積	1階床面積 : 171.48 m ² (51.89 坪)
	2階床面積 : 135.75 m ² (41.07 坪)
	延床面積 : 307.23 m ² (92.96 坪)

札や墨書きなどは見つかっていない。建物の創建年は、その間取り、技法から推定して江戸後期から末期まで下ると考えられる。

建物の柱間は関東間で、芯々制である。長野県には芯々制 6 尺の柱間を持つ建物は古くから多々あるが群馬県では芯々制 6 尺の寸法は近世には少ない。茶屋本陣のある狩宿宿は信州街道で長野県北部とつながっていた。このことは、この場所の文化に影響があったことが考えられる。また、土間境には大黒柱があり、差鴨居などの発達と考えあわせると建築史の上で創建年は江戸後期から江戸末期と考えるのが自然である。

また『町誌』によると明治 18 年(1885) 9 月、吾妻牧場視察時に北白川宮能久親王がこの建物に宿泊している。この時、宮家からの指示で便所と湯殿を新築し、畳、障子を一切新調している。北白川宮は上段の間に宿泊した。その後も明治 22 年(1889)、明治 23 年(1890)に茶屋本陣(黒岩家)に宿泊している。

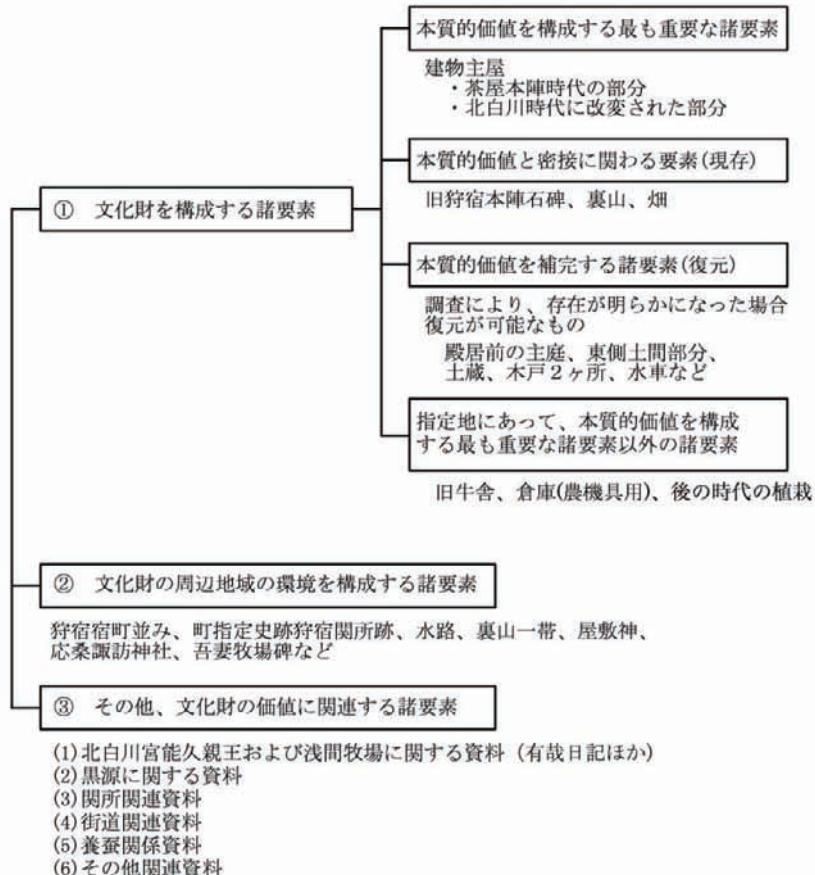
黒岩家は、狩宿関所設置以降は茶屋本陣、問屋、名主村役人を兼任してきたという。狩宿新田名主源右衛門の名は他村の古文書にたびたび見ることができる。明治 3 年(1870)本陣の制は廃止され黒岩家は以後ここで旅籠を営み、養蚕など行っていたと考えることが出来る。応桑郵便局の初代郵便局長も黒岩家から輩出している。

(3) 文化財の本質的価値の諸要素について

以下に歴史的建物の価値を構成する諸要素を整理し、今後の整備へ向けての指針とする。茶屋本陣の建物は、近年大きく改変されているが、茶屋本陣時代の要素が残されている。また、特に明治 18 年(1885) の北白川宮能久親王ご宿泊にあたっての改造が現在多く残されてい

る。さらに裏山も含む一体が保存活用の対象であり、建物とともに活用の幅が広がることが期待される。

建物に関しては、親王宿泊の時代に復原することで整備を行なうこととする。



(4) 黒岩家の沿革

以下に茶屋本陣を今日まで所有し、経営してきた黒岩家について述べる。

菩提寺である常林寺が浅間山天明 3 年(1783)の大噴火で失われて、小宿の現在地に移動しており、それ以前の黒岩家の資料はない。旧茶屋本陣の北方向に林を背にして黒源の墓地がある。墓石は昭和 56 年に先代の源二郎により建てられたも



黒岩家（黒源）の墓地

ので、背後には古い墓石が並んでいる。墓碑には延享 4 年からの先祖代々が刻まれている。左手の離れたところには分家した黒岩源一郎の墓石がある。

以下近年黒岩家に伝わる『黒源家記』をはじめ、その他の書籍の記載を参考にして黒岩家の沿革を考える。

(4)-1 狩宿茶屋本陣時代

先々代の黒岩齊治(明治 21 年(1888)～昭和 59 年(1984))は、自身の米寿を記念して昭和 51 年(1976)に『黒源家記』を作成している。このなかに、黒源系譜が次のように書かれている。「家系 慶長 5 年 1600 年の頃従来の居住地であった上州北甘楽郡黒岩郷から同志と共に浅間山麓狩宿に移り住んだと言い伝えられる。初代源右衛門以来黒岩を仮姓とし屋号を黒源と唱え歴代源右衛門を襲名して明治まで十数代農業ほか旅舎を営み寛文年中狩宿関所設置以降は本陣、問屋 名主村役人を兼任してきた。」ここには、代々の記載があり、先代の源二郎で 16 代目となる。

黒岩家は慶長 5 年(1600)に狩宿村に移住したのち、64 年を経て、寛文 4 年(1664)狩宿関所の開設により狩宿新田に移住するが、これは 3 代目か 4 代目の頃かと思われる。

また、『黒源家記』には「天明三年の法要記」として浅間山大噴火時のこと記載されている。天明 3 年(1783)7 月 8 日、黒岩家では天明 2 年(1782)に没した源右衛門の法事が行われ、小宿の常林寺より住職が訪れていた。大爆発により発生した土石なだれで常林寺は流失したが、黒岩家に來ていた住職は難を逃れたという。その後、黒岩家をはじめ多くの檀家が寺の再興のために積立金をしていたことが文政 9 年(1826)の狩宿村年寄源右衛門による願書によってわかる。(『浅間山風土記』萩原進著より)

また、江戸時代の記録で『上州狩宿関所御用留日記』のなかに年寄源右衛門の名が度々見られる。黒岩家には昭和 34 年(1959)の伊勢湾台風のときまで水車が存在していたが、この水車の課税に関する記載もみられる。「水車式輪 但し一丈五寸…」とあり、黒岩家が町の有力者であったことを示している。

黒源系譜には、「…農業ほか旅舎を営み…」とあるように黒岩家は江戸時代より旅籠を営んできたことがわかるが、当時の宿帳などの記録は今のところ見つかっていない。

(4)-2 富田屋

黒岩家の 12 代目源右衛門は、天保 12 年(1841)に没する。この源右衛門の長男は茂

平（幸太郎）といい、次男は齊といった。『昭和四十六年十月二日法要記念 応桑富田屋家について』（黒岩助太郎氏記述）によれば、「（茂平は）生来公儀職を好まないで弟（呼名、齊）に公儀職名主を継がせて自分は好きな芸道に励み、諸国を遍歴して晩年郷に帰り、黒源の真向いに分家して富田屋を創設した」とある。こうして齊が最後の源右衛門を襲名することとなった。

茂平の子、慶次郎（安政6年～明治43年）は明治期より村の要職を歴任し、慶次郎の子、嘉太郎（明治20年～昭和30年）は大正元年（1912）木炭製造販売業に従事したのを機に、種々の木炭製造法を取得し、木炭製造指導にあたるほか、町政にも尽力した。

富田屋に伝わる「黒岩初音家文書」は、主に明治時代初期から昭和20年代のもので、特に明治期の地方郵便局に関する文書や、木炭製造に関する文書が残されている。富田屋は黒岩家（茶屋本陣）の向かい（応桑61番地）狩宿関所の東隣に屋敷を構えていたが、その後、他所へ移り現在は空地となっている。

(4)-3 本陣の廃止～明治時代以降

齊は明治3年（1870）に亡くなり、長男、源十郎（弘化2年～大正11年 77才没）が25才で家督を継ぐことになるが、この年の10月に民部省の布告により本陣の制が廃止される。黒岩家も特権が失われ、一般の旅館と同様の扱いとなった。

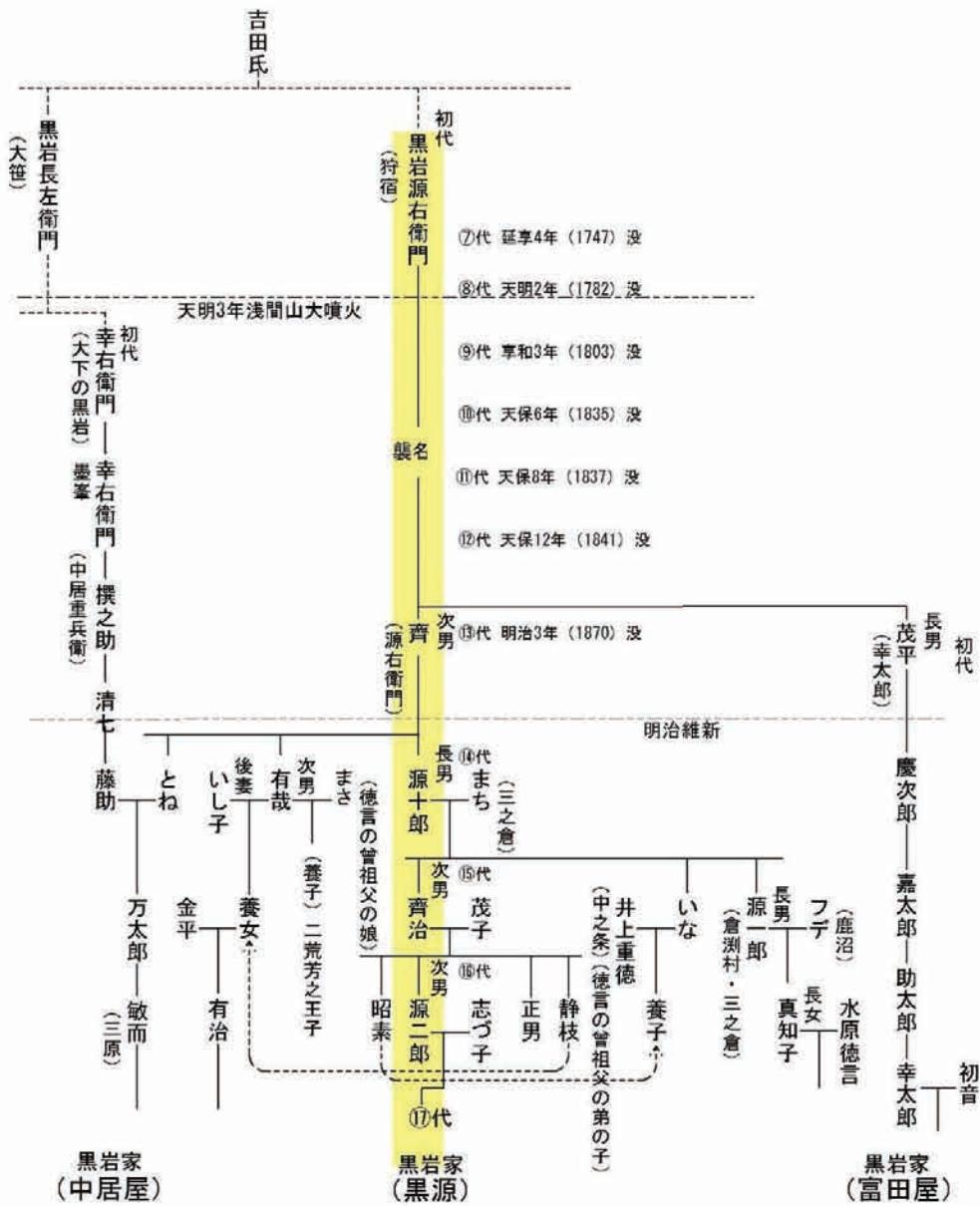
また、新たな制度のもと、町の中心的存在として、有力者の家であった本陣に郵便局や役場が置かれる例は各地にみられるが、源十郎も、明治12年（1879）～17年（1884）に戸長を歴任し、明治13年（1880）には応桑郵便局の開局の発令が下され初代郵便局長となつた。

その後、源十郎は高崎に進出することになった（齊治の記録では、子供の頃の寄留先が高崎の黒岩材木店となっている）ため、富田屋茂平の子、慶次郎が明治15年（1882）に郵便局長を受け継ぎ、慶次郎は明治40年（1907）まで25年間応桑郵便局長を務めることとなった。また、慶次郎の子、嘉太郎は木炭事業にたずさわる前、明治36年（1903）より3年ほど同局で通信事務員を務めた。なお郵便局は茶屋本陣の通りを挟んだ前にあった富田屋の建物を使用していた可能性も考えられる。

聞き取りでは、齊治の妻茂子（明治20年～昭和49年）が旅館を切り盛りしていたという。茂子が旅館に携わった時期は、嫁入りしたと思われる明治末期からということになる。当時はまだ馬の時代で馬屋も必要とされ、上田へ向かう旅人も多くいたという。旅館をいつまで続けていたのかは不明である。また養蚕を業としていた時期は、不明である。

(4)-4 黒巖有哉と吾妻牧場

源十郎の弟、有哉（嘉永6年～昭和10年）は吾妻牧場（後の浅間牧場）の創設に関わった人物である。有哉家は新宅として黒岩家の斜向かいにあったが現在は空地となっている。黒巖有哉は、狩宿小学校教員、応桑村、与喜屋村連合戸長、応桑村区長等を経て、明治15年（1882）に北白川宮能久親王（弘化4年～明治28年）によって開設された吾妻牧場の主事に抜擢された。牧場は、当時その規模の雄大さと経営の近代化で全国に類を見ないものであった。当初は綿羊を飼育する予定もあったが、軍馬の飼育を行



黒岩家系譜

水原徳言「黒岩氏関係系譜略」の一部を追記

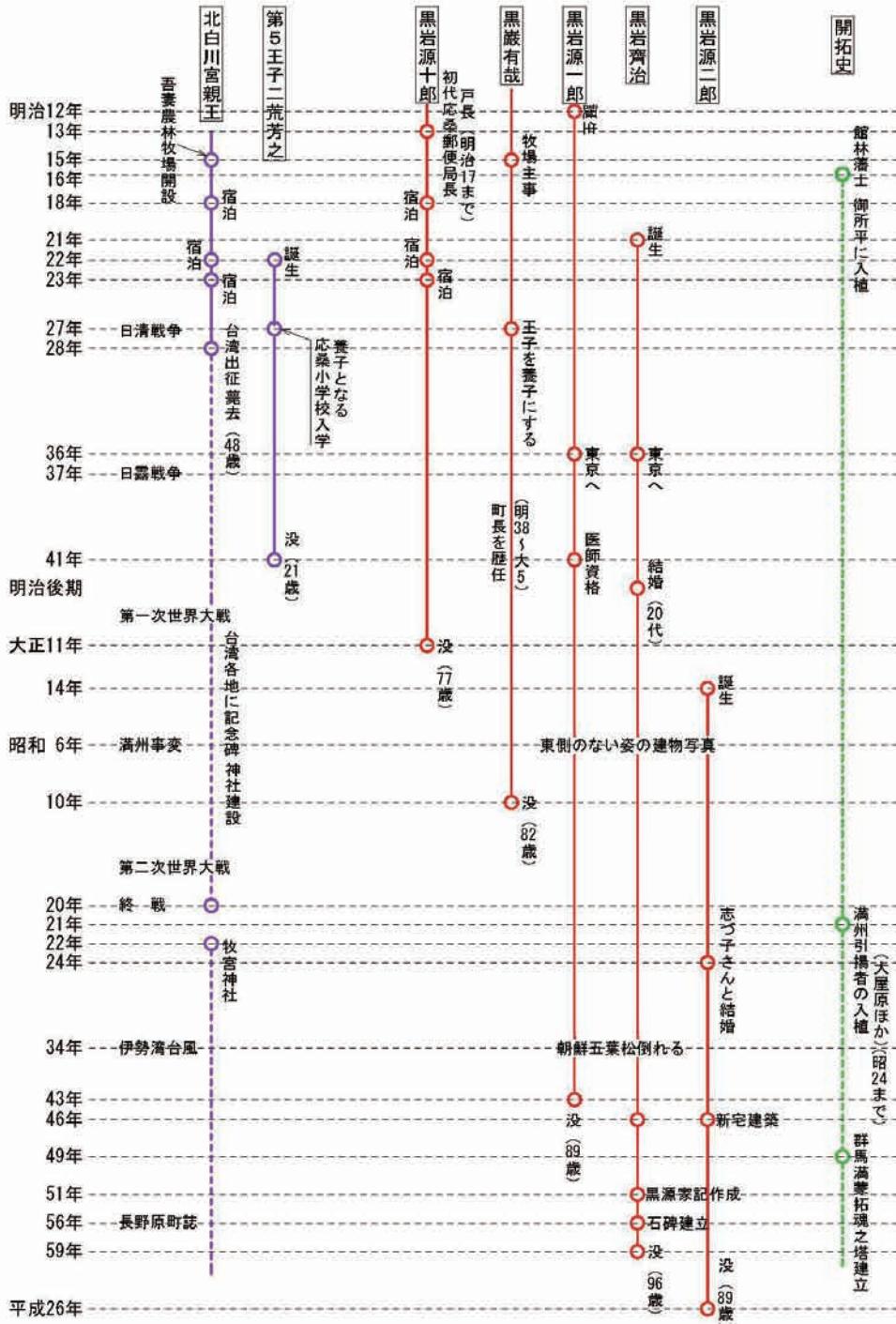
い、明治 28 年(1895)に北白川宮親王が台湾へ出征するまで親王と浅間牧場との関係は続いていた。

有哉はその後、数々の公職を歴任し、明治後期に第 13 代町長、第 15 代町長を務めた。さらに吾妻郡の畜産業の振興に尽力した業績は大きい。

(4)-5 黒岩齊治から現在まで

源十郎は大正 11 年(1922)に 77 才で亡くなるが、その長男、源一郎は医者になり、倉渕村三ノ倉下宿(現 高崎市倉渕町)で開業していた。そのため次男、齊治が家督を継いだ。また、源一郎の長女が水原徳言(みはらよしゆき)(明治 44 年~平成 21 年)に嫁いでいる。その縁で昭和 56 年(1981)に建立された旧狩宿本陣の石碑には、水原徳言誌と記されている。水原徳言は、桂離宮を世界に紹介したドイツの建築家ブルーノ・タウトを日本に招いた美術工芸家である。徳言は、タウトの共同制作者、協力者とし

黒岩家と北白川宮 年表



て活動し、日本におけるタウトの唯一の弟子とも言われている。徳言は、妻の実家、黒岩家の歴史や茶屋本陣の建築について関心をよせていた。

齊治は家の歴史について書き物を多く残している。齊治は兵役を終えて帰省したのち地元の古老を訪ね歩き、狩宿関所、茶屋本陣について聞き取りし、長野原町誌編纂委員会の原稿用紙3枚に書いている。齊治は、町のために挑戦を繰り返し、ブドウ、リンゴ、トマトの栽培を手掛けたり、山梨までホップ作りの視察に行き、茶屋本陣の土間にホップの乾燥設備を作った。建物を現在の姿に改造したのも齊治である。

齊治の長男は昭和19年(1944)に戦死し、次男の源二郎（大正14年～平成26年）が

黒岩家を継いだ。源二郎は、昭和 24 年（1949）に結婚し、昭和 46 年（1971）に新宅を建築し移るまで茶屋本陣内で生活していた。

(5) 建物の変遷

茶屋本陣は数回に渡り大きな増改築を行い、今日に至っている。それは当初の近世における茶屋本陣の使用勝手が終わり、新たな建物の利用が行われたためと考えられる。また、昭和初期の時代には住宅として使用がなされたが、規模が大き過ぎる等のことから減築された。最終的には東側土間を解体し、その部分の土地に新宅を建設し、茶屋本陣は空き家状態になったのである。明治期以降の変遷は次の通りである。

〈第 1 期改造〉 明治 18 年（1885）

北白川宮親王御宿泊のために南側廊下前に湯殿と便所を増築した。この時に建具などを新調した。

〈第 2 期改造〉 時期不明

養蚕のために 2 階を改造した。この時は客間の鴨居はそのままであったが、後に上段の間を改造した時に転用した。

〈第 3 期改造〉 昭和 6 年（1931）以前

大黒柱筋から東側を間口 2 間分残し、馬屋と土間、2 階板の間を撤去し、屋根は差し掛けにした。



黒岩家の全景写真（昭和 6 年）東側が差掛けになっている

〈第 4 期改造〉 昭和 30 年（1955）代後半以前

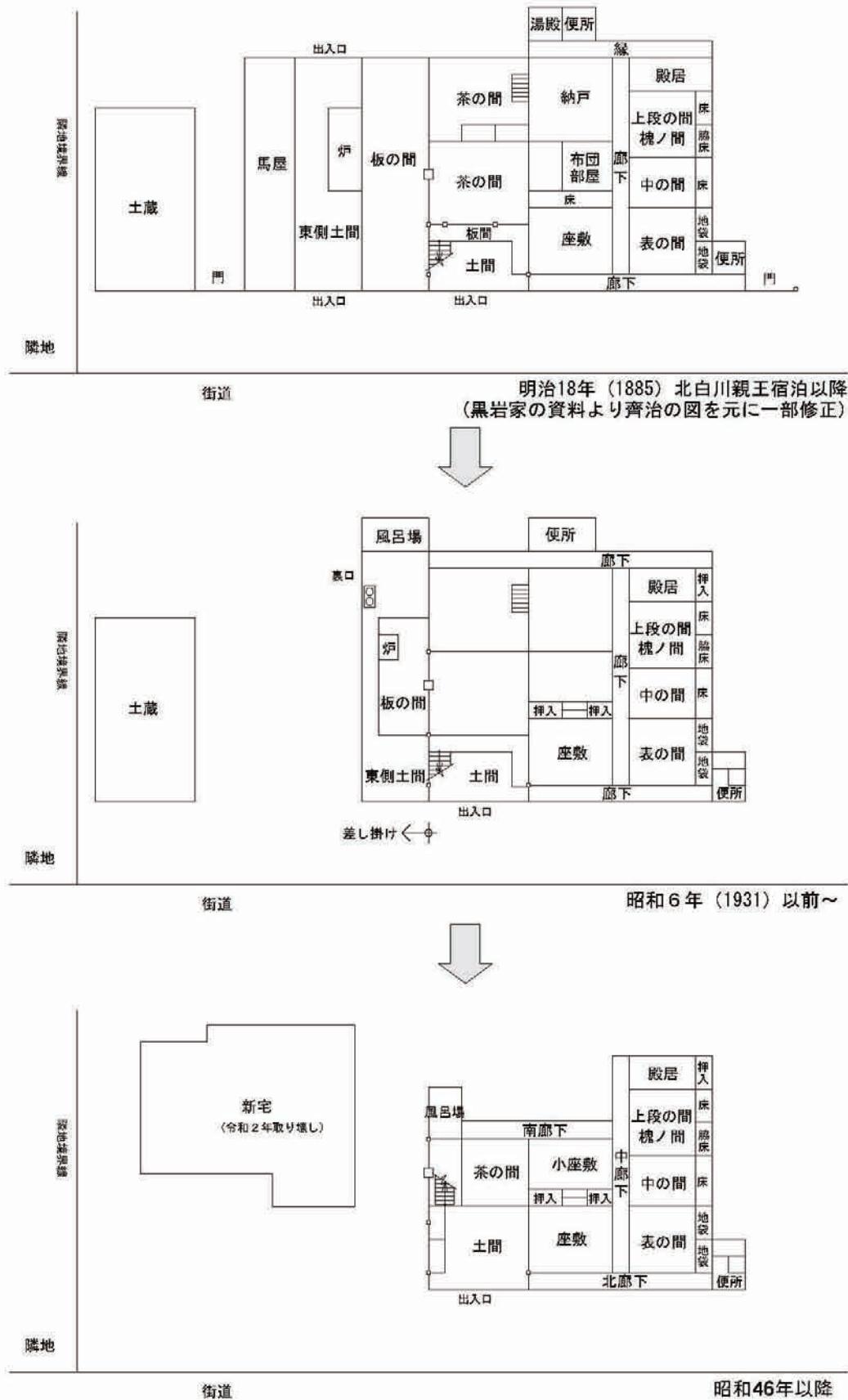
南側の一部を解体撤去した。黒岩協子（源二郎長女）さんの兄弟が写った写真が残されていて、その背景に写る南側がすでに撤去されている。この写真が撮影されたのは、昭和 30 年代後半頃と見られ、昭和 46 年以前に南側が取り壊された可能性がある。



既に南側が減築されている
(昭和 30 年代後半頃)

〈第 5 期改造〉 昭和 46 年（1971）

新宅建築のために、大黒柱筋から東側を撤去し現在の姿になる。土間にあった階段を現在の位置に移動した。南に風呂場を新設する。上段の間の床を下げた。



黒岩家及び旧狩宿茶屋本陣関連年表

年	黒岩家の歴史	関連事項
建久4年（1193）		源頼朝が三原野で狩を行なったという伝説
慶長5年（1600）	狩宿村に移住	
元和10年（1624）		須賀尾宿、現在地に移転整備される
寛永8年（1631）		大戸関所開設
寛文2年（1662）		大笹関所開設
寛文4年（1664）	狩宿新田に移住	狩宿関所開設。このころ狩宿新田に宿場町ができる
天明3年（1783）	常林寺住職、黒源にて難を逃れる	浅間山大噴火
寛政12年（1800）		狩宿関所大修理
安政6年（1859）		横浜開港 中居屋重兵衛、横浜に進出
文久元年（1861）		中居屋重兵衛 没（42歳）
明治元年（1868）		狩宿関所廃闢
明治2年（1869）		全国の関所廃止
明治3年（1870）	齊が没し、源十郎が家督を継ぐ（25歳）	本陣廃止
明治7年（1874）		狩宿小学校開校
明治8年（1875）		狩宿村は小宿村と合併し応桑村となる。養蚕奨励
明治9年（1876）		ベルツ博士、お雇い医師として来日
明治12年（1879）	源十郎、戸長（明治17年まで） 源一郎誕生	
明治13年（1880）	源十郎、初代郵便局長	応桑郵便局開局 応桑小学校新築
明治15年（1882）	源十郎、高崎にて材木業を始める 富田屋慶次郎が郵便局長を引継ぐ（明治40年まで） 黒岩有哉は牧場主事に	北白川宮親王により吾妻農林牧場開設
明治16年（1883）		旧館林藩藩士、御所平に入植
明治18年（1885）	北白川宮能久親王宿泊	
明治21年（1888）	齊治誕生	ベルツ博士、北白川宮親王の王子を度々見舞う
明治22年（1889）	北白川宮能久親王宿泊、第5王子芳之誕生	長野原町誕生
明治23年（1890）	北白川宮能久親王宿泊	
明治26年（1893）		信越線全線開通
明治27年（1894）	第5王子二荒芳之、応桑小学校入学	日清戦争（～明治28年）
明治28年（1895）		北白川宮親王、台湾へ出征、マラリアにかかり薨去（48歳）
明治36年（1903）	源一郎、齊治、姉妹で東京に暮らす	
明治37年（1904）		日露戦争（～明治38年） ベルツ博士最後の草津への旅（牧場、お宮のアカマツの記述）
明治43年（1910）		浅間山大噴火
明治後期	有哉が第13代、15代町長を歴任 齊治が結婚し、妻の志げ子が旅館を切り盛りする	
大正初め～		六里ヶ原別荘地開発 旧館林藩主秋元家の別荘（後に応桑諏訪神社へ移築）
大正3年（1914）		第1次世界大戦（～大正7年）
大正7年（1918）		若山牧水（34歳）狩宿宿に立ち寄る
大正11年（1922）	源十郎没（77歳）	
大正12年（1923）		関東大震災 一匡邑誕生
大正14年（1925）	源二郎誕生	
大正15年（1926）		草津軽便鉄道全線開通
昭和3年（1928）		法政大学村発足
昭和6年（1931）	黒源前で写真撮影（東側のない姿）	満州事変勃発（9月）
昭和10年（1935）	黒岩有哉没（82歳）	
昭和16年（1941）		第2次世界大戦 「浅間風土記」（萩原進著）発行
昭和19年（1944）	齊治の長男 戦死	
昭和20年（1945）		終戦 長野原線（渋川～長野原）開通
昭和21年～24年		満州引揚者入植
昭和24年（1949）	源二郎、志づ子さん結婚	
昭和34年（1959）	五葉松が倒れ、水車小屋が壊れる	伊勢湾台風
昭和37年（1962）		草軽鉄道廃止
昭和46年（1971）	新宅建築	吾妻線（長野原～大前）開通
昭和49年（1974）	齊治の妻、志げ子没	
昭和50年代		道路改修（水路が側溝になる）
昭和51年（1976）	齊治『黒源家記』作成	
昭和56年（1981）	旧狩宿本陣の石碑建立	
昭和59年（1984）	齊治 没（96歳）	
平成26年（2014）	源二郎 没（89歳）	
平成29年（2017）	狩宿茶屋本陣建造物を町へ寄付	
平成30年（2018）	土地を町へ寄付、国の登録有形文化財となる	
令和2年（2020）	更に土地を町へ寄付 新宅解体	

(6) 建物の創建年について

本茶屋本陣建物の西側、道路脇に黒岩齊治と黒岩家の親戚関係となる水原徳言による石碑が建てられている。表には「旧狩宿本陣」、右面には「上野国吾妻郡狩宿村 慶長7年創建 間口十六間奥行七間」、左面には「昭和五十六年七月吉辰 黒源当主 黒岩齊治 建之」、裏面には「水原徳言誌」と書かれている。慶長7年創建はあるが資料はなく、これが建物の建築された年代とすることは、建物の形式、工法、材料の加工その他の特徴から無理がある。以下、茶屋本陣の建物の創建年を考察する。

建物の創建年の手がかりは、小屋裏の棟札が発見されたり、梁等に書かれた墨書が確認される場合、年代を確定する有力な資料となる。あるいは柱等の仕口に墨で年代が書かれる場合もある。普請帳が残されたり、普請にかかわった職人の費用や材料の購入を記した書き付けがある場合もある。ここには普請の年代や支払った当主の名前が書かれていることが多くあり、直接あるいは間接的に創建年判定の有力な手がかりとなる。残念ながら旧狩宿茶屋本陣では建物の創建年を決定する上記資料は発見されていない。また、古文書、歴史資料には建物の創建年を示すものがない。

『町誌』によると、明治18年(1885)9月、吾妻牧場視察時に北白川宮能久親王がこの建物に宿泊している。この時、宮家からの指示で便所と湯殿を新築し、畳、障子を一切新調したことが書かれているがこれが具体的な年代の記述された一番古い資料となる。北白川宮は上段の間に宿泊し、その後も明治22年(1889)、明治23年(1890)に旧狩宿茶屋本陣に宿泊している。このとき間取りの一部を改修したと考えられる。

また、先々代当主黒岩齊治が1ミリ方眼紙に描いた平面図(「齊治方眼紙の図」p.31)が発見された。この図は、新宅を建てた昭和46年(1971)前後に書かれたものと考えられる。

また、近代であれば写真が残されたり、航空写真等の資料から建物の変遷を知る手がかりとなる。黒岩家には昭和6年(1931)の建



黒岩家の全景写真(昭和6年)

物の道路側の全景写真が残されていてこの時期の建物の様子を知ることが出来る。アルバムには明治～昭和の家族写真があり、建物の部分が写されている。

過去帳、墓石墓誌は、その家の歴史を知り、建物の創建を推測する資料となる。黒岩家に過去帳は確認出来ず、墓石墓誌は、新しいものである。

言伝えでは天明3年(1783)の浅間山の大噴火では菩提寺である常林寺では堂宇一切を泥流に押し流されているが、19世大麟歎風和尚は黒源(本茶屋本陣)に法要で来ていて難を逃れたと言う。現在の建物が大噴火の時点まで遡り建っていたかどうかは不

詳である。

また、応桑では江戸時代の火災、大火があった記録はない。ただし、町誌によると昭和 12 年(1937)には 33 戸が全焼する火災があり、わずか 3 戸が無事であった。この火災では本茶屋本陣の建物は無事であったとされる。

上記の考察からは確定した年代は示されず、想像によるばかりである。そこで、本茶屋本陣の創建年を探るため、生活様式の変化や建築技術の発展により変化する間取、構造、材料加工の技術などの変化を周囲（地域）の建物から比較し要素を抜き出し検討をする。

基礎・土台

本茶屋本陣は石場立てであるが東端の南北の通りのみに土台が使用されている。一般に柱の土台は中部以東の地方では江戸末期あたりからと言われている。江戸末期の神保家住宅（中之条）には、側土台が見られる。本茶屋本陣では、構造を支える他の柱は石場建で、東の外壁筋のみに土台があるのは、土壁の下端の押さえとして土台が有効であったと思われる。また、柱下の礎石は、高さが 4 寸前後の割石で、その下には厚さ 300～400 mm の大きい石で支え、その下は割石の栗石が敷かれていた。



図 1 の切断された柱下の礎石

構造材・造作材の材種

柱は栗が主に使用されているが例外的に上段の間の柱や造作材には槐（エンジュ）が使用されている。また北廊下の道路側の柱は櫻（ケヤキ）が使用されている。他に後補部材と見られる南東の角の通し柱には杉を使用している。床板には松が多く使用され、一般に民家で多く使
用される杉材は少ない。『吾妻郡誌』を参考に考えると、近世の木材事情が近代になると変化し、次第に杉、檜が植林されるようになる。針葉樹の使用が少ないと想定される。

柱の仕上 梁の仕上

一般にチョウナ仕上の民家は古いとされるが、本茶屋本陣の柱はほとんどの柱に鉋（カンナ）がかけられている。一般に民家では鉋がかけられている部分がどれだけの部屋に使われているかで古さを判断する。日本建築では格式により仕上に差をつけるが、格式が高い部屋ほど鉋を使用する。本茶屋本陣の土間は存在していないので土間の柱の仕上の状態も不明である。本茶屋本陣のほとんどの部屋に鉋がかけられることに関しては、茶屋本陣が上層階級の休憩・宿泊施設になっていたことに起因することが考えられる。したがってここから年代の判断は出来ない。また、梁には平刃のチョウナ仕上が見られるが、小屋組のチョウナ仕上は近代になつても見られることから年代を判断出来ない。

また、柱の断面寸法は各柱の歩留りが悪く、前近代の特徴とも思われる。

大黒柱

本茶屋本陣の大黒柱は 438 mm×440 mm 程の断面寸法があり、材料はケヤキである。大黒柱から一間南に位置する「そ 6」の柱は 200 mm×205 mm ほどで他の柱より大きい。大黒柱の柱芯は部屋境の壁芯のほぼ中央で芯ずれはない。大黒柱は、周辺地域の民家では江戸後期には出現している。

釘

本茶屋本陣では床板、竿縁に天井板をとめる釘等に和釘が使用されていた。一方 2 階の吹き抜けに床板を張るなど、後の改造と思われる箇所には洋釘が見られた。およそ明治 30 年頃から日本製の洋釘が製造されて、急速に和釘にとって変わる。養蚕のために間仕切りを取り、吹き抜けを廃して床にした時期は、およそ明治 30 年以降と推測が出来る。しかしながら、釘から創建年を割り出すことは出来ない。

押入

押入は表の間、茶の間、殿居（後の改造）に見ることが出来る。押入の起源は明確でないが、調査された民家の復原図を考察すると周辺地域では富沢家住宅（中之条町）、田中英一家住宅（東吾妻町）などに見ることができる。この地域では江戸時代後期には押入が存在していて、江戸末期、明治時代には広がったと考えられる。神保家住宅（中之条町）などは後に改造し、押入を付けている。

屋根仕上

屋根は当初、板葺き石置屋根であった。栗の葺板（ササ板）が今も残る。『写真でつづる長野原町 100 年のあゆみ』には、明治末期の応桑とされる写真があるが、板葺き石置屋根の町並みが見える。板葺きは戦後まで全国で見ることができ、地域の建築的特徴を表すが、年代の指標にはならない。

出梁造り

本茶屋本陣の構造は街道側の 2 階を張り出した出梁造りである。2 階の北側の軒は、チョウナ梁の湾曲を利用した腕木で、2 階北廊下内部から外部に張り出している。チョウナ梁は斜面に生えた木のアテ部分を梁に利用したもので根元の大きく湾曲した部分を利用している。地場の材料をうまく利用した普請と考えられる。

出梁造りは、江戸中期の建物にも見られる。この軒形式は江戸時代には上層農民以外は禁止されていた。

柱間寸法

本茶屋本陣の柱間寸法は芯々制で 1 間が 6 尺(1,818 mm)を基準としている。群馬県内における農家建築の柱間寸法では 1 間が 6 尺に近づくにつれ、建物の創建は近代に近づいて行くことが顕著に見られる。「群馬県における農家建築の建造年代推定」(2020 年 12 月 『群馬文化』 第 341 号 村田敬一)によると、群馬県下 14 地区 458 戸の農家建築の客座敷における柱間二間の内法寸法と建造年代との関連についての研究が記されている。ここでは時代が遡るにつれて若干であるが寸法が増してゆくことや地域によって同年代でも異なり同じ寸法でないことが述べられている。群馬県下の大まかな目安では 19 世紀末期では 12.00～12.05 尺、18 世紀末期では 12.05～12.10 尺、17 世

紀末期では 12.15～12.20 尺としている。

長野県の柱間寸法を『長野県史 美術建築資料編』(1990 年 12 月 長野県史刊行会) から主要座敷の柱間寸法を抜き出したものが下記の表である。ここでは一間が 6 尺 芯々の基準寸法を江戸中期から見ることができる。本茶屋本陣は信州街道、沓掛道・草津道の交点にあり長野県側からの文化・生活技術の流入があったと考えられる。1 間 6 尺の寸法体系が早い時期から長野県側から流入したのではないだろうか。さらに周辺の小宿や狩宿に残る近世民家と考えられる建物からも 1 間 6 尺の基準寸法がみられた。したがって本茶屋本陣の建築年代は近世のものと考えても差し支えない。

長野県史に見る基準寸法（表記番号は長野県史Ⅲ民家記載の番号）

番号	名称	備考	所在地	年代	主要室モジュール(桁行×梁行)
1	井出家座敷	県宝	南佐久郡臼田町	江戸中期	6.03尺(1828)×6.00尺(1817)
2	平林龍男家		南佐久郡臼田町大字湯原	江戸後期	6.02尺(1825)×6.02尺(1825)
3	井出求義家		南佐久郡川上村原	江戸後期	6.01尺(1822)×6.00尺(1817)
3	由井茂璞家		南佐久郡川上村御所平	江戸後期	6.06尺(1836)×6.07尺(1840)
4	旧佐々木家	重文/日本民家園	南佐久郡八千穂村畑	江戸中期	享保18(1733) 6.00尺(1820)×6.00尺(1820)
5	旧小諸本陣	重文	小諸市市町	江戸後期	18C末～19C初期 6.00尺(1818)×6.09尺(1845)
6	桃源院書院	寺院/旧小諸本陣?	佐久市鳴瀬	江戸後期	18C末～19C初期 6.01尺(1823)×6.02尺(1825)
7	安川幸夫家	旧小田井宿本陣/町史跡	北佐久郡御代田町御代田	江戸後期	18C中期/他 6.00尺(1818)×6.12尺(1855)
8	真山(さなやま)家	旅籠・問屋/重文	北佐郡望月町大字望月	江戸後期	明和3(1766) 6.00尺(1818)×○
9	旧芦田宿本陣土屋家	旧芦田宿本陣/県宝	北佐久郡立科町芦田	江戸後期	寛政12(1800) 5.99尺(1814)×6.00尺(1820)
10	石合英男家	旧長久保宿本陣/町指定	小県郡長門町大字長久保	江戸中期	17C後期 6.03尺(1828)×6.13尺(1856)
11	竹内純男家	町指定	小県郡長門町長久保	江戸中期	17C末 6.03尺(1826)×○
12	和田宿本陣		小県郡和田村和田	江戸末期	文久元年(1861) 6.00尺(1818)×6.00尺(1818)
13	春原(すのはら)家	重文	小県郡東部町大字和	江戸中期	17C中期～後期 6.00尺(1818)×6.00尺(1818)
14	矢島正大家		諏訪市神宮寺	江戸後期	19C前期 6.01尺(1821)×6.00尺(1818)
15	吉田正志家		茅野市大字米沢字北大路	江戸後期	6.05尺(1834)×5.94尺(1800)
15	丸茂伝一家		茅野市大字玉井字山田	江戸後期	天明8(1788) 6.18尺(1873)×5.97尺(1809)
15	小平延門家		茅野市大字豊平字南大塙	江戸末期	6.00尺(1819)×6.00尺(1820)
16	旧三沢家	日本民家園/県重文	伊那市西町	江戸末期	天保11(1840) 6.00尺(1818)×○
17	旧竹村家	重文	駒ヶ根市中沢	江戸中期	○×6.01尺(1821)
18	伊沢修二生家	町指定	上伊那郡高遠町東高遠	江戸後期	6.01尺(1823)×6.04尺(1830)
19	藤沢六郎家		上伊那郡高遠町西高遠	江戸末期	文久3(1863)直後 記載なし
20	旧新井家	県宝	上伊那郡宮田村	江戸中期	6.00尺(1818)×6.00尺(1818)
21	福島豊家		飯田市本町	江戸後期	6.10尺(1849)×6.07尺(1841)
22	竹ノ内家	重文	下伊那郡高森町吉田	江戸後期	寛政11(1799) 6.00尺(1817)×6.02尺(1823)
23	桜井五郎蔵家		下伊那郡清内路村下清内路	江戸末期	6.03尺(1826)×6.00尺(1820)
24	小松清治家		下伊那郡阿智村智里	江戸後期	6.01尺(1821)×6.00尺(1819)
25	松下規一家		下伊那郡根羽村	江戸中期	6.04尺(1830)×5.99尺(1816)
25	片桐桂家		下伊那郡根羽村	明治・大正	明治後期～大正初期 6.02尺(1825)×6.08尺(1841)
26	金田精治家		下伊那郡下条村大字陽阜	江戸中期	6.01尺(1822)×6.09尺(1845)
27	松下家	重文	下伊那郡大鹿村大字大河原	江戸後期	文政3(1820) 6.03尺(1882)×6.00尺(1818)

番号	名称	備考	所在地	年代	主要室モジュール(桁行×梁行)
28	山口民俗資料館		下伊那郡上村上町	19C前期	6.00尺(1818)×6.07尺(1839)
28	旧染木島番所		下伊那郡南信濃村八重河内	江戸末期	弘化3(1846) 6.00尺(1820)×6.03尺(1827)
28	野牧武家住宅		下伊那郡上村下栗	19C前期	6.04尺(1830)×6.06尺(1836)
29	野口弥吉・重吉家住宅		木曾郡木曾福島町新開	江戸後期	不明
29	狩戸勇家住宅		木曾郡日義村巾	江戸末期	○×5.97尺(1809)
30	林家	県宝	木曾郡南木曾吾妻	明治前期	明治10(1877) 6.18尺(1872)×6.20尺(1880)
31	藤原家	県宝	木曾郡南木曾吾妻字大妻籠	江戸中期	6.00尺(1820)×6.00尺(1820)
32	田口長吉家		木曾郡開田村貝坪	江戸後期	6.13尺(1856)×6.26尺(1897)
32	黒田利男家		木曾郡三岳村黒田	江戸後期	6.24尺(1891)×5.27尺(1595)
33	橋倉家	県宝	松本市旭	江戸後期	5.98尺(1811)×6.00尺(1818)
34	折井豊家		松本市白板	江戸後期	寛政2(1790) 6.02尺(1824)×5.99尺(1816)
35	馬場太郎家		松本市内田	江戸末期	嘉永4(1851) 6.00尺(1817)×6.02尺(1826)
36	島崎家	重文	塩尻市大字片丘	江戸中期	○×6.01尺(1821)
37	小松家	重文	塩尻市大字片丘	江戸中期	6.03尺(1828)×6.04(1830)
38	堀内家	重文	塩尻市大字堀ノ内	江戸後期	6.00尺(1818)×6.03尺(1829)
39	小野家	重文	塩尻市大字塩尻町	江戸末期	嘉永3(1850) 5.63尺(1705)×5.99尺(1814)
40	上条吉次家	旧塩尻峠茶屋本陣	塩尻市大字柿沢	江戸後期	寛政8(1796) 6.00尺(1820)×6.00尺(1820)
41	赤羽治雄家		塩尻市大字広丘郷原	江戸末期	安政6(1859)頃 6.01尺(1822)×6.02尺(1826)
42	若林俊一家		東筑摩郡坂井村	江戸後期	5.66尺(1715)×5.97尺(1810)
43	松尾清志家		南安曇郡豊科町大字高家	江戸中期	6.00尺(1818)×6.02尺(1826)
43	平林盛人家		南安曇郡豊科町光	江戸後期	6.01尺(1821)×6.00尺(1819)
44	曾根原家	重文	南安曇郡高野町大字有明新屋	江戸中期	○×6.01尺(1821)
45	斎藤たつえ家		南安曇郡安曇村番所中道	昭和初期	昭和10(1935) 6.02尺(1825)×6.54尺(1982)
45	中原英男家		南安曇郡安曇村大野川下村	明治	○×6.02尺(1823)
45	宝来屋	財団法人日本司法博物館		江戸後期	6.00尺(1818)×6.00尺(1818)
46	伊藤繁隆家		大町市館之内	江戸中期	正徳4(1714) 6.07尺(1838)×6.1尺(1849)
47	横川豊家		大町市九日町	江戸後期	○×6.02尺(1825)
48	湯口博一家		北安曇郡松川村神戸	江戸後期	記載なし
49	中村武本家		北安曇郡美麻村	江戸中期	元禄11(1698) 6.07尺(1839)×6.07尺(1840)
50	高橋秀忠家		北安曇郡白馬村北谷地	江戸後期	6.12尺(1855)×○
50	山本善治郎家		北安曇郡白馬村青鬼	明治後期	明治41(1908) 6.06尺(1837)×6.05尺(1833)
51	相沢金雄家		北安曇郡小谷村大字中土瑞鶴	江戸後期	6.56尺(1989)×○
52	吉原良雄家		更級郡大岡村甲	江戸後期	6.15尺(1864)×○
53	毛利国治家		上高井郡高山村大字中山	江戸中期	6.01尺(1821)×6.04尺(1830)
54	高藤富治家		下高井郡木島平村大字往郷	江戸後期	6.05尺(1833)×○
55	旧横田家	重文	長野市松代町松代	江戸後期	5.99尺(1815)×○
56	小林友喜家		上水内郡信州新町弘崎	江戸末期	弘化4(1847) 6.02尺(1824)×6.02尺(1825)
57	小林一茶旧宅		上水内郡信濃町柏原	江戸中期	記載なし
58	瀧澤真家		上水内郡三水村大字赤塙	江戸中期	18C末初期 6.00尺(1820)×5.75尺(1741)
58	石井賢郎家		上水内郡车礼村大字川上	江戸中期	18C末中期 6.06尺(1837)×5.83尺(1768)
59	丸山勝事家		飯山市大字富倉	江戸後期	18C末後期 6.35尺(1924)×6.10尺(1848)
60	旧山田家	重文/日本民家集落博物館	下水内郡栄村上野原	江戸後期	1751~1781頃 5.75尺(1743)×○
61	阿部家	県宝	下水内郡栄村大字帰字大久保	江戸後期	1750~1770頃 6.09尺(1844)×○

長野原町 応桑周辺の民家の基準寸法（簡易調査）

名称	備考	所在地	年代	主要室モジュール
小宿				
1 入澤徹(春江)家	天明以前の言伝えも？	長野原町応桑字小宿	江戸後期？	6.04尺(1830)
2 宮崎正家		長野原町応桑字小宿415-2	江戸後期？	6尺 (1818)
滝原				
3 萩原	良山荘主人	長野原町応桑字滝原	明治時代？	6尺 (1818)?
4 萩原千秋家		長野原町応桑字滝原	明治時代？	6尺 (1818)?
鎌原				
5 安済徳太		嬬恋村鎌原	明治時代	6尺 (1818)
6 佐藤輝一家	塩屋	嬬恋村鎌原	明治時代？	6.07尺 (1840)
7 橋爪(星野栄一)家		嬬恋村鎌原	明治時代？	18C中期/他 6.09尺 (1845)
8 小林一雄家		嬬恋村鎌原	江戸時代末	6尺 (1818)

創建年の判定

本茶屋本陣の建設年代に関しては調査半ばであり、この地域で比較する茶屋本陣や民家の遺構が少ないとから、類似形式による創建年の判定は振れ幅がある。

文化庁では登録にあたって建設年代の区分を

江戸前期 1615～1661（元和元年～万治4年）

江戸中期 1661～1751（寛文元年～寛延4年）

江戸後期 1751～1830（宝暦元年～文政13年）

江戸末期 1830～1868（天保元年～慶応4年）と定めている。

以下に「応桑周辺地域の民家比較表」および「旧狩宿茶屋本陣における各要素からの推定表」をあげるが、建物の材料、工法、形式の特徴から考えると、建設された年代は江戸後期から末期までを想定することが出来る。

応桑周辺地域の民家比較表（参考文献『上州の重要民家をたずねる(北毛編)』、『群馬県の民家』）

建物	場所	年代	形式	大黒柱	柱間	基礎・土台	仕上	当初押入
1 横善館の本館	吾妻郡中之条町	江戸中期 推定元禄7年(1694年)	切妻造 出梁造り 鉄板瓦葺き(当初板葺き石置き屋根)	大黒柱173mm角 下大黒柱252mm角 芯々約6.06尺 (1836mm)			大黒柱・下大黒柱は手斧仕上、なし その他柱は鉢仕上。 小屋梁・小屋束手斧仕上。	
2 富沢家住宅	吾妻郡中之条町	江戸後期 寛政4年頃(1792年)	寄棟造、前堀造り 出梁造り 草葺き	土間境に3本の太い柱があり	芯々約1835mm		全ての柱が鉢仕上、一部土間のあり 奥に手斧仕上の柱あり。	
3 滝沢とき家	吾妻郡嬬恋村	江戸後期から末期 推定文政年間 (1818～1831)	切妻造 出梁造り 瓦葺き(当初板葺き石置き屋根)	606×350mm				あり
4 町田浩蔵家	吾妻郡中之条町	江戸後期 推定18世紀中期頃	入母屋造 カラー鉄板葺き(当初草葺き)	土間境には2本の太い柱	内法12.04寸 (3648mm)		土間境の2本の太い柱は土間側の面は手斧、他の面を鉢仕上。 土間内の太い柱は手斧仕上。	なし
5 田中英一氏宅	吾妻郡東吾妻町	江戸後期～江戸末期 推定18世紀後期	寄棟造 出梁造り 草葺き	不明	芯々約1830、 1890mm等			あり
6 里見武男家	吾妻郡東吾妻町	江戸末期 推定19世紀中期 嘉永2年(1849年)頃 (現在草葺きの上鉄板葺き)	入母屋造 出梁造り、セガイ造り 鉄板葺き	545×251mm、檜材、 鉢仕上				あり
7 神保俊二郎家	吾妻郡中之条町	江戸末期 推定嘉永6年(1853年)	切妻造 出梁造り 鉄板瓦棒葺き(当初板葺き)	大黒柱336mm角 下大黒柱339mm角		側土台を入れている。	全ての柱が鉢仕上(大黒柱含む)なし	
8 黒岩九蔵家	吾妻郡嬬恋村	江戸末期 推定慶應4年(1868年)	切妻造 出梁造り (当初板葺き石置き屋根)	大黒柱あり、寸法不明				あり
9 市川義夫家	吾妻郡六合村	明治前期 推定明治3年(1870年)	切妻造 出梁造り、セガイ造り 鉄板葺(当初板葺き石置き屋根)	450×620mm				あり
10 唐沢姫雄家	吾妻郡中之条町	明治前期から中期 明治15～16年 (1882～1883年)	切妻造 出梁造り、セガイ造り 鉄板葺(当初板葺き)	大黒柱あり、寸法不明 下大黒あり、寸法不明		側土台を入れている。		あり

旧狩宿茶屋本陣における各要素からの推定表

要素	推定年代	根拠	要素の可能性			
			江戸中期	江戸後期	江戸末期	明治
基礎・土台	江戸後期以降	一般に中部以東の地方では江戸末期あたりから土台がみられる。 本建物は石塁建であるが西面のみ側土壁を受ける土台を入れている。		○	○	○
足固め	江戸中期以降	享保13年(1728)『匠家仕口雑形』に足固めの工法が描かれており、 この頃より足固めはみられた。	○	○	○	○
柱間寸法	江戸中期以降	長野県では江戸中期より、6尺芯々の柱間寸法がみられる。 長野県の寸法体系が流入したと考えられる。	○	○	○	○
構造材・造作材の材種	明治以前	吾妻郡では杉などの針葉樹は明治以降に植林される。本建物では 後補の柱1本を除き、杉材は使用されていない。	○	○	○	
柱の仕上・梁の仕上	—	本建物は格式が高い本陣建築であり、部屋の柱に鉋が多用されている ため年代が推定できない。また、小屋梁ののような仕上は近代にもみられ た時代の指標にはならない。	○	○	○	○
柱の部材寸法	明治以前	柱は歩留まりが悪く、古い民家の特徴である。	○	○	○	
大黒柱	江戸後期以降	周辺地域の民家では江戸後期以降より大黒柱がみられる。		○	○	○
釘	明治30年以前	明治30年頃から日本製の洋釘が製造され和釘にとって変わる。後の 改造部には洋釘が見られ、改造時期は推測できるが創建年代の指標 とはならない。	○	○	○	○
押入	江戸後期以降	周辺地域の民家では江戸後期以降より押入がみられる。		○	○	○
屋根仕上	—	戦後も全国で見ることができ年代の指標にはならない。	○	○	○	○
出梁造り	江戸中期以降	江戸中期の建物にも見られる。	○	○	○	○
差し鴨居	江戸中期以降	多用されているが江戸時代中期の建物にも見られる。	○	○	○	○

(7) 整備計画における建物の復原考察 (p. 24、25 参照)

本陣では大名や役人の入口は、庶民の出入口とは別に式台を配した玄関を設けるのが一般である。今回の調査からは式台の痕跡は見つからず、本茶屋本陣の玄関は特定できないが、「齊治方眼紙の図」では、現在の建物の道路側からみて、左側（東側）の土間を玄関としている。

1階

① 上段の間

一般に上段の間は、座敷の中で一番格式が高く、中の間との境に框を設け、床を続
くの間より一段上げて造り、さらに床の間、床脇、書院等を配する。上段の間より続
く座敷は上段の間から遠くなる程、造作や材料などの質が下がり、格式により空間に
差がつけられる。

本茶屋本陣では上段の間、中の間、表の間の3室続きの座敷があるが、(ろ七)、(へ
七柱)に残る敷居の痕跡からは上段の間は、床を200mm上げていたことがわかる。また、
それにともない襖、障子は改造前の建具をそのまま
使用しているが、鴨居は中古の鴨居を元の鴨居
の下に無造作に取り付けている。鴨居は2階の客
間の鴨居を転用したと考えられる。養蚕のため2
階客間の仕切りを取り外し、小壁を除いたとき不
要となった鴨居である。このような痕跡により、
床を上げ上段の間を復原する。

床の間（薄縁、檜の框の蹴込床）、床脇、平書院
が揃っているが、この部屋は床を下げた以外痕跡



(ろ七) の柱 上段の間の当初の敷居跡

はなく、当初の上段の間の姿を残している。また、床の間の壁に張られているベニヤ板の下には張付壁が残されている。張付壁は古い技法で土壁より格式が高く、壁を紙で張り、四分一と言われる材を黒塗りにして四周の縁を押さえている。ただしここでは、木摺下地ではなく、土壁の上に直接紙を張っている。この部屋は張付け壁として復原する。

天井は高く竿縁天井になっているが、竿縁に天井板をとめる釘には和釘が使用されている。明治30年(1897)頃から日本製の洋釘が製造されて、和釘にとって変わる。上段の間、中の間の天井は高く(上段の間は復元では3,235mm、中の間3,430mm)、部屋の上には2階を設けていない。2つの部屋の間には篠欄間が入っていて、当時のものと考えられる。また、「齊治方眼紙の図」では「上段槐ノ間」と書かれ、また「上段ノ間通シ柱」では、床柱を含めた上段の間の柱が槐であることから、記載と合致している。槐は鬼の木と書き、縁起木として魔除けにしていたというが、硬く耐久性にすぐれしており、珍重される。現在は、銘木として床柱や床框に使用する例が多い。

殿居の側に長押より上部に欄間が付いているが、後補のもので不自然であることから当初の壁に修理する。

② 殿居

上段の間の南に殿居がある。殿居とは、規模の大きい民家で、上手の座敷の外部側に設けられた1間巾の広縁をさす呼称であるが、ここでは部屋として使用された時期がある。殿居の(ろ一)の柱は、色合い、材質、寸法、下がった基礎石の納まりから新しく入れられたことがわかった。押入を取付けるため後に入れられたものである。よって、ここでは南側の開口部の巾を2間半としの当初に復原する。

「齊治方眼紙の図」では、殿居の外に3尺幅の縁がついており、また、天井も部材が新しく、天井の位置が上段の間の欄間にかかることから、後補であると判断できる。

③ 中の間

中の間には、床框と床板を使った1間半巾の床の間があるが、これも痕跡等はなく当初のままである。床の間は張付け壁とし復原する。

④ 表の間

表の間の天井は根太天井で天井高は低く、部屋としての格式は、続きの3部屋の中では、最下位となる。西側の地袋には、表面に凸凹がある金唐革紙が使用されている



(へ五) の柱 上段の間は、当初の鴨居の下に後補の鴨居が取り付けられている



上段の間床の間の張付壁

が、明治18年に北白川宮が宿泊した時に畳、障子を一切新調していることから、この時、襖を改修したことが考えられる。痛みが激しいが裏打ちし使用したい。また地袋の差鴨居には2本溝が残り、ここは押入として当初使用していたと考えられるが今回は北白川親王宿泊時に復原するとし、当初復原はしない。

⑤ 中廊下

3尺5寸巾の中廊下は、宿泊部分と生活部分を分離し、続き3間の独立性を高めている。(と四一と十)までは差鴨居の下端面に間渡しの跡が残り、他の柱に貫・間渡し穴の痕跡あることから、土壁であった。(と一)柱の北側に板壁等の胴縁痕があり、(と三)の柱は中古柱であることから(と一と四)の間は板壁等の間仕切があったと考えられる。「齊治方眼紙の図」から南側に便所と湯殿が明治18年(1885)に作られたが、それ以前も南側には、裏に続く動線があったと考えられる。



(と三)の中古柱と差鴨居

⑥ 座敷

座敷は10畳で床の間と収納がある。利用客が最初に上がる部屋で、土間境の襖は腰に板絵が書かれている。これも北白川親王の時代に新調したと考えられ、装飾的な板絵が描かれる場所は客を迎える空間と言える。天井は低く、根太天井になっている。

床の間の小座敷側の柱には貫等の痕跡があり、(と九一を九)間は壁であったことがわかる。(ぬ十)柱は床下まで柱が無く、後補柱である。またこの部分の床板は2間半の長さがあることから、床の間(仏壇を含む)と収納は、後補であり、当初は全て床の間であると考えられる。



(と九)柱に残る壁痕

この床の間の形に復原を行う。

⑦ 北廊下

十四通りの柱(座敷及び表の間の柱)は栗材で、北廊下側は風蝕が激しい。また古写真を見ても北廊下にはガラス戸は写っておらず、吹きさらしの縁であったことがわかる。北廊下の道路側の柱は檜で、内側には摺痕が残り、外側には風蝕がある。ここには後補のガラス戸が外側に建て付けられており、内側には一筋雨戸が入っている。表の間(い十四ーろ十四)の床の間の北廊下側の壁には、ガラス戸がない時代には人目につくように大きく「黒源」の墨書きの文字があり、明治期の旅籠を営んでいた時期の名残と思われる。「齊治方眼紙の図」には「明治頃から黒源と言う」と書かれている。

十五通り柱間の間には敷居溝が彫られており、かつてこの部分にはガラス戸がなく格子戸が嵌められていた可能性がある。周辺の本陣および茶屋本陣では、街道側に格子戸が入れられている例がみられる。ここでは格子戸の復元を試みる。

本陣建築では式台等の玄関があり、表の間へ直接上がった事が想像できるが、ここでは式台の跡は確認できない。『日本の美術285 宿場と本陣』では、東海道・由比や中山道・小田井の脇本陣には門・式台がなかったと書かれていることから、茶屋本陣である当建物では、式台がなかった可能性もあり復元しない。

⑧ 土間

現在、車庫として使用している土間は「齊治方眼紙の図」には出入口と書かれていて、座敷へ上がる小縁が付いていた。また(を十四)、(そ十四)には座敷の床と同じレベルの位置に框の痕跡があり、「齊治方眼紙の図」以前の時代には「土間」は床上であった。このことから、「土間」が玄関として使用していない時期があったと考えられる。「齊治方眼紙の図」は明治時代の記憶で書かれ、それ以前は(十四通り)から南側は床上であったと推測される。現在の階段は、2階の床根太を切断した痕跡があることから、当初の位置でないことが確認出来る。痕跡の調査を行ったところ(十四通り、れーた間)の桁に階段を支える痕跡が見つかり、「齊治方眼紙の図」にあるように土間東側十二通りから2階に上がる階段であることが分かり、この位置に階段を移動する。現存する階段の段裏の板は和釘で打たれており当初の階段と考えることが出来る。黒岩志づ子さんの話では2階への階段は大黒柱より土間側にあり、移築したということから、二度に渡り移動したこととも考えられる。

⑨ 茶の間

現在の茶の間は8畳の大きさであるが、以下の考察からかつては2.5間×3間、15畳程の大きさであったと考えられる。

「齊治方眼紙の図」には2階の茶の間上部に「立入レズ」と書かれているので、この部分は、吹抜であったと想像される。吹抜けの範囲は、東西に(を通り)～(そ通り)、南北に(六通り)～(十一通り)の間である。2階の小屋梁の下側の(た十一)および(か十一)に柱切断痕があり、その柱上部に貫、小舞の跡があることから、2階の(を十一～そ十一)には壁があった。養蚕の時期に蚕室の作業面積を増やすため、吹抜を



(と十四) 栗柱 (と十五) 檼柱の風蝕



階段のささら桁の取り合い

つぶして邪魔な柱を切断したものと考えられる。この吹抜部分の梁は井桁に組まれ、その上に小屋梁をのせている。近隣の事例である五料の茶屋本陣と比較を試みると、五料の茶屋本陣でもお西、お東ともに茶の間上部を吹抜としている。

また、1階の（を六）柱と（た六）柱の相対する面に下框、中棚の跡、（を六一を又四）、（を又四一た又四）、（た又四一た六）柱の相対する面に貫等の痕跡から壁であることが分かり、ここに時期は不明であるが収納場所や仏壇が存在したことが分かった。痕跡から考えるとこの上の二階部分は部屋にならず、吹抜に向いた飾り棚としてのスペースであったことが想像できる。

さらに、（を十一そ十）には2本溝の鴨居が架かっているが（そ八一そ十一）には1間半の引違いの建具がついていて建具が中途半端な位置にあることが不自然である。

（そ又四）柱は杉等の針葉樹で通し柱である。取り付けられた梁はw165×h 385 mmあり、差鴨居であることから（そ又四）柱の位置で切断されていると考えられる。この差鴨居は断面寸法から2.7m程の長さ以上と推定される。これらから（そ又四）柱は後補の柱であることがわかる。

以上、茶の間は痕跡に即した復原が行われる。



(そ十一) 柱 框の跡がみられる 階段の脇の2階床根太痕



(そ十四) 柱 框の跡が見られる

⑩ 小座敷

小座敷は7.5畳の大きさである。ここは「齊治方眼紙の図」にはフトン部屋と書かれ、東西に空間が2分されている。その南側にアンドンベヤと書かれている。（ぬ七）

（ぬ五）の梁下には柱柄の跡があるが、ここから西側をフトン部屋とすれば前述の図と合致している。次に南廊下の南側にあたるアンドンベヤであるが、基本的に場所を指す呼称と考えられるので、南側に開口部はなかったのかもしれない。また（ぬ五一を五）の差鴨居には2本溝があるので、ここが部屋の入口であったと考えられる。復元ではフトン部屋は管理室として整備する。また東側は通路と2階への階段を新たに設ける。

2階

⑪ 客間1

2階は養蚕を行うために、すべての客間の仕切りが取り払われている。

客間1は、西側壁に床の間と押入の痕跡が残されている。（ろ十）柱に蹴込板の痕跡があり、また（ろ十四）柱の鴨居の位置より上に落とし掛けの痕跡があることなどから

北廊下側が床の間で、その南側は押入と考えられる。（ろ十四）と（と十四）の柱に敷居鴨居、小壁の跡があるので（ろ十四一と十四）間には建具があったと考えられる。（又に十四）の梁下の位置に枘および栓の仕口があり、鴨居を吊っていた。同様に（と十）と（と十四）の柱にも敷居鴨居、小壁の跡があり（と十一と十四）間にも建具があったと考えられる。2階には天井があつた痕跡がなく、2階の他の部屋もすべて天井が張られていなかつた。

⑫ 客間2

客室2の南側、客間3との境に床の間があつたと考えられる。（と十）と（を十）の柱の相対する面の床から120mmほど上がつた位置に床框の跡があり、（又ち十）と（又ぬ十）の位置の梁の下側に寄蟻の仕口が残されているので、吊り束があつたと思われる。（と九）と（を九）の柱の相対する面には貫・小舞間度し穴の跡があるのでこの筋は壁であった。客間2には、押入の痕跡はない。（と十四）と（を十四）柱の間には敷居鴨居、小壁が残つてゐるので（と十一と十四）間には建具が入つてゐた。同様に（を十一）と（を十四）柱の間にも敷居鴨居、小壁が残つてゐるので、（と十一と十四）間にも建具があつた。



2階（ろ十）柱 床敷居の痕跡



2階（を十）柱の壁痕



2階（か十一、た十一）柱切断跡



茶の間上部2階吹抜部分の床板 後補の板は洋釘を使用、当初の床板には和釘が使われている

⑬ 客間3

北側の（九通り）は前述したように壁の痕跡がある。（と六）には新しい付柱があり（を六）の柱には鴨居の痕跡が後補のものなので、この筋は当初は壁がなかつたと考えられる。（と五）（を五）の柱には当て木をしていることから何らかの仕口があり仕切りがあつた可能性もある。客間3は当初はさらに2間南側に延びていたが、今後の調査により詳しい間取りが解明されることを期待したい。整備計画では下からの階段

をつけ客間2とともに展示などの活用に使用することが考えられる。

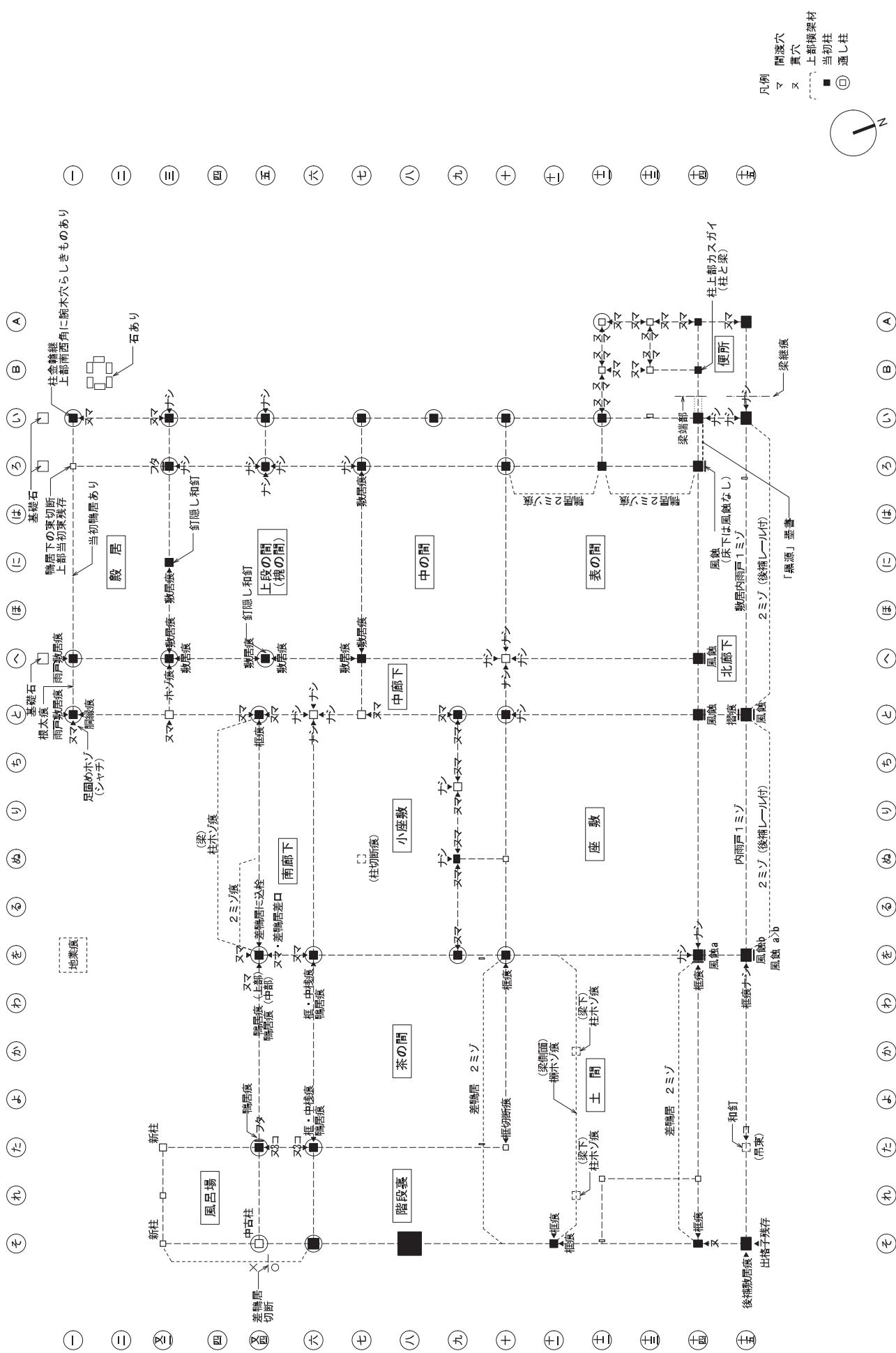
⑯ 客間4

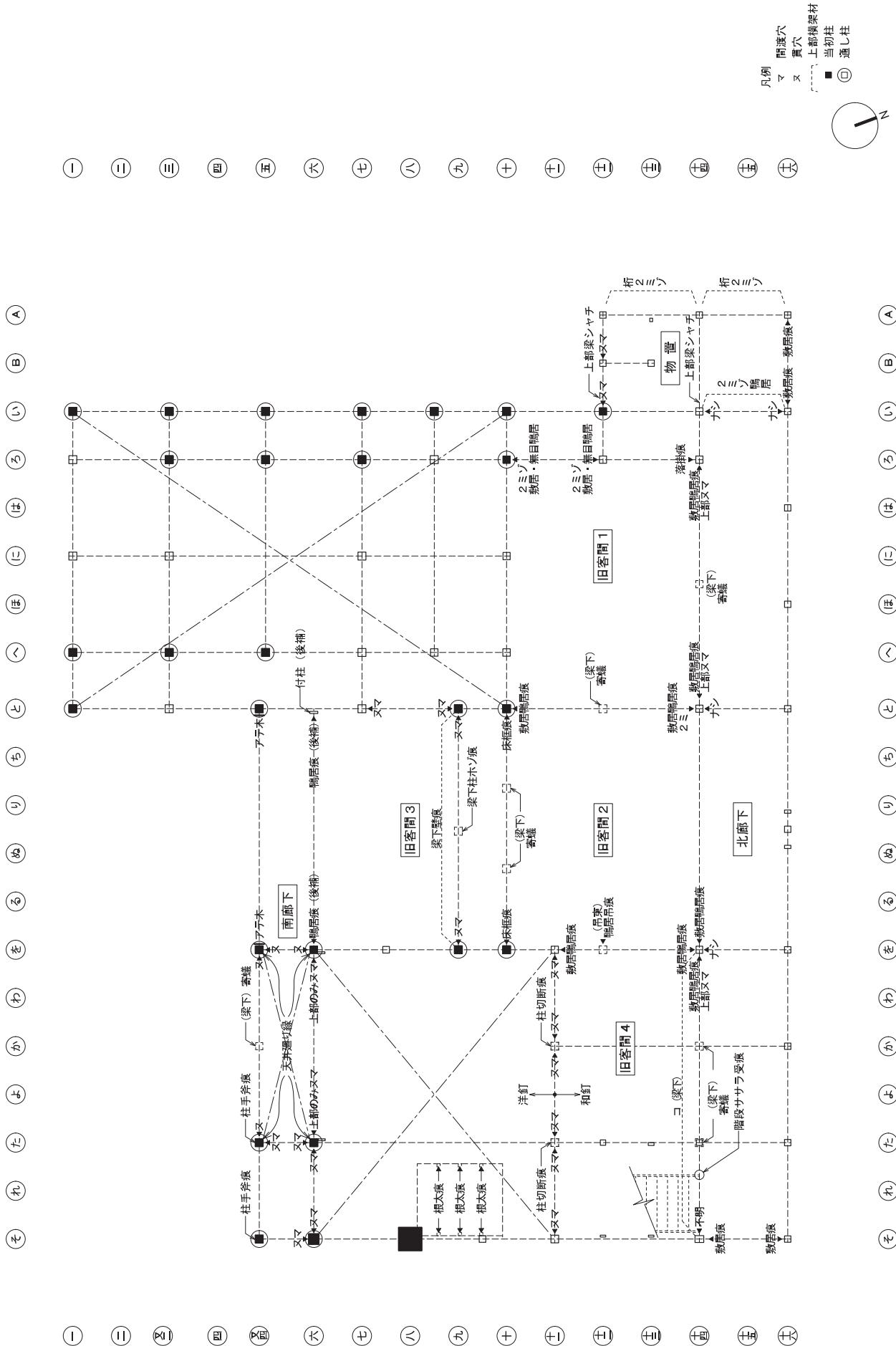
2階の（た十一）と（か十一）に柱の切断跡があり、上部の梁下に貫、小舞の跡があることから（を十一～そ十一）は壁であった。（た通り）より東側の吹抜は、ホップの乾燥室として造られた場所で（た十二）と（た十四）の柱は断面が小さく新規材である。（た十四）と（を十四）柱の相対する面には敷居鴨居、小壁の跡があるので（た十四～そ十四）間には建具が入っていたと考えられる。（た通り）より東側は、（又た十四～そ十四）には階段がかかっていた痕跡があり、復原する。このことから（た通り）より西側は6畳の部屋となる。

整備建物の復原まとめ

以上の考察結果から復原を試みたが、解体された部分もあり不明な点は多い。しかし、痕跡調査の結果と「齊治方眼紙の図」を元に復原すると、現状の建物は茶屋本陣時代の姿をよく留めている。特に解体された部分を除くと重要な宿泊部分の間取りや造作、外観が大きな改変が無いことがわかった。推定される整備建物の主な復原の内容（明治18年北白川親王宿泊時）を以下に述べる。

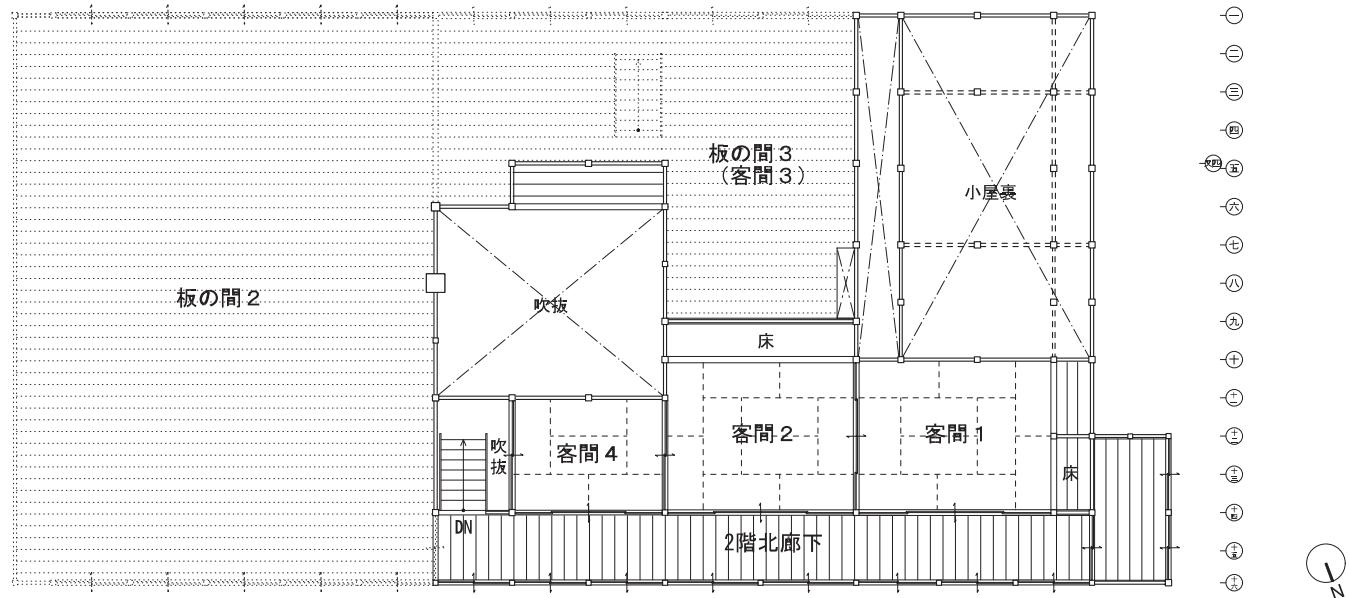
1. 外観は板葺き石置き屋根であった。ササ板が残るが今後のメンテナンスなどを考え銅板または鋼板で復元する。外壁部分の多くが漆喰壁であった。
2. 上段の間は、他の部屋より床を200mm高く上げて上段として復原される。後補の鴨居は取り除く、竿縁天井を復旧し、中の間とも床の間の張付壁が復元される。
3. 当初、殿居に押入はない。南には二間半の開口部となる。また、現在の天井も後補で新たに復元されるが、現在仕様は不明である。
4. 中廊下の東側の一部を除き張付壁で復元される。
5. 座敷の南側の床の間には扉、建具がなく全て床の間であった。
6. 茶の間は15畳の吹き抜けた部屋で、さらに当初は北に9畳が縁までびていた。南の部屋との境の差鴨居には棚がついていた。今回は明治18年北白川親王宿泊時以降の間取りでL型に縁が廻る土間として復元する。
7. 大黒柱脇の階段は移動する。
8. 小座敷は東西に分かれた納戸であった。柱、建具を復元し、活用を考えて管理室および通路として整備する。
9. 2階は、北側の街道に沿って廊下があり、廊下に面して3室の客間が並んでいた。また、西端の客間1には床の間があり、仕切りが復原され畳が入る。客間2、客間3の境は復原すると壁になるが、活用を考え、壁及び床の間は復原しないこととする。客間2、客間3、客間4は使用勝手により、展示室などに使用され、整備される。客間2、客間3、客間4の床は、活用を考え、板敷きとして整備されるが、活用によっては畳を入れることも出来る。



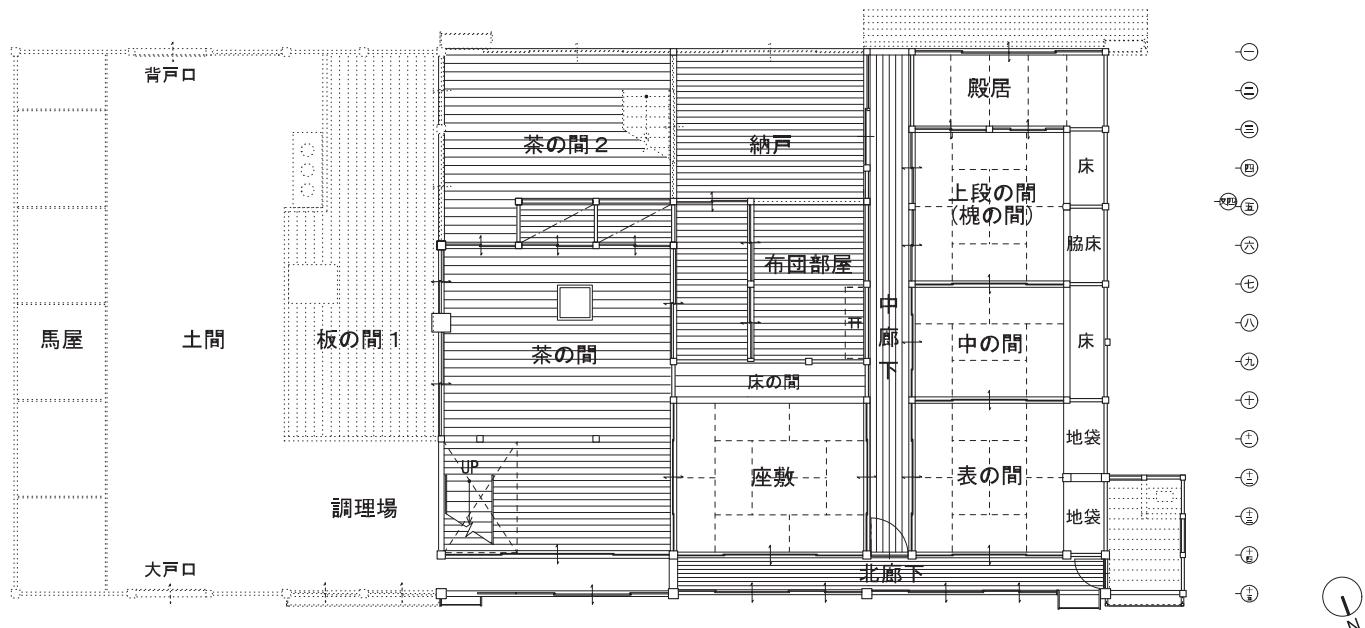


茶屋本陣時代復元図

そ れ た ま か わ き る ん り る と へ ほ に は う い う あ

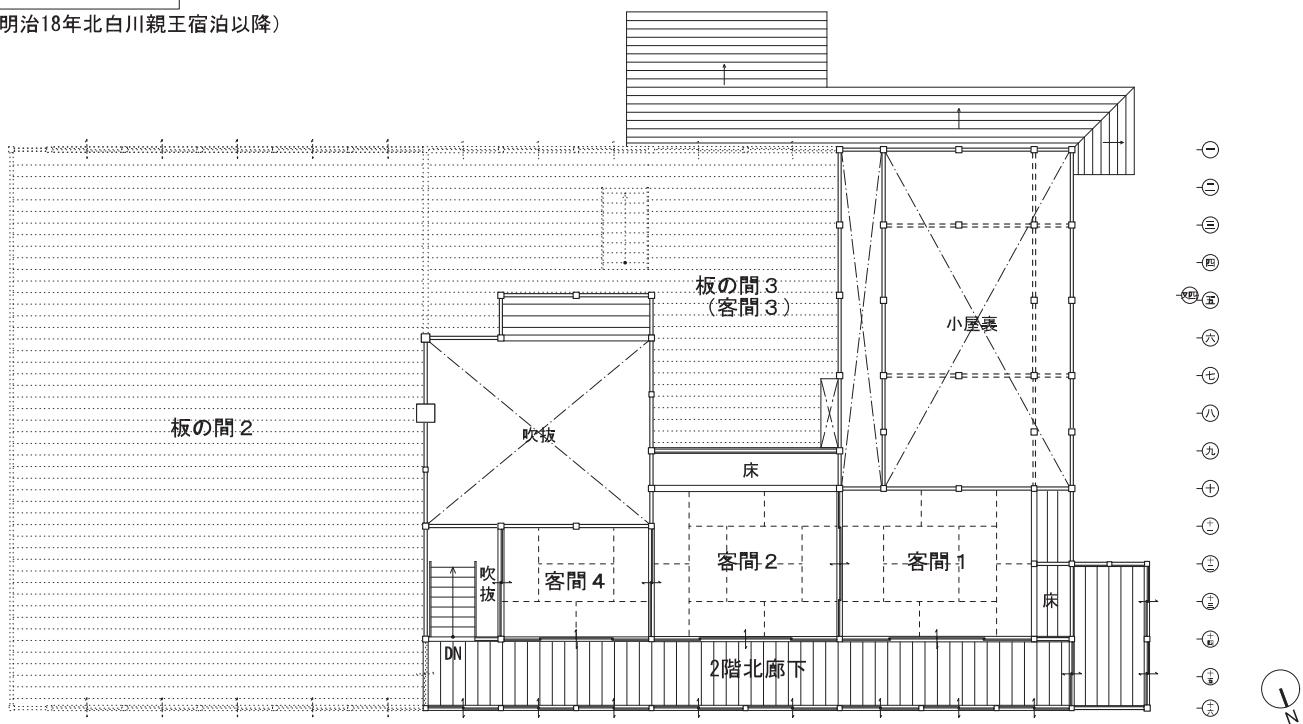


そ れ た よ か わ き る ん り る と へ ほ に は う い う あ

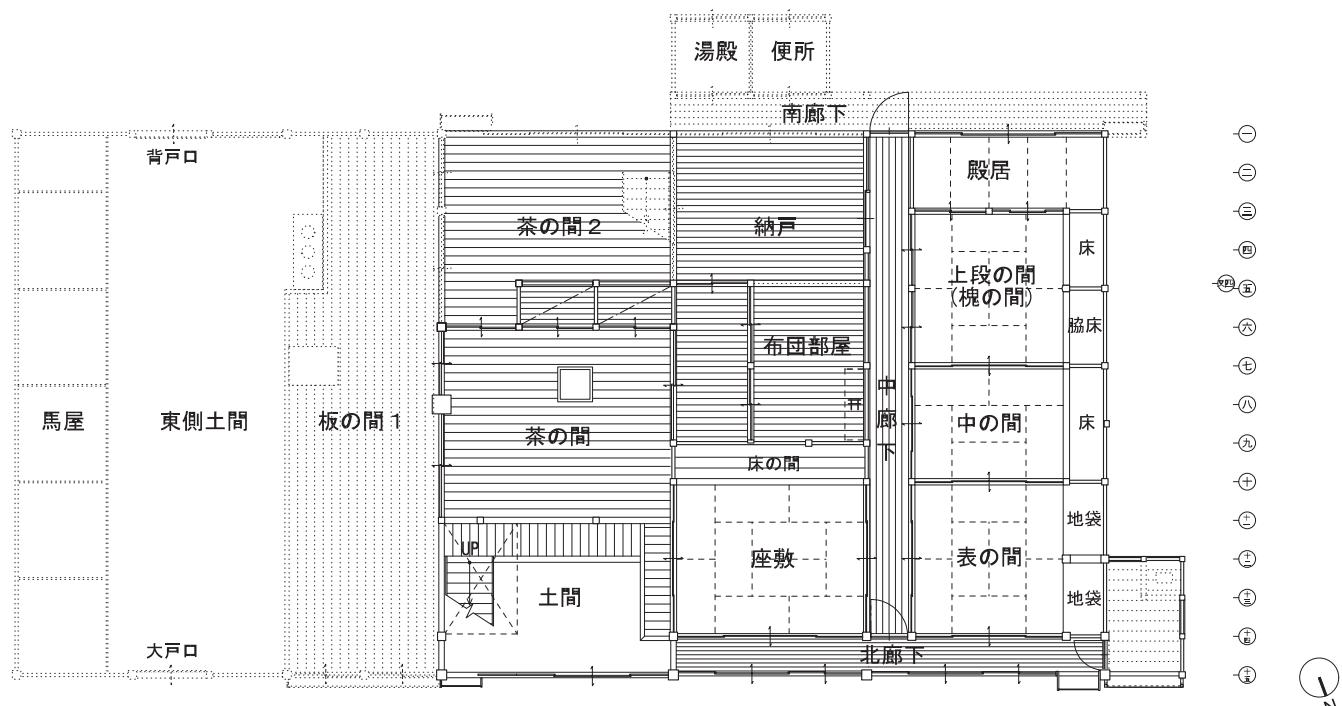


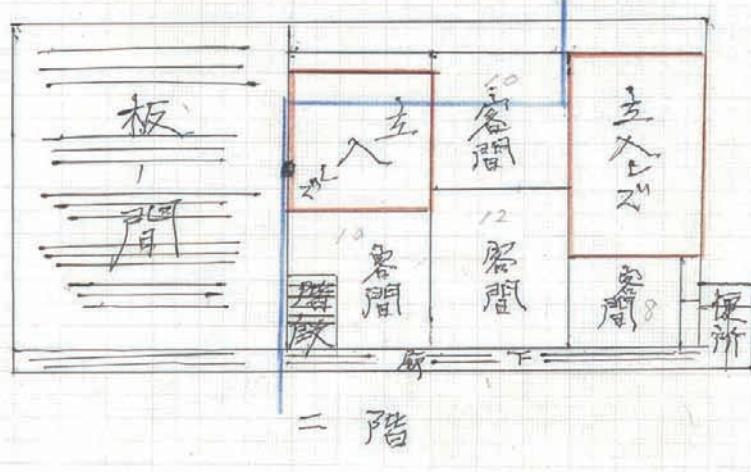
明治時代復元図

(明治18年北白川親王宿泊以降)

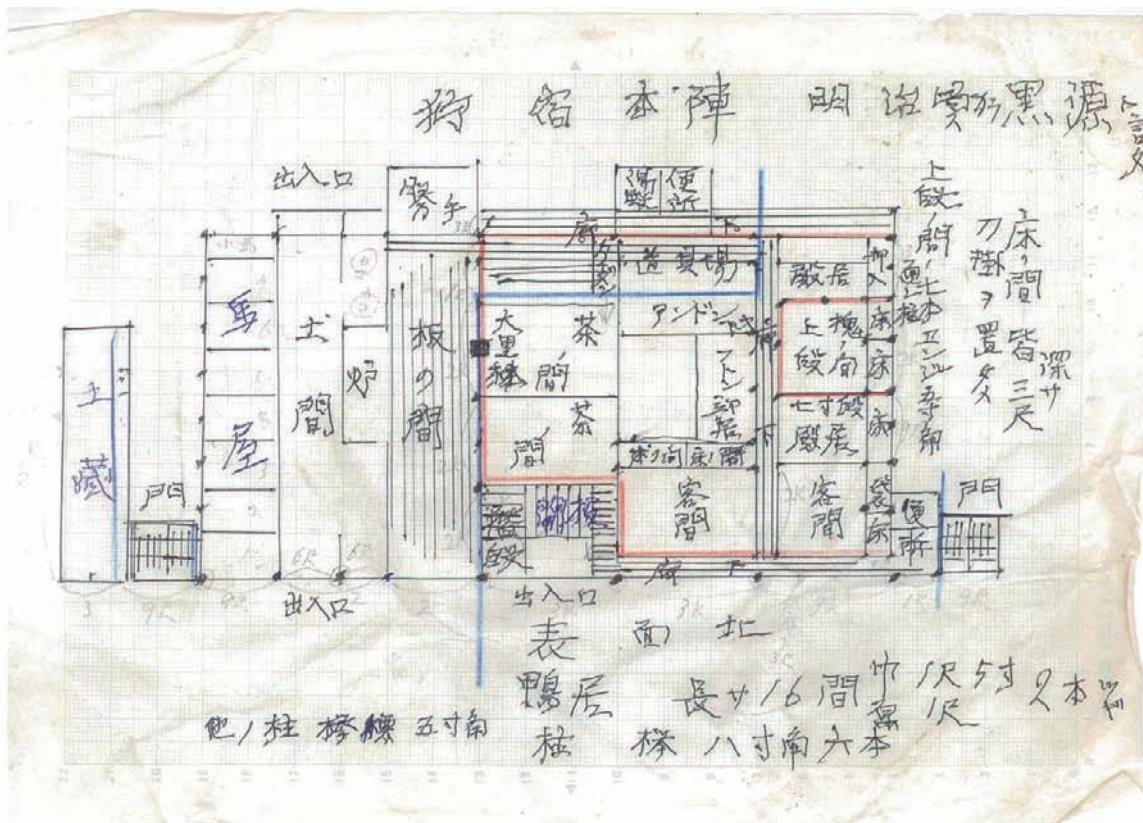


そ れ た よ か わ を る ぬ り ち と へ ほ に は ろ い B A





齋治の図 2階平面図



齋治の図 1階平面図

4 文化財保護の経緯

(1) 文化財調査に至る経緯

旧狩宿茶屋本陣は、平成 27 年度に長野原町教育委員会により調査が行われ『狩宿茶屋本陣調査報告書』を発行している。茶屋本陣は、それまでその存在を知られていたものの、詳細な調査は行われていなかった。茶屋本陣の隣にある応桑小学校には寛文 4 年（1664）に開設され明治維新まで続いていた狩宿関所があった。茶屋本陣の建物は、その脇に位置している。茶屋本陣建物の西側道路脇には黒岩家により石碑が建てられているが、いかに黒岩家が本茶屋本陣の存在を大切に考えていたかを知ることが出来る。建物はこれまで黒岩家により守られてきた。しかし、老朽化が進む建物の対処を求める声が、地元在住の町民からも聞かれるようになり、長野原町教育委員会では建物の価値を判断する正式な調査を行うことになった。

(2) 文化財調査結果とその後の経緯

平成 27 年度の長野原町教育委員会による調査報告の結果、建物は、茶屋本陣建築の特徴をよく残していることが確認された。茶屋本陣の特徴である上段の間と、それに連なる二室があり、中廊下により客座敷と日常の空間を明確に分けている。外観は、出梁造りで軒を深く造っており、この地方の町家建築の特徴をよく今日に伝えている。長野原町ではその価値を認識し、歴史的遺構保存の必要性から平成 29・30・令和 2 年度に黒岩家より土地建物の寄付を受けた。

5 保護の現状と課題

(1) 保護活用の現状

長野原町では平成 28 年度に簡易補修工事を実施した。落ちていた天井や抜けていた床板を補修したことにより、安全に内覧することができるようになった。また地元有志による建物内部の清掃も実施された。今後文化財保存修理を行う予定である。

(2) 保護活用の課題

先に述べたようにこの建物は近世から近代へと変遷していく、面積は次第に小さくなっている。この建物は茶屋本陣の時代をもとに、北白川宮親王が宿泊した時代に復元することで、町の人々の誇りとするような保存をおこなう。まずは修理工事を行った上で次のステップである活用へ到達することが出来る。

このために必要な保存修理事業を今後行う。修理事業は今後長く建物を保存するために基礎を修理し、構造から直す。腐朽部分を修理し、不陸を直す。後述するが、耐震診断、防災計画、活用に必要な給水排水設備、電気工事、暖房設備工事も行う必要がある。これらの工事が行われた上で保存活用が成立する。

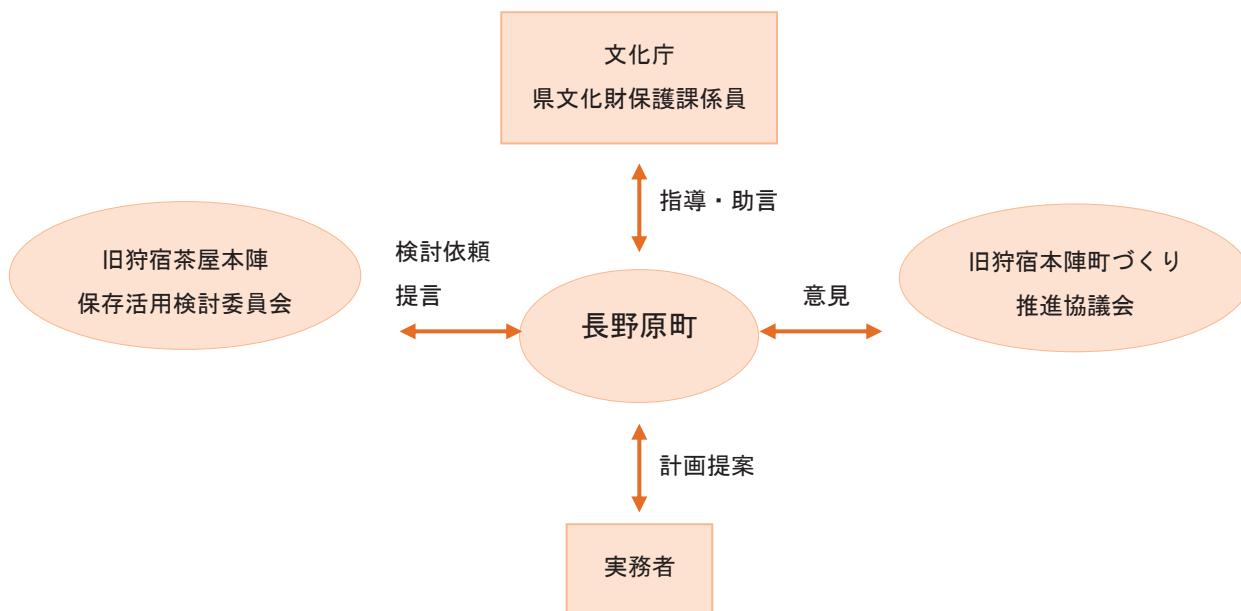
6 計画の策定の組織

(1) 保存活用計画策定の組織

(2) 委員会

保存活用計画の方針策定のための検討を保存活用検討委員会が行い長野原町に提言を行った。ここでは、行政、研究者、計画の実務者を含め、幅広い分野の人材により意見を聞き、検討を行った。また、町民の声を反映し生かすことも必要となり町づくり推進

協議会を通して意見を聞いた。



(3) 委員会開催の記録

構成委員

平成31(令和元)年度 保存活用検討委員会

委 員 村田敬一 (群馬県文化財保護審議会副会長・建造物) ○委員長
委 員 竹渕 剛 (旧宿茶屋本陣町づくり推進協議会会长) ○副委員長
委 員 下谷 通 (嬬恋村文化財調査委員長・郷土史)
委 員 伊郷吉信 (自由建築研究所代表)
オブザーバー 江島祐輔 (文化庁 文化財第二課 登録部門 建造物担当)
オブザーバー 小林 正 (群馬県教育委員会文化財保護課文化財活用係・建造物担当)
事務局 市村隆宏 (長野原町教育長)
事務局 富田孝彦 (長野原町教育委員会文化財保護対策室長)
事務局 細川剛史 (長野原町教育長文化財保護対策室文化財係)
事務局 中村 剛 (長野原町企画政策課長)
事務局 竹内隆行 (長野原町企画政策課企画政策係長)

令和2年度 保存活用検討委員会

委 員 村田敬一 (群馬県文化財保護審議会副会長・建造物) ○委員長
委 員 竹渕 剛 (旧宿茶屋本陣町づくり推進協議会会长) ○副委員長
委 員 下谷 通 (嬬恋村文化財調査委員長・郷土史)
オブザーバー 文化庁 文化財第二課 登録部門 建造物
オブザーバー 小林 正 (群馬県地域創生部 文化財保護課 文化財活用係・建造物担当)
事務局 市村隆宏 (長野原町教育長)
事務局 富田孝彦 (長野原町教育委員会文化財保護対策室長)
事務局 高田靖之 (長野原町教育委員会文化財保護対策室文化財係)

事務局 高橋人夢 (長野原町教育委員会文化財保護対策室文化財係)

事務局 中村 剛 (長野原町企画政策課長)

事務局 阿部克也 (長野原町企画政策課企画政策係長)

アドバイザー 伊郷吉信 (伝統技法研究会/副理事)

アドバイザー 十川百合子 (伝統技法研究会)

委員会開催の記録

場所

第1回委員会 於：長野原町山村開発センター

第2回委員会～第8回委員会 於：長野原町役場 委員会室

第9回委員会 於：長野原町やんば天明泥流ミュージアム 体験学習室

議事内容

第1回委員会／平成30年12月19日

- ・旧狩宿茶屋本陣の経緯と現状・課題／委員会組織、運営について／ほか

第2回委員会／平成31年3月20日

- ・保存活用の基本方針について／ほか

第3回委員会／令和元年7月8日

- ・旧狩宿茶屋本陣の価値／整備範囲について／ほか

第4回委員会／令和元年10月3日

- ・旧狩宿茶屋本陣の損傷について／法的問題点について／ほか

第5回委員会／令和元年12月9日

- ・旧狩宿茶屋本陣の活用について／復原の方針／文化庁の考え方の確認／ほか

第6回委員会／令和2年3月10日

- ・保存活用案の検討／保存活用計画報告書の全体の検討／ほか

第7回委員会／令和2年7月8日

- ・整備範囲の確認／発掘現場観察／ほか

第8回委員会／令和2年12月11日

- ・整備計画の検討／創建年の記述／耐震補強案について／ほか

第9回委員会／令和3年3月10日

- ・整備平面・立面の検討／耐震補強案について／活用公開計画追記／ほか

7 長野原町における他の計画との関係

(1)まちづくり施策と関連する事項(都市計画、地域整備、観光計画、環境保全計画等)

(2)防災対策に係る事項(消防計画、防火訓練、震災対策、治山・治水計画、消防団・地元住民の協力等)

(3)地域の学習活動と関連する事項(社会教育活動その他の生涯学習活動等)

(4)文化財の保存に係る事項(現状変更等)

(5)地域住民の生活に関わる事項(周辺環境整備等)

(6)その他必要な事項

第2章 文化財としての価値

1 茶屋本陣としての価値

本茶屋本陣建物は茶屋本陣の特徴を今に伝える価値ある遺構である。茶屋本陣建築は明治時代以降その役目を終え、遺構は残っているが数は少ない。主要街道以外の脇街道の茶屋本陣の残存も例が少なく、本茶屋本陣は歴史的かつ建築学的に貴重な存在である。



上段の間・中の間・表の間 本陣建築特有の3室続きの間

『町誌』によると、応桑を通過する道は脇往還であることから本陣、脇本陣の制はなかった。しかしながら、上級武士や公卿、僧侶、文人などが宿泊する本陣、脇本陣に準ずる家を「茶屋本陣」として定めていたという。

大島延次郎著『本陣の研究』では、茶屋本陣について次のように述べている。「総じて茶屋なる語は、藩主が領内の巡回等に休憩して茶を喫した処であろう。しかるに参勤交替の制が定まると、領内の茶屋に充てて専用の本陣となったものも少なくない。これすなわち本来の茶屋が本陣に変形したもので、本陣・茶屋両用の称呼が存する所以である。」さらに事例をあげ、茶屋本陣の形成された過程を説明している。

『日本の美術 285 宿場と本陣』によると「本陣という名が定着する以前は、大名などが休泊する施設を茶屋と呼んでいた地域がある。・・・本陣の利用状況をみると宿泊が多い宿と、休憩が多い宿とがある。後者を茶屋本陣と呼ぶことが多く、この茶屋本陣という名は本陣の名が定着する以前の名残かもしれない。」

以上、本茶屋本陣は脇往還の宿の位置からしても休憩、宿泊を兼ね備えた茶屋本陣であり、その空間を今日に伝えている。

茶屋本陣の多くは上段の間を持ち、式台を構えるなど本陣・脇本陣と大差のない間取りや構えを持つとされる。本茶屋本陣は、書院造りで特に床の間、脇床、平書院を備えた「上段の間」が残り、簾欄間が格式を醸し出している。またそれに連なる二室がよく残されている。「上段の間」と、それに続く「中の間」境には框があり 200 mmほどの段差である。「上段の間」の柱材、造作材にはすべて槐（エンジュ）が使用されていることから「槐の間」とも呼ばれている。一般に続きの間は「上段の間」から遠くなる程、技法や材料などに格式の差をつけている。本茶屋本陣の「上段の間」および「中の間」の天井は高く、座敷の上に 2 階は設けていない。「表の間」は根太天井で 2 階は「客間 1」となっている。

また、中廊下により客座敷と日常の空間を明確に分けている。近世史を実感できる数少ない遺構で、江戸時代の宿場の歴史を伝え、本陣研究の観点からも重要である。

周辺の本陣建築を修復して公開された例としては、五料の茶屋本陣（お西、お東）（安中市）などがあり、上段の間と連なる 3 室続きの部屋、及び式台が付いている。

2 関所と宿場町形成の歴史

2-1 狩宿宿

狩宿新田に宿場町が形成されたのは、狩宿の番所が創設されたのと同時期と考えられる。自然発生的に出来てきた周辺の集落とは異なり、あくまでも人工的に計画された町である。江戸幕府が、駅制の整備に力を入れ始めたのが慶長・元和の時代で、脇本陣の

整備はそれから遅れて寛永年間以降であり、番所のできた寛文時代に当たる。狩宿新田の地に狩宿番所と狩宿宿が設けられたのは寛文4年（1664）頃で、その後宿場は脇往還でありながら、交通の要地として茶屋本陣を始め旅籠、茶屋、馬宿、雜貨屋等が整い繁盛したと考えられる。

徳川幕府の宿駅制度の宿場の構成は、次の様なものであった。「宿場の入り口は、軍事・防衛上から曲の手とする。また、宿場内の往還は直線とし、中央に防火や通行分離、民家の日常用水等多目的な水路をとり、往還の両側に同じ間口、奥行の短冊形の地割りをした。」

この構成を狩宿宿に当てはめてみると、宿場の入口は沓掛道から入る西側は、曲の手に曲がるところに番所が設けられ、番所を通り「下馬御門」から宿場に入る。東側の入り口は草津方面からの道と万騎峠を越えてきた道の合流点



明治末期の狩宿新田の町並み（『写真でつづる長野原町100年のあゆみ』）



大坂、鎌原方面より来て狩宿宿に入るところ
正面に見えるのが旧狩宿茶屋本陣である



狩宿宿・関所・街道

から 150m ほど進み、曲の手に西へ曲がって宿場に入る。宿場内の往還はほぼ 200m の直線で、往還に面する敷地の間口は、宿場形成当初、5 間が基準であった。敷地の背後には前裁地がとられていた。

狩宿宿は万騎峠、六里ヶ原などの難所を越えて到達する宿場としての役割は大きかった。黒源は茶屋本陣、旅籠、問屋場を兼ね、この宿場を支えていた。

明治になっても宿駅としての機能は続くが、大正 15 年（1926）には軽井沢と草津を結ぶ草津軽便鉄道が全線開通し街道の交通も変化していった。

明治 27 年（1894）の応桑村の営業報告書によると応桑周辺では製炭業が盛んで、全戸数 134 戸のうち 23 戸が炭焼きに従事し、駄馬業は 18 戸（賃駄馬頭数 23 頭）、仲買商 16 戸等が多く、旅籠や業は 2 戸である。農業を営みながら炭焼き、小諸、上田、佐久方面に薪炭を売りに行き、米や日用品を買い込んでくる稼ぎ馬等に携わっていたと思われる。

その後周辺の滝原や熊川の集落からの移住者があり、旅籠や馬宿の数は減少し、宿場としての機能は変化していったが、戦後まで主たる移動手段として各家庭で馬を飼い、町には蹄鉄屋がいた。旅行者に変わって富山や行田等からの行商が定宿とし、時には旅芸人がおもだか屋の前で芝居を行う等、町はにぎわい子供達の遊び回る姿や声がひびき、水路を介した地域の付き合いの存在等、高密度な生活共同体は昭和 40 年代まで存続したという。

2-2 狩宿関所

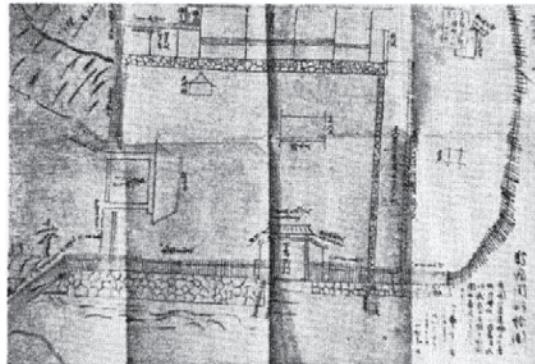
狩宿の地に關所が創設された時期についてはいくつかの説があるが、徳川幕府から公式に許可される以前に、沼田領真田の時代から私設の番所が存在していたものと考えられる。寛文 2 年（1662）に大笹に關所の開設が認められた。その折、大笹村より狩宿村までの間に道数が多く、取り締まり上不十分という幕府からの申し渡しにより、狩宿新田に寛文 4 年

（1664）、番所を開設することになった。

そして真田伊賀守の改易後、天和元年（1681）に吾妻郡が天領となると、關所は代官の支配するところとなった。

狩宿宿は信州街道と沓掛・草津道が交差し、關所は宿場の西端に置かれていた。關所の多くは自然の険しい地形を利用して設置されるが、狩宿は平坦地に作られ木柵を廻している。關所の門 2 か所のみで必ず通過させるようになっているが、信州街道は關所を通らずにその手前で曲がっている。つまりこの關所は、草津や川原湯温泉の湯治客、ことにその女を監視することに重点がおかれていた。

狩宿關所の關所番は旧沼田藩士であった一場家、片山家、信沢家、栃原家の 4 家が累代就任した。狩宿關所番士、片山保左衛門の日記『文久 3 年（1863）御用留日記』によれば、關所に協力する關所付村は、狩宿村、与喜屋村、小宿村、羽根尾村など近隣 9ヶ



狩宿關所絵図（一場家所蔵）部分と思われる
『あがつま史帖』より

村があげられそれに役目が定められていた。狩宿ほか近隣村は伝馬、助郷の課役の他に、関所が置かれていることでの負担も重なっていた。関所は明治元年（1868）に廃止された。（狩宿関所のように、藩が設けた口留番所以外の全国53ヶ所の関所については、翌明治2年、新政府により全廃が布告された。）

2-3 狩宿で交差する街道

狩宿宿は中山道の脇往還である信州街道と沓掛、草津、川原湯間の脇往還の交差点の要衝であった。北信地方からの物資の運搬、人馬の通行に加えて、草津温泉の入湯客の増加、善光寺の参拝の増加等により、浅間山の北裏を通るこの脇往還はよく利用された。その理由は、北国街道、中山道は碓氷峠という難関な地を通過すること、碓氷関所の取り調べが厳しいこと、距離が長いこと等にあった。

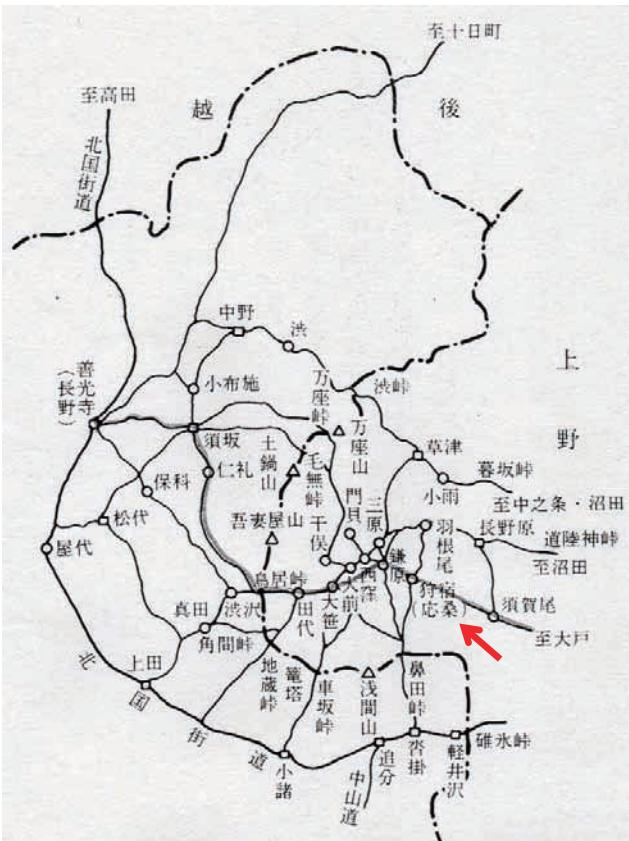
江戸時代初期になると、越中、越後から江戸に向かう人と貨物が脇往還に流れ、北国街道、中山道を脅かすようになり関連の宿場から抗議が出た。これに対し幕府は慶安3年（1650）に仁礼街道（大坂街道）を脇往還として正式に認めた。結果、道路の取り締まり上、大坂と狩宿に関所を設け、取り締まりを厳しくすることとなったのである。

信州街道は中山道の高崎宿で分岐し、神山宿、室田宿、三ノ倉宿、大戸宿、須賀尾宿、万騎峠（標高1281m）、狩宿宿、鎌原宿、大坂宿、鳥居峠（標高1362m）を経て仁礼宿、福島宿（現須坂市内）に至る脇街道である。その先には善光寺がある。

街道の名称は向かう方向によって呼ばれたり、通過する地名から名付けられたりする。起点や終点もはつきりしていないものもある。沓掛宿と草津を結ぶのが沓掛・草津道で、信州街道では大坂から信州へ向けては仁礼街道とも呼ばれ、逆に信州から大坂までは大坂街道と呼ばれ、江戸への最短道でもあった。

須坂藩の記録によれば、江戸から須坂へ馬一頭に荷物をつけて中山道・北国街道経由で6日かかったとある。一方、大坂街道を利用した方が宿場が少なく、中山道経由（沓掛宿より大坂宿へ入る）で5日と、一日短縮でき経費も節約できた。

脇往還を利用して先に述べたように北国街道や中山道の宿場から抗議があったが、慶安3年（1650）の裁許は「松代より西の者は北国街道を通り、東の者は大坂街道



大坂方面より須坂へ向うのが信州街道である
『歴史の道調査報告書 信州街道 P4』

を連れ、ただし松代より東の者でも北国街道を通りたい者は心まかせに往来するように。」というものであった。その後、松代より西の者も大坂街道に流れ、争いは繰り返されることとなつた。

信州街道では、飯山、須坂、松代などの藩米が江戸屋敷へ運ばれたほか、菜種油、蕎麦、酒、たばこ、綿などが運ばれ、江戸からは塩、茶、干魚などが運ばれた。『浅間火山北麓における鎌原村の歴史地理学的研究』(南雲栄治)によれば、「鎌原を通過する大戸通りはどちらかといえば北国大名の交通を主としたものではなく、…むしろ信越地方の民間物資の輸送を主としたもので、交通上からも重要な役割を果たした。」とある。

江戸時代の伝馬制は幕府の物資輸送と役人の往来のために人馬を提供することで、各街道の宿場で人馬の数が定められていた。脇街道には規定はなかったが、各駅は相当の人足と馬を備えて継立（人や荷物を宿場から宿場へ運び、宿場ごとに荷を積み替える輸送方法）を行っていた。また、継立の仕事を行うのが問屋であった。

信州街道における宿駅は、上野国では大坂、鎌原、須賀尾、大戸、三ノ倉、室田、神山にありそれに問屋があった。信州街道の継立は鎌原宿の次は須賀尾宿で積み替えとなっていた。狩宿は、沓掛・草津道における宿駅として機能しており、問屋は本茶屋本陣（黒源）が担っていた。沓掛・草津道は草津の湯治客や物資の運搬が盛んで、利用は信州街道よりむしろ多かった。



大坂宿（十返舎一九・善光寺草津道之記）
『大坂ガイドマップ』

狩宿宿から草津方面へ次の宿の羽根尾宿とは距離が近いことから継立ての仕方や賃銭のことで度々訴訟が起こった。古くは正徳2年（1712）からの訴訟書が羽根尾に残されており草津湯治がいかに盛んであったかがわかる。

大坂街道の終点の大坂宿から江戸へ向かう道としては2つあった。鎌原、狩宿、大戸を経て高崎へ向かう大戸通りと、大坂から南下し浅間山麓の東側を廻って沓掛宿で中山道に合流する沓掛通りである。ここでも宿場の争いがあった。土地が痩せ地のため駄賃稼ぎに依存していた大坂は、鎌原より距離のある沓掛けを行きを荷主に勧めて儲けていた。

これに対して、元禄12年（1699）に大戸通りの6宿から大坂問屋黒岩長左衛門を相手に訴訟が出されたが、その後も宿場間での係争は続いた。元禄、享保の全国的な流通の発達はやがてこの地にも及び、大戸通りの活気は止めようがなかったものと思われる。

2-4 中馬制度

これまで述べてきた継立とは別に、江戸時代から明治にかけて信州や甲斐では、農民の副業として中馬制度が発達していた。『江戸時代における宿駅と脇道往還交通との関係について』(原沢文弥)では、中馬に関する文書として中馬慣行裁許書（明和元年（1764）岩上武家文書）をとりあげている。それによると信州内のすべての郡に、中馬稼ぎという馬背運輸業を専門になす村々ができ、その例に洩れず、仁礼・大戸通りにおいても、中馬稼ぎの交通が行われたという。

中馬稼ぎの利点は所要時間することができたこと、宿場による荷の積み替えがなかったので荷の損傷を防止できること、駄賃が安価であったことである。『群馬県史研究 12 信州中馬の上州出現とその展開』(五十嵐富夫) では、上州における中馬について「生きていく手段として発生した中馬が遠隔の上州の西毛地域に出現したのも、農業不適の地に生きる農民の残された手段であった。」としている。

脇往還における宿場間の争いについては先に述べた通りであるが、中馬に関する争いも絶えなかった。明和 6 年 (1769) の裁許書 (岩上武家所蔵) では、大戸通りを中馬の附け通しを禁ずるとしている。しかし実際は、荷主の強い支持により益々盛んであった。これは、幕府の弱体化により関所の取り締まりや脇往還の監視などが次第に緩んでいったことと同じであった。中馬制度は明治初期まで続いた。

3 近代の歴史（北白川宮親王の宿泊）

本茶屋本陣は黒岩家により守られてきたが、茶屋本陣の時代から明治時代になると家業として、旅籠、養蚕など様々な形に生業を変えてきた。

先にも述べたが、明治維新後に家督を継いだ 14 代黒岩源十郎の弟、有哉は、北白川宮能久親王 (弘化 4 年～明治 28 年/49 才没) により明治 15 年に開設された吾妻牧場の主人に抜擢された。牧場は、その規模の雄大さと経営の近代化で全国に類を見ないものであったという。北白川宮能久親王が明治 28 年 (1895) に台湾へ出征するまで浅間牧場との関係は続き、計 4 回牧場を訪れているが、明治 18 年 (1885)、明治 22 年 (1889) と翌 23 年 (1890) の 3 回、黒岩家に宿泊している。また、有哉は親王の第 5 王子二荒芳之 (ふたらよしゆき) (明治 22 年～明治 42 年/21 才没) を密かに預かり養育した。王子は長野原で 3 年間過ごし、明治 27 年 (1894) 応桑村小学校に入学した。王子が黒岩家に滞在した頃の様子が黒岩家に伝えられている。なお、齊治は王子の 1 才年上であった。

有哉は、『吾妻牧場沿革』を日記に残し、甥である齊治が補筆しているが、そのなかに北白川宮親王ご宿泊についての記載がみられる。「明治十八年五月殿下伊香保より当牧場に御来場遊ばされ……この時宮家より宿舎に付て種々指示され 殊に (現在の) 便所及び湯殿に付ては特段の指示あり 新しく新築す 本村には適當宿舎なく黒巖有哉宅現在黒岩齊治宅の上段間を使用したり タタミ障子凡てを新しくした最に御宿泊



小代へ向かう道にある馬頭観音



表の間 地袋の金唐革紙 北白川宮親王が宿泊時に新調

あらせらる…」茶屋本陣を使用するに当たり、手を入れたことを述べている。

3室続きの部屋の「表の間」には腰高の床の間があり、地袋の襖に型押しされた金唐革紙が張られている。この襖は北白川宮能久親王が宿泊した時に新調したものと考えられる。北白川宮能久親王の宿泊による改修は便所、湯殿ばかりでなく他の間取りにも及んでいたと考えられる。現在の土間はこのときの改造と考えられ、ここの縁から座敷に上がったことが考えられる。座敷境の建具の腰板には鶯と牡丹の絵などの花鳥画が描かれている。

このように北白川宮親王が宿泊時、茶屋本陣の形を残しながら改修工事が行われた。現在も北白川宮親王の宿泊による改造が残り、その後黒岩家によりさらに改造が行われているが今回、北白川宮親王の宿泊した時代が現在の茶屋本陣に残っていることから、この時代を建物の整備の時期として工事を行う。

4 地域の特徴を持つ建築遺構

本茶屋本陣は、木造二階建てで、現在カラー鉄板で葺かれている屋根は、この地方ではササ板と呼ばれる栗のへぎ板を葺いた石置屋根であった。屋根の勾配は3.7寸勾配で当時のままである。カラー鉄板の下には厚さ2分ほどの栗の葺き板が残されている。

柱は、栗材を主に使用し、街道沿いの柱には櫻を使用するのも、この地域ではよくあることである。

また、この地域では切妻屋根で2階が張り出す形式は出梁造りと呼ばれ、この地方の建築の特徴をよく今日に伝えている。出梁造りでは軒を深く造ることができ、軒下空間は本陣建築に必要な荷卸しの場ともなっていた。

出梁造りは街道沿いの町家建築に発達したが、農家では2階の蚕室面積を増やすために養蚕住宅の形になり、多く見ることができる。

茶屋本陣の2階は、かつて宿泊のための空間と考えられるが、明治期に間仕切りをなくし、養蚕を行っていた。茶の間、現在の玄関には吹抜があったが、ここにも床を張り養蚕面積を拡張している。このことは生業の変化にも建物がよく対応してきたといえる。



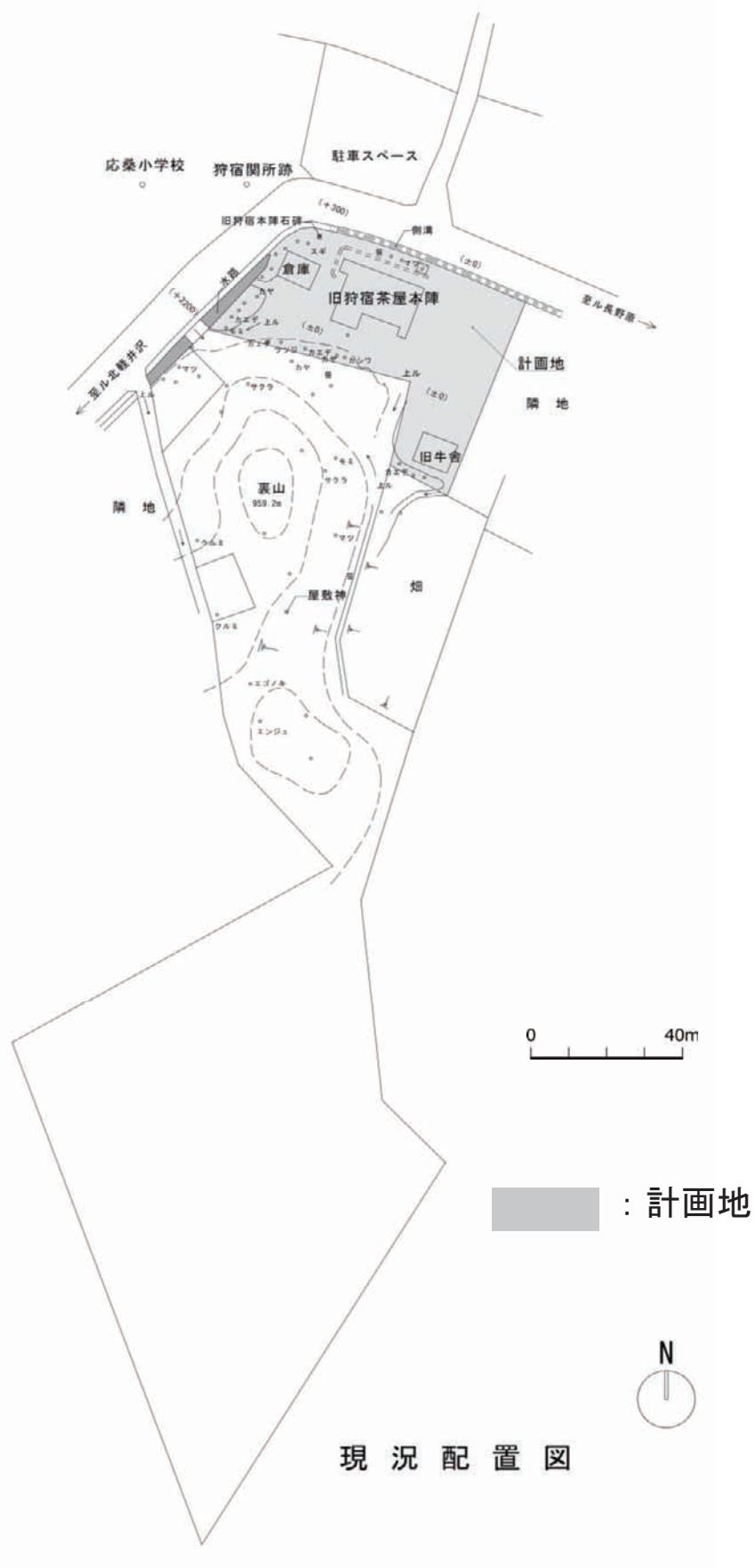
建物北側外観 2階床および屋根軒は出梁造り
1階の道路側柱はケヤキ柱、他は柱に栗材を使用

第3章 保存活用計画の基本方針

1 整備範囲の決定

下図のように長野原町が平成29・30年に土地建物、令和2年にはさらに南側の裏山と奥の土地の寄付を受け、畠も取得した。また、道路向かいの土地(富田屋跡地)を借用し、駐車場とした。これらが整備範囲となる。今後、水路を含めた街道整備などを順次行うことが望ましい。





2 保存活用の基本方針案

茶屋本陣建物はその歴史的価値を認められ、国登録有形文化財になったが、土地建物は町・県等の史跡などの文化財として検討される建物である。また将来、狩宿地区、あるいは旧往還を含め広域に考え、文化的景観保存地区と位置づけることも可能になると考えられる。活用にあっては、町内で議論が進み、建物価値が理解されれば、町民の協力も得られるようになり、今後の運営に参加することが不可欠となろう。

① 文化財を損なわない保存活用を行う

茶屋本陣は現在、国登録有形文化財であり、文化財としての価値を損なわないように保存活用を行う。現在の建物は、おおよそ半分を解体しているが現存する建物を保存活用計画の対象とする。今後また、他の資料が発見され当初の形が確認されれば、文化財としての価値を増し、将来復原されることも考えられる。

文化財としての価値を損ねない範囲で、活用するのが原則であるので、町民等が建物を十分に利用できるように活用計画を立て、それに必要な最小限の設備等を設置することは出来る。

活用に必要な現代的な便所施設や湯沸スペースは、残された歴史的空間を傷つけない場所に設置することが好ましい。ただし活用によっては、暖房設備が必要な場合もあり、設置場所、方法を検討し、建物に傷つけないよう設置する。

② 町民参加の保存活用を行う

保存活用には、周辺住民の積極的参加が不可欠である。狩宿新田の住民のみならず応桑、長野原町全体で建物の歴史を理解し、活用維持を行う意識を共有する。そのことは町民の誇りとなる。

③ 歴史を活かした教育研修の場とする

狩宿宿は、今はあまり知られていない街道（信州街道、沓掛道・草津道）の交通の要所であり、関所が設けられていた。本茶屋本陣は過去の交通、流通の方法を学ぶに相応しい場所である。また、今ではかつての生活は失われているが、自然環境から学んだ生活の一端が、僅かだが残されている。過去における自然環境と共生のあり方を学ぶ場に相応しいと考えられる。町内の教育研修の場として活用を促す。

④ 敷地全体を修復の対象とし周囲の環境も保全する

周囲の庭の形は残存していないが、出来る限りの復元を行う。また脇往還の時代には水路が大切な生活の役目を果たしていたが、将来復元される事が好ましい。その他、文化財を補完するのに役立つ必要要素を検討し、これに関しても将来復元される事が好ましい。

⑤ 茶屋本陣の歴史を大切にする

茶屋本陣については今後、茶屋本陣の位置づけや他の地域の調査なども含め、考察研究を継続してゆくことが必要である。この建物を保存することによって、この研究がさらに進むことが望まれる。

第4章 保存管理計画

1 保存管理計画の目的

旧狩宿茶屋本陣は脇街道にある茶屋本陣建築を今に残している。「第2章文化財としての価値」でその価値について、述べてきたが、それをふまえ本保存管理計画は、保存管理に向けた考え方を明確することを目的としている。

2 保存管理の現状

長野原町が所有する以前の建物は上段の間、中の間等の床束が外れ、また荒床が割れる等、立ち入りが出来ない状態であった。建具は開閉が困難な状態で、また、上段の間の天井が外れ床に落ちている状態であったが、平成29年（2017）には長野原町では歩行に支障がない程度に仮の荒床及び天井の簡易修理を行っている。その後保存事業（保存修理工事、耐震工事、防災設備工事等）は行われていない。また、この状況での活用履歴はなく、町民による自主的な掃除がおこなわれたにとどまる。

建物の保存状況は次の通りである。

① 傾倒・不同沈下

傾倒に関しては、各柱を、下げ振りで計測できるようにした機器で1000mmについての振れ巾を計測した。その結果、最大34mmの傾きがあり、全体に西側から東側に傾きが確認された。明確な理由は不明であるが南北方向の壁、小壁の壁量は東西方向の壁量よりまさっており、特に西外壁及び西の三間続きの間の壁、中廊下の壁が耐力として効いていると考えられる。

柱の沈下量に関しては、上段の間が一番顕著に沈下している。殿居および上段の間の床下では外周の地盤が高くなり、南側から土が流れ込んでおり、礎石が埋まっているところもある。根継ぎを行い、柱入れ替えをしている箇所もある。西側には「い通り」のみ土台が見られ、他は石端立てであるが、この土台も一部腐朽している。このことから沈下が大きいと考えられる。

② 構造

有力な耐力要素となる全面土塗り壁が非常に少なく、また土塗り壁であっても足元が抜けているため、かなり耐力が低減されている。従って、意識的にバランス良く耐力壁を増やす必要がある。また、壁が少なく文化財として耐力壁を増やすにも限度があるため、全体の応力を考えて耐力壁を計画する必要がある。

土台は西側の外壁下のみに置かれ、他に間仕切りがある箇所の床下には足固めがあった。柱間を車知継で足固めを入れている。構造要素としては効果があると考えられる。

令和2年（2020）にボーリング調査及びスウェーデン式サウンディング試験の地盤調査を行ったが、建物の荷重に耐える支持地盤としての耐力は特に問題はなかった。これを踏まえて構造補強案を検討することとなった。

③ 屋根の損傷

屋根は既存のササ板の上にカラー鉄板で葺かれているが、妻側が一番損傷が激しく、風雪に晒される軒廻りの傷みがひどい。今回屋根に上がっての目視による調査は行っ

ていない。ただし、屋根の妻側が一部では葺材の鉄板のはがれが目視でも確認出来る。鼻先の母屋が腐り、補強しているが、補強材も傷みが進行している。東側の妻側および南側の軒先には方杖をつけ補強している。また北側 2 階のせがい部分の化粧軒板が一部外れ欠損している。

雨漏りによりササ板が腐朽し、野地板に葺き替えている箇所がある。また屋根の鉄板には錆びが発生し、葺き替え時期に来ている。小屋組みにおいては梁の各所に腐朽菌が発生したり梁の割れなどがみられる。

④ 造作・内外装の損傷

床に関しては沈下が激しく水平が保たれていない状態である。床組は解体し、再度架構し直す必要がある。上段の間の竿縁天井は、建物の変形により吊木が外れて落ちた状態のものを応急的に修理している。中の間の天井も中央部が撓んで下がってきている。現在は、座敷廻りの土壁や漆喰壁がほとんど合板で覆われている。開口部が多いため左官仕上げの壁の量は少ない。また傾倒も大きい。修理では壁は耐力要素として重要であり、一旦壁の撤去し、耐震壁として再生する必要がある。

⑤ 建具その他の損傷状況

2 階は雨戸がない部分があり、さらに既存の雨戸は風喰が激しく、戸板も傷んでいる。また、軒先から落ちる雨が跳ねることにより、建物の外壁や戸袋の鏡板を傷めている箇所がある。建具の多くは襖や障子で、棊を修理し紙を張り替えて建付け直す必要である。ただし多くの建具の損傷は大で、作り直す建具も多くある。雨戸に関しては、戸板が割れている箇所は、縦棊を外して、板を入れ替える等の作業が必要である。

3 整備の方針

以上の損傷を考えながら今後修理・整備を行うが、その方針を述べる。

- ① 整備にあたっては、登録有形文化財となっている建物の価値を損ねないようにする。
特に茶屋本陣建築の特徴を示す部分は当初の形を保存する。
- ② 北白川宮親王が逗留した年代（明治中期）も重要であり、そのときの改修部分も残存している事から、北白川宮の宿泊した年を修理年代とし、茶屋本陣時代との二つの時代の整合性を取りながら保存を行う。
- ③ 現在の建物は、後世の改造で失われた部分が多くある。馬屋、竈、囲炉裏などがあったとされる東側土間部分、南側に張り出していたとされる北白川宮時代宿泊に伴う便所、湯殿などであるが、現在は解体されている。また、令和2年（2020）に長野原町により埋蔵文化財発掘調査が行われた。東側土間部分の範囲は確認出来たが、北白川宮時代の改造の範囲などについて明らかにするには非常に難しい結果であった。将来的に新たな復原資料の発見があれば、解体された東側土間部分および南側の湯殿及び便所の文化財として復原が可能となるが、現状では整備範囲から除いて考える。土間部分の改造、北白川宮親王御宿泊のための改造（湯殿と便所を新築）については、展示で図示し、その歴史を伝える。
- ④ 修理にあたっては創建時の伝統技術を尊重し行うが、建物を維持するのに必要な部分は、文化財としての価値を損なわないことを考慮しながら現代技術を取り入れる

ことを考える。この場合は、元に戻せるように可逆的に整備するが、慎重に設計工事をを行う。

- ⑤文化財としての価値を損ねない範囲で、活用に必要なスペース（管理室、便所や給湯室等）は、町民及び来訪者が利用できるように活用計画をたてる。
- ⑥2階のスペースは活用を考えるとともに、歴史的空間を維持し、将来の修理に対応できるように整備を行う。
- ⑦敷地全体を修復の対象とし、周囲の環境を大切に同時に保全する。

4 修理計画

茶屋本陣の建物周囲の地盤も湿っている状態である。地盤に関しては、令和2年(2020)にボーリング調査及びスウェーデン式サウンディング試験などの地盤調査を行い、水位を確認し支持地盤の耐力としては問題なかった。修理計画にあたっては礎石を支持するための基礎の設計は必要と考えられる。

小屋組はしっかりとしているため解体は行わずに損傷箇所は部分的に対処する。構造は土に近い部分に損傷があり、一部の柱や束は、継ぐか取り替えるなどの木工事が必要である。従って今回の修理では半解体工事を行うのが適当かと考える。つまり壁を落とし、全体を揚げ屋して、柱を繕い、構造補強を施し基礎・礎石の上に戻す工事を想定したい。

屋根は現在、カラー鉄板で葺かれているが、元々はササ板による石置き屋根であった。自然環境が激しい場所でもあり、妻側で鉄板の一部が傷んでいることを考えると屋根は葺き替え時期にある。文化財としては当初の仕様である石置き屋根に戻すのが好ましいが、街道に接する場所でもあり、風雪が強いと石の落下の心配もある。管理が難しいことと、近年、ササ板を剥ぐ工程は大変高価なものになっている。これらの要因から、とりあえず銅板あるいは鋼板での屋根修理を目指す。

内部の壁の仕様は貼付け壁、および、土壁で、座敷廻りの土壁や漆喰壁がほとんど合板で覆われている。耐震のために壁下地を変更する場合があるが、十分な検討を行い可逆性を考慮する。

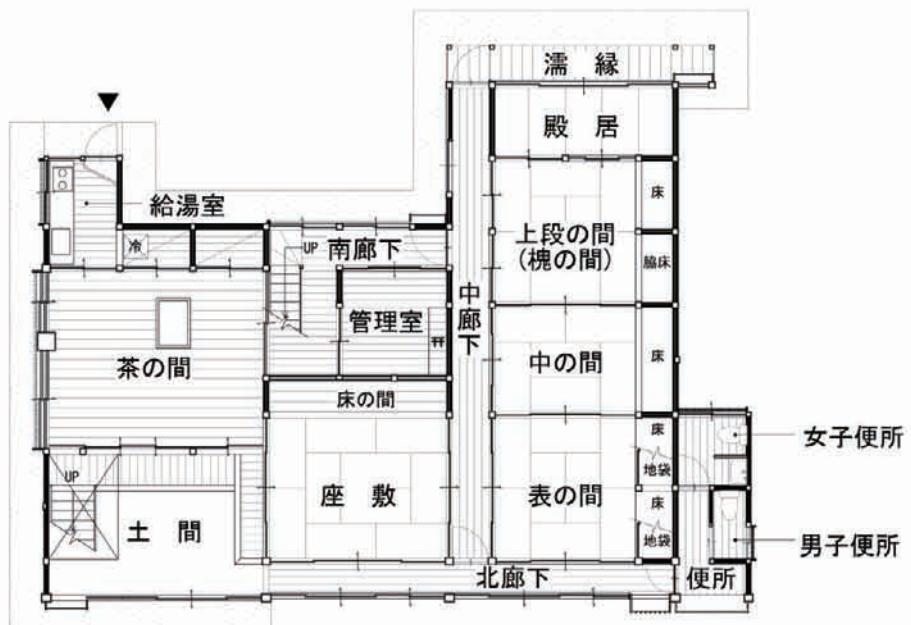
特に重要な上段の間、中の間は、天井、壁の修理に内観の質を損なわないように注意する。開口部が多いため左官仕上げの壁は少ないが、構造壁以外の壁は、中塗り、あるいは荒壁まで落とし、下地を作り直してから仕上を施す。座敷廻りの張付壁は経師職の仕事となるが、下地の補修が必要で、旧下地を十分調査しその技法に従う。

建具は適宜修理を行うが、多くの建具は、新たに歴史的意匠を考慮した新規建具を建て付ける。新規建具の意匠は他の事例を参照とする。また、軒先から落ちる雨が跳ねることにより、建物の外壁や戸袋の鏡板を痛めている箇所がある。基本的に外壁は解体し戸袋は修理し元に戻す。

また、南側の裏山は小高い山となっており、雪解けの水とともに土砂が床下に入り込んでいる。南側の軒下には犬走り及び側溝を入れ、水捌けをよくする必要がある。



整備 2 階 平面図



整備 1 階 平面図



整備床面積	1階床面積 : 180.70 m ² (54.67 坪)
	2階床面積 : 108.27 m ² (32.76 坪)
	延床面積 : 288.97 m ² (87.43 坪)

5 保護の方針

(1) 「部分」及び「部位」の設定

以下茶屋本陣において、次に示す方法により「部分」及び「部位」を設定し保護の方針を定める。「部分」とは文化財建造物の屋根、外装（各面）、各部屋を単位とする区分を指す。部分の区分は①保存部分、②整備部分、③その他の部分、に設定し、それぞれについて次の下記に示すように保護の方針を定める。

また「部位」とは一連の部材等（室内の壁面、床面）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を基準1～基準5に設定し保護の方針を決める。

部分の設定

① 保存部分

文化財としての価値を有する部分で、原則として主要な構造及び外壁はこれに相当する。主として基準1又は基準2に該当する部位により構成される。

② 整備部分

建築体として維持及び保全することが要求される部分。主として基準3又は基準4に該当する部位により構成される。

③ その他の部分

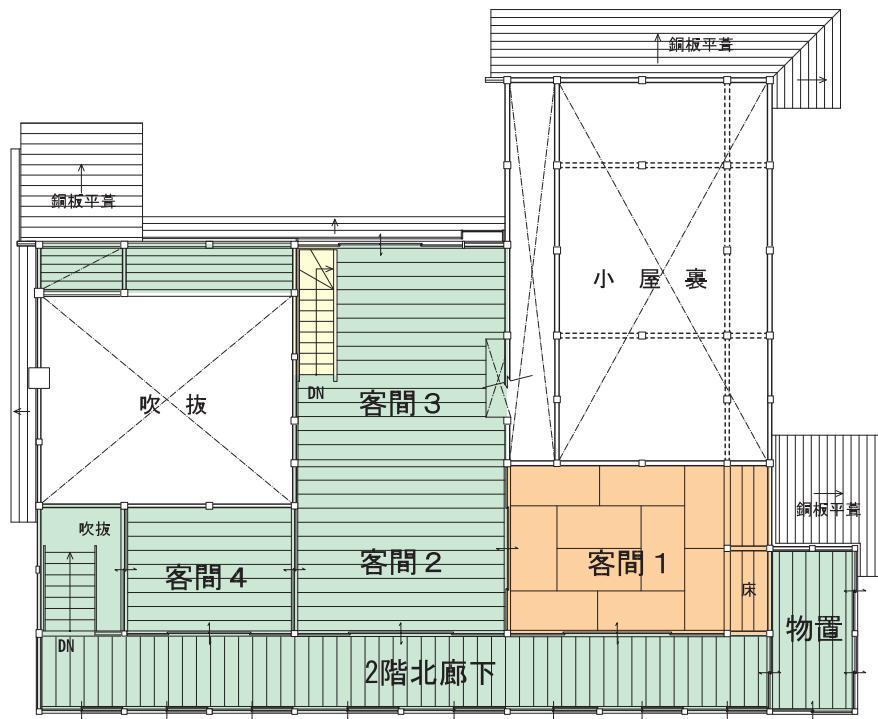
新しい部材で復元される部分。ここでは根拠が乏しく文化財としての価値は低いが全体を補完している。主に基準5の該当する部位により構成される。

部位 部分	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分	整備部分 当初の形状に復原することが妥当な部分 修復後は保存部分とする	その他の部分 除却又は活用又は安全性向上のため改修を行う部分
基準1 材料自体を保存する部位	<ul style="list-style-type: none">重要な材料又は仕様である部位主要な構造に関わる部位保存が必要であり最小限の修理を施す部位	_____	_____
基準2 材料の形状・材質・仕上げを維持する部位	<ul style="list-style-type: none">特に材質・形状の維持が必要な部位定期的に取替え等の補修が必要な部位破損等により取替えが必要な部位（建具、塗壁等）	_____	_____
基準3 主たる形状及び色彩を維持又は復する部位	_____	<ul style="list-style-type: none">活用や修復又は補強のため特に変更が必要な部位復原修理に伴って改修が必要な後補の部位や改変部位保存部分との調和が必要な部位	_____
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位	_____	<ul style="list-style-type: none">保存部分・復原修理対象部分と視覚的に一体で、活用や補強等のために形状・仕様の変更が必要な部位	_____
基準5 除却が適当な部位或は所有者の自由裁量に委ねられる部位	<ul style="list-style-type: none">後補の部材等で除却や改修が適当な部位 (新建材：アルミサッシ、合板、サイディング、ビニルクロス等) (後補の構造材)		

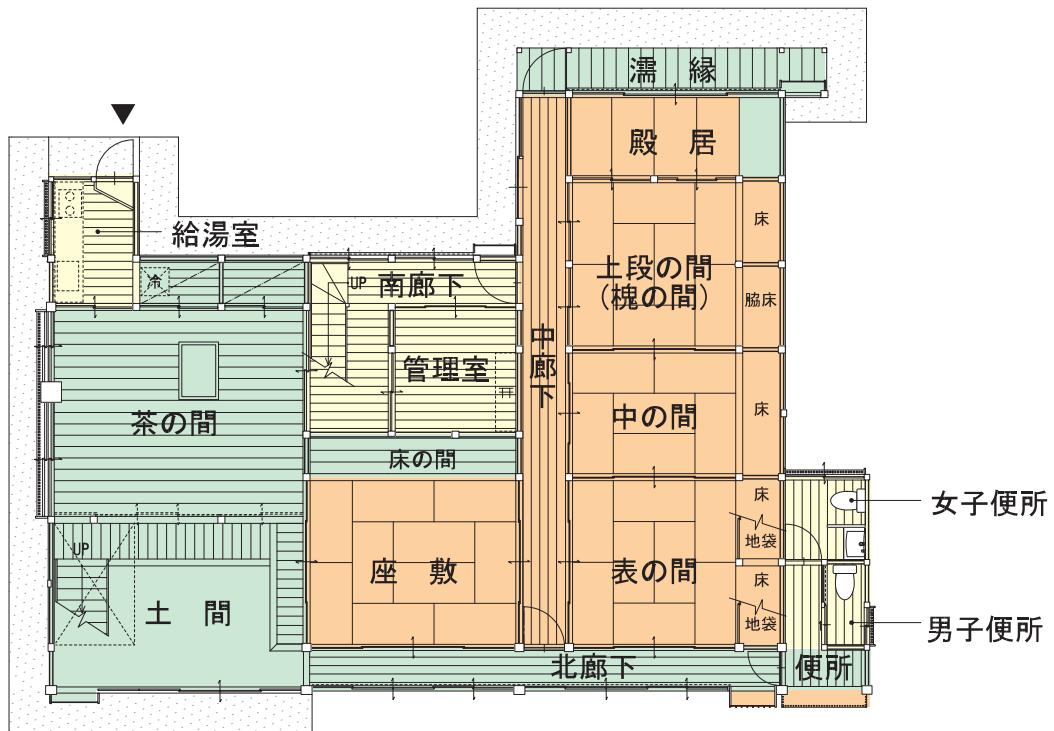
(2) 旧狩宿茶屋本陣の「部分」及び「部位」の設定の方針

茶屋本陣の建物の現況は、1階で間口約9.5間、奥行約7間(2階で約7.5間)の鉤の手になった平面形をしているが、後年、面積を減じて改修されたものである。東妻面には大黒柱が外部に露見しているが大黒柱より東側にあった土間部分を解体し、昭和46年(1971)に新宅を建てている。また、北白川宮が本茶屋本陣に明治18年(1885)より3回に渡り宿泊している。宮家から指示があり、これにより、便所と湯殿を新築し、畳、障子を一切新調した。北白川宮は上段の間に泊まった。現在の茶屋本陣は茶屋本陣時代の間取りを残しつつ北白川宮が本建物に宿泊した間取りがよく残っている。従って文化財的価値をこの時代に求めることが出来る。

本茶屋本陣の「部分」及び「部位」の設定の方針としては、北白川宮宿泊時を基準にその価値を判断し設定を行う。以下各部屋の写真に、判断された設定をのせる。



整備 2 階 平面図

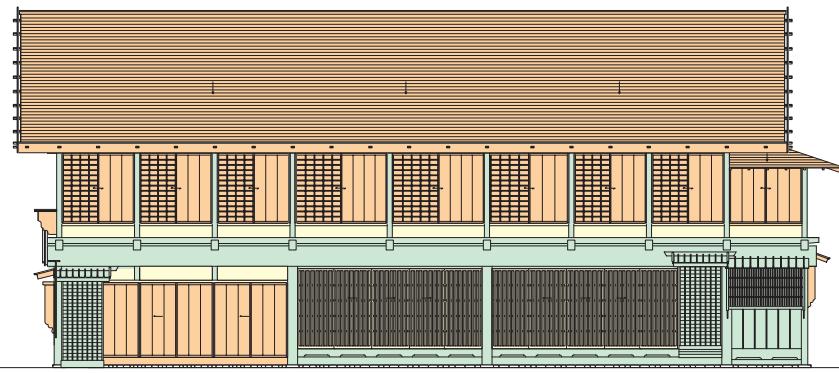


整備 1 階 平面図

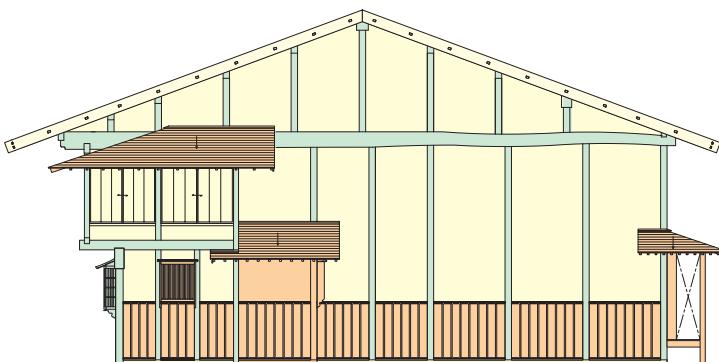
凡 例

- A : 保存部分 (形がそのまま残っている部分)
- B : 整備部分 (一部に古い部材が残り痕跡より整備)
- C : その他部分 (新しい部材で改修される部分)
(文化財として厳密な保存を必要とせず、価値の低い部分)
(活用のための改修が可能である部分)

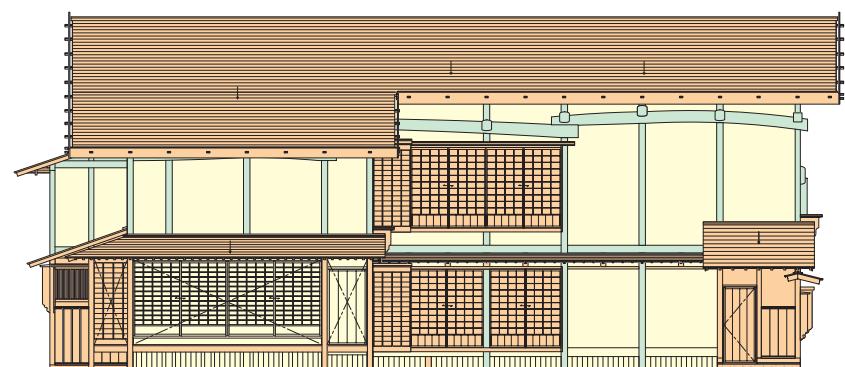




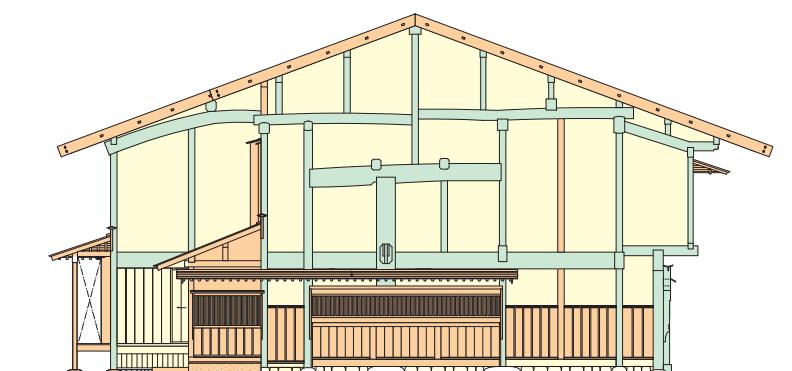
北立面図



西立面図



南立面図



東立面図

凡 例

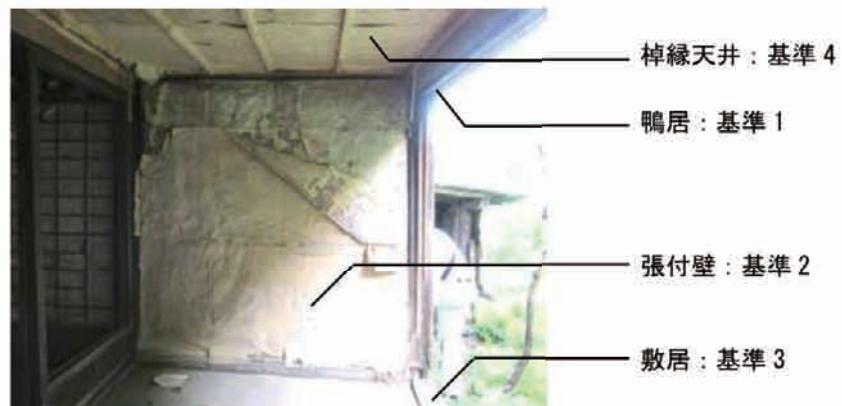
- A : 保存部分 (形がそのまま残っている部分)
- B : 整備部分 (一部に古い部材が残り痕跡より整備)
- C : その他部分 (新しい部材で改修される部分)
(文化財として厳密な保存を必要とせず、価値の低い部分)
(活用のための改修が可能である部分)

1階「殿居」

北面



東面



南面



西面



1階「上段の間（槐の間）」

北面



欄間：基準 1

裸：基準 2

床：荒床（杉板）基準 3

<畳に復原>

東面



檟縁天井：基準 2

壁：合板 基準 5

<張付壁に修理>

長押：基準 1

障子：基準 5

<転用材につき裸に復原>

南面



欄間：基準 1

壁：基準 2

書院欄間：基準 1

障子：転用品 基準 5

西面



落し掛：基準 1

床柱：基準 1

床の間壁：合板 基準 5

<張付壁に修理>

<張付壁に修理>

脇床：張付壁 基準 2

床框：基準 1

脇床框：基準 1

1階「中の間」

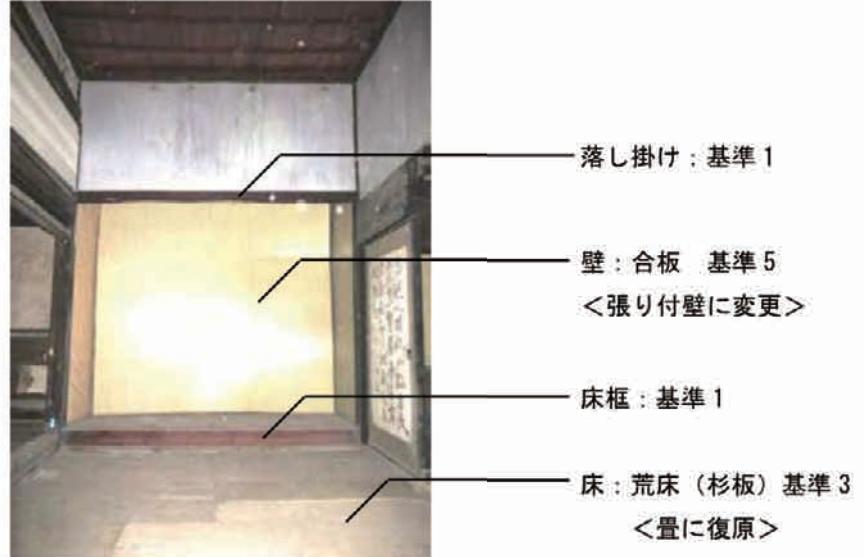
北面



東面



西面



1階「表の間」

北面



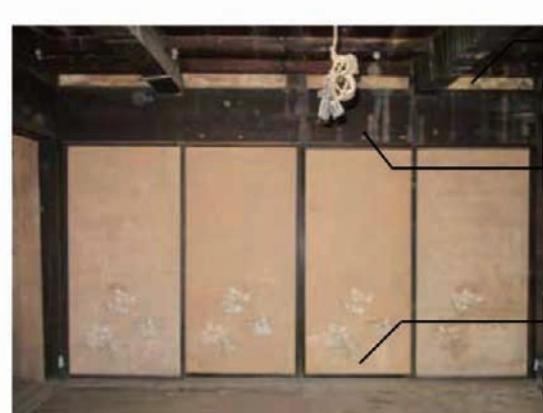
天井：根太天井
板張り栗相決り 基準1
障子：基準3
<ガラスを撤去し修理>
床：荒床（杉板）基準3
<畳に復原>

東面



差鴨居：基準1
襖：基準2

南面



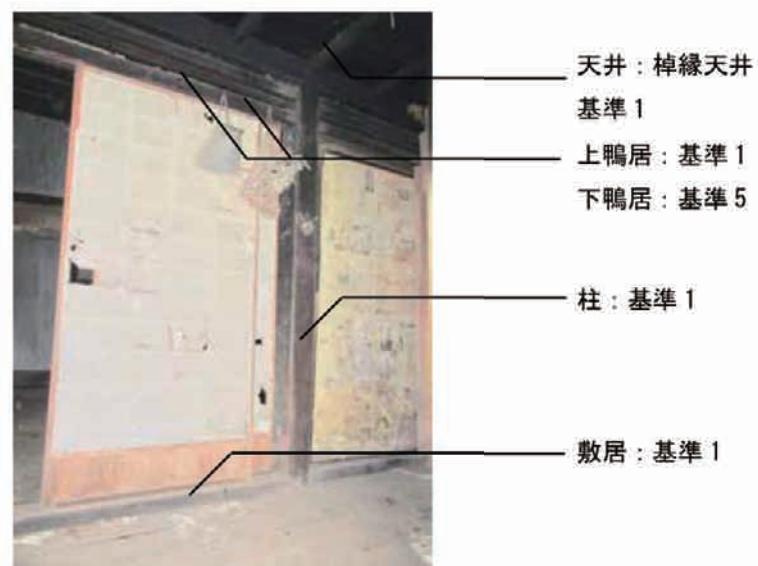
壁：漆喰基準2
差鴨居：基準1
襖：基準2

西面



壁：合板 基準5
<張付壁に変更>
天板：基準1
地袋襖：金唐革紙
基準1

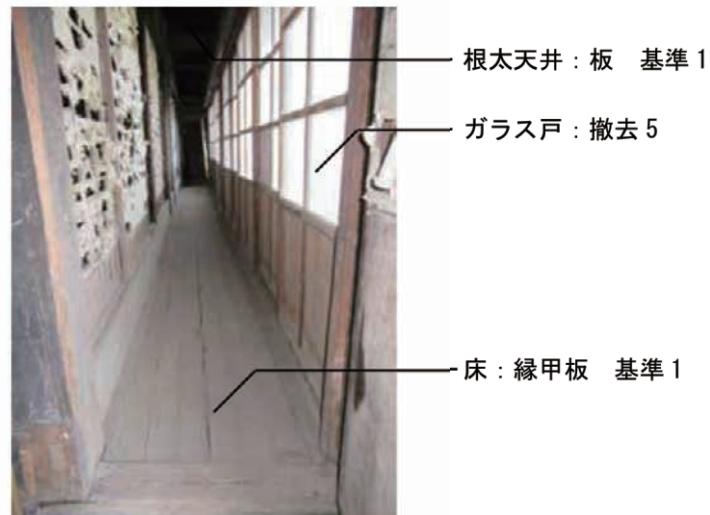
1 階「中廊下（南）」



1 階「中廊下（北）」

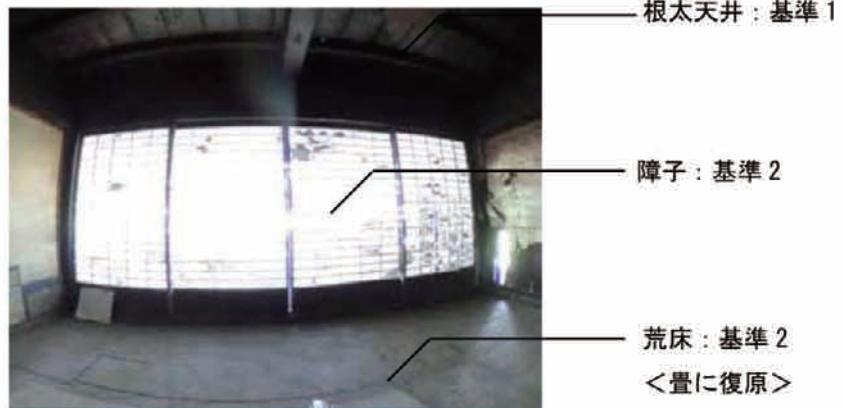


1 階「北廊下」

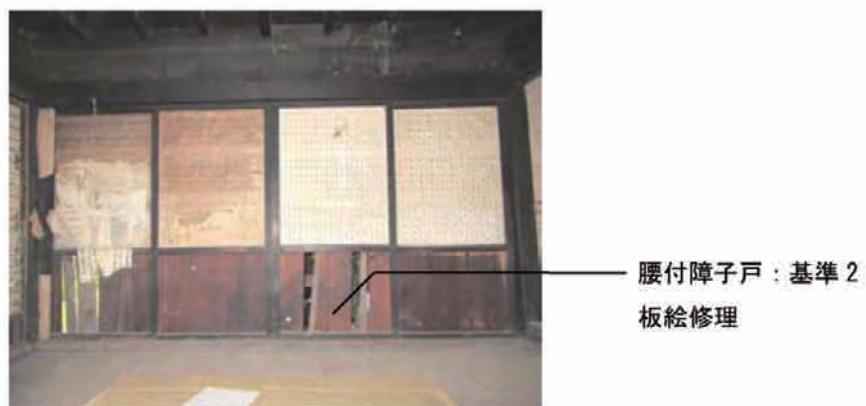


1階「座敷」

北面



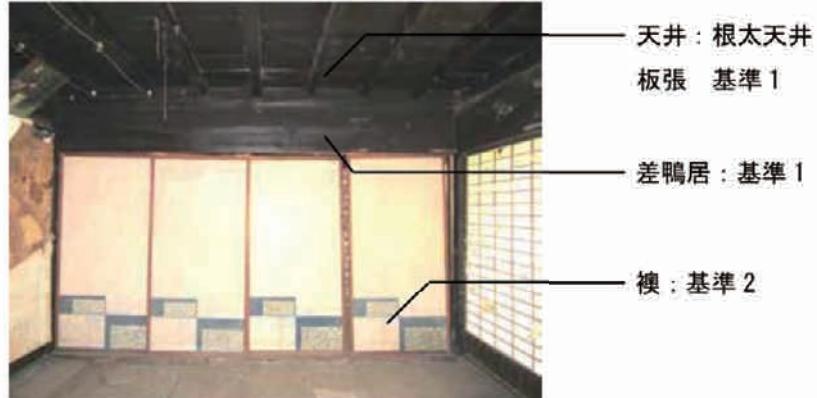
東面



南面



西面



1階「小座敷」

北面

襖：基準 5 建具：基準 5

襖：基準 5 襖：基準 5

襖：基準 5 襖：基準 5



東面

板戸：基準 2

床：荒床 基準 5

<床撤去の上板張り>



南面

ガラス戸：基準 5



西面

壁：紙張り

<漆喰に復原>

基準 5

襖：基準 5



1階「土間」

北面

片開き戸：基準 5



天井：根太天井
基準 1

ガラス欄間：基準 5

ガラス戸：基準 5

東面



ホップ乾燥室：基準 5
<全て撤去>

階段：基準 1
移設

南面



ガラス障子：基準 5

土間床：モルタル金ゴテ
仕上 基準 5
<三和土仕上を復原>

西面



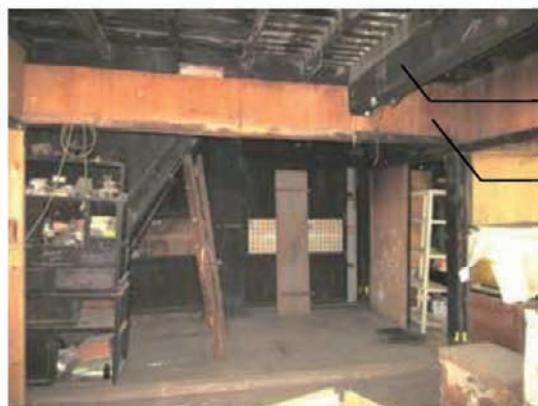
腰付襖戸：基準 2
<板絵修理>
<腰板欠損および板
絵修理>
<襖部分：基準 2 >

1階「茶の間」

北面



東面



南面



西面



1階「階段裏」

北面



階段：基準1

東面



障子入り板戸：基準1

大黒柱：基準1

南面



建具：基準5

1 階「風呂場」

北面



東面



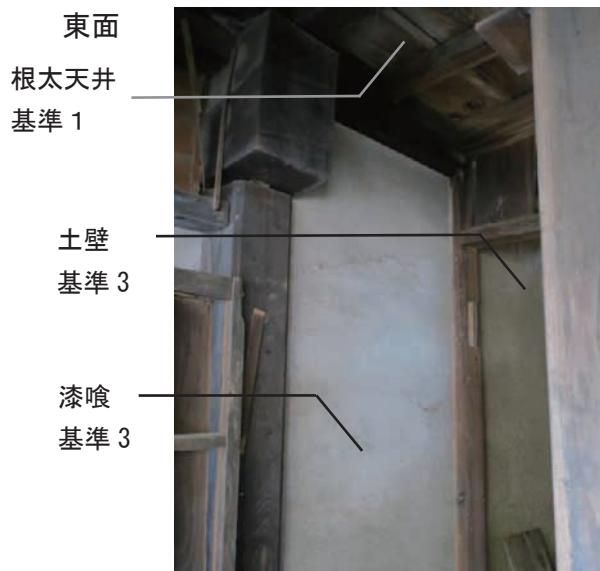
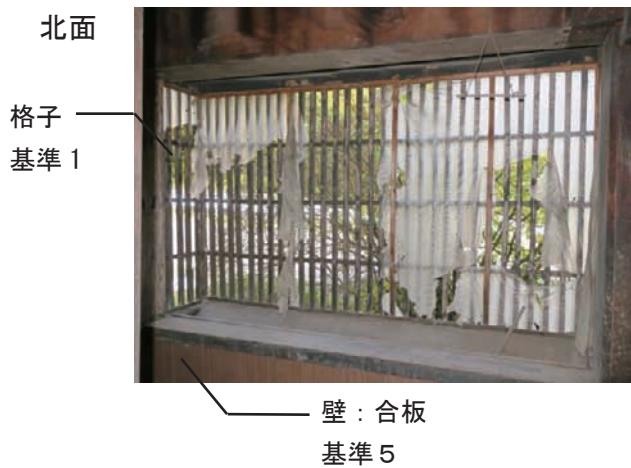
南面



西面



1階「便所」



2階「旧客間1」

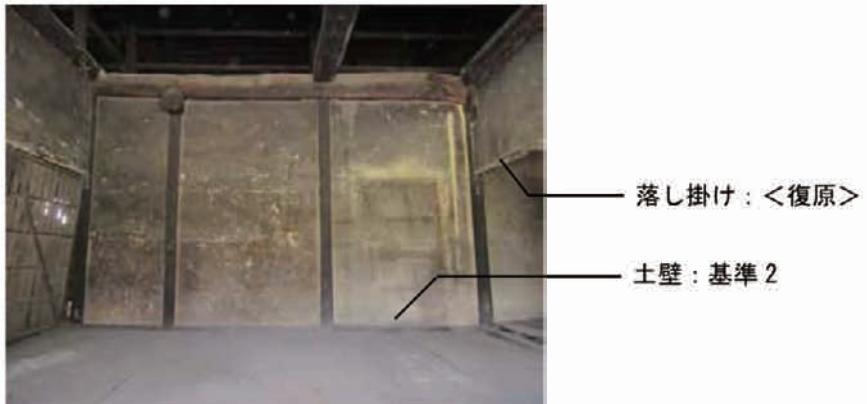
北面



東面



南面



西面



2階「旧客間2・3」

北面



壁: 土壁 基準2

床: 荒板 基準1
<板に復原>

東面



壁: 土壁 基準2

南面



梁: 基準1

落し掛け、床框:
<復原>

西面



壁: 土壁 基準2

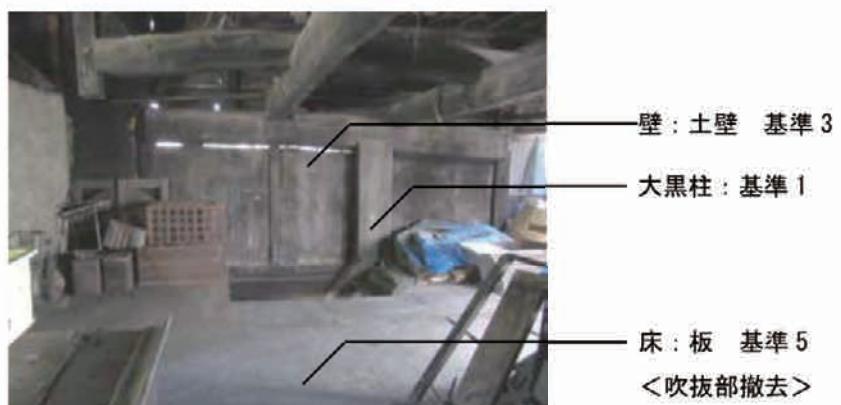
鴨居、敷居:
<復原>

2階「旧客間4」

北面



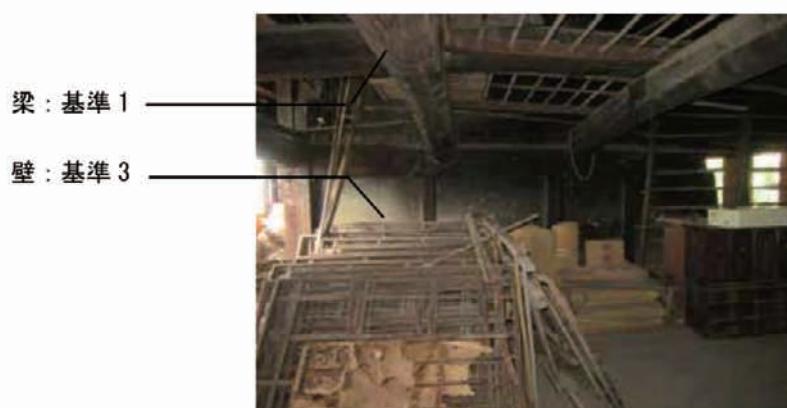
東面



南面

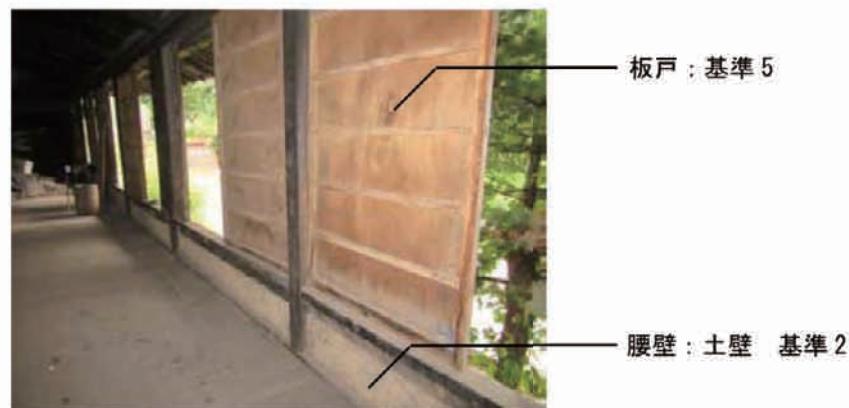


西面

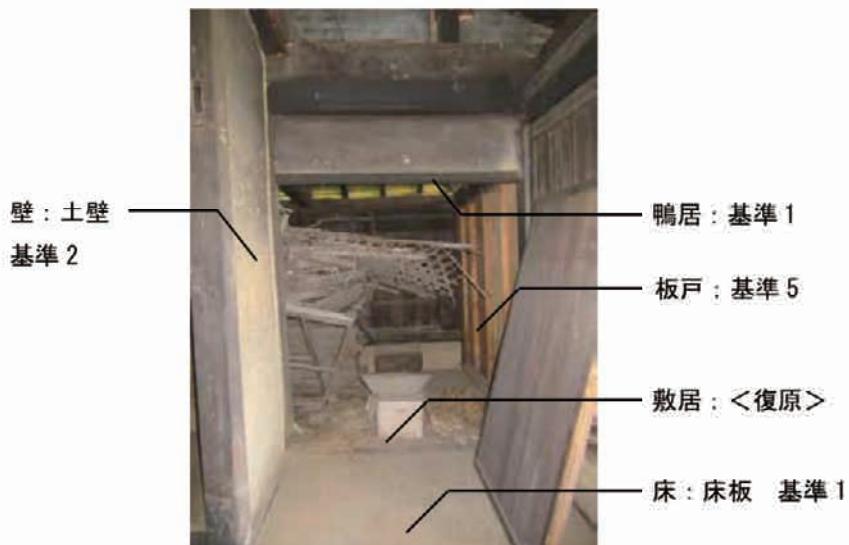


2階「北廊下」

北面



西面



2階「物置」

北面



壁：合板
基準 5

板戸
基準 3

床：板張
基準 2

東面



天井：野地板表し
基準 5

壁：土壁
基準 2

南面



壁：板壁
基準 5

便器
基準 5

壁：土壁
基準 2

西面



壁：板壁
基準 5

旧狩宿茶屋本陣建具について

部位	区分 建具等
	ガラス戸・板戸・障子・ランマ等
基準 1 原型のまま修復に伴って再使用するもの	・北白川時代に既に存在していたと思われるもの ・北白川時代に新調されたもの
基準 2 原型のままで再使用が不可能なもの	・そのもの自体に文化財的な価値有するもので修復が困難で作り替えるもの
基準 3 既に失われており、新たに作る部位	・現存する例を参考に新たに作るもの その際、現存との調和に留意する
基準 5 除去が適当な部位	・後補材なので、除去する

旧狩宿茶屋本陣調査 建具							
部屋		名称	当初材の特徴	損傷ほか	新旧	基準	
土間	東面	4本板戸	小障子入	1本未確認		1	
	南面	茶の間境	4本ガラス戸		新	5	
	西面	座敷境	4本板戸	腰板に絵、上部襖、 裏: 腰板に墨絵	割れ、欠損 北側2本剥がれ		2
		北廊下境	片開き板戸		新	5	
	北面	外部	5本ガラス戸		新	5	
	"	"	2本欄間障子			5	
座敷	南面	押入	2襖		新	5	
		仏壇	両開き板戸		新	5	
	西面	中廊下境	4襖	白木枠	新	2	
	北面	北廊下境	4障子	腰板縦残		2	
北廊下	南面	中廊下境	片開き板戸	腰一枚板、上部障子		2	
	西面	便所境	片開き板戸	軸吊り	骨組残る		
	北面	外部	10本ガラス戸		新	5	
	"	"	雨戸		新	5	
表の間	東面	中廊下境	4襖	白枠、クジャク柄		2	
		裏:	白枠、桐紋散らし				
	南面	中の間境	4襖	黒枠、布(水仙、梅、扇)		2	
	西面	地袋	4襖	金唐革紙、錠前	破れ、焼け	1	
	北面	北廊下境	4障子	2枚はガラス入り		3	
中の間	東面	中廊下境	4襖	白枠、桐紋散らしに書画貼、		2	
	南面	上段間境	4襖		なし	2	
		2箇欄間				1	
	北面	表の間境		無地に書貼り・引手		2	

上段の間	東面	中廊下境	2襖			転用材	3
"	"		2障子			転用材	5
南面	殿居境	2障子		腰板、上部棧ナシ		転用材	5
"	平書院	4障子・篠欄間		縦繁			1
		篠欄間			外してある		
殿居	南面	外部	雨戸			新	5
	西面	押入			なし	新	5
中廊下	東面	外部	雨戸	栗板(1枚、3枚)付枠、猿落し	2枚外してある		
		南廊下境	片開き板戸	3枚		新	5
小座敷	東面		2本板戸	小障子入			2
	南面		5本ガラス戸			新	5
	西面		2本襖	白枠		転用材	5
	北面	押入	襖	クジャク柄版木	一部別柄		5
茶の間							
	南面	南廊下境	4本ガラス戸			新	5
階段裏	東面		2本板戸	小障子入			1
	南面	風呂場境	2ペニヤ建具			新	5
風呂場	南面	外部	片開きガラス戸			新	5
			窓ガラス			新	5
南廊下	南面	外部	4本ガラス戸			新	5
便所	西面	外部		面格子有	なし		5
	北面	小便器境	2小障子				1
保管建具	便所	4本 枠なし襖	版木柄				
	"	片開き板戸	上部障子	886 × 1740			
	"	2障子	腰板縦残	1340 × 1780 × 33			
	西外壁	2門扉	格子組、門	1200 × 2100 × 80			
	西外壁	1土蔵引戸	二枚板、錠前、戸車	1000 × 1800			
2階							
北廊下			障子	片側にペニヤ張			5

第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

① 町民の暮らしに手助けとなる場の提供

町民が集まり交感できる場とし、ここに住んで代を重ねた人たちの過去の暮らしを伝え、若い世代に継承させる場としても活用する。それはまた、訪れる人たちが加わることで交流の場ともなってゆく。

町民主体の活用を前提とし、世代間の交流も時間をかけながら行なうことで、茶屋本陣の存在を町の誇りに思えるようになり、活発な活用につながる。

② 町の歴史教育、伝統文化を継承する場の提供

茶屋本陣は関所跡と共に重要な歴史遺産である。上段の間や3室の続き間は近世を感じ、明治期からの暮らしを体験できる養蚕道具なども残している。これらは展示とともに実際の体験学習に使う。町の小、中学校とも連携することで学びの場ともなる。北白川宮能久親王および浅間牧場についての資料展示などを行ない、町の歴史の一端に触れてもらう。

③ 周辺自然環境の整備と町の観光スポットの提供

建物の周辺には豊かな自然が広がっている。建物単体の活用のみならず、周辺の自然を活かした環境整備をおこなう。脇往還の存在を活かし、ここを拠点とし広域に自然と共生し楽しむ町づくりを行うことは、観光スポットを提供することにつながる。

④ 歴史・文化のストーリーを作る

公開へむけて、旧狩宿茶屋本陣の語る固有の文脈について整理し、次ページに示す図のように歴史・文化のストーリーを作ることが大事である。

旧狩宿茶屋本陣は長い時間をかけて培われてきた遺産であるが、対象を建築のみならず視野を広げて、地域の自然や暮らしにも目を向ける事により、住民が誇りをもち、奥行の深い活用が可能となる。また、建物は地域の精神的象徴ともなるのである。

以上の方針から保存活用を目指す。このために保存修理事業が必要である。修理事業は今後長く建物を保存するために、基礎を新たに作り、半解体修理を行うことを予定している。後述するが、耐震診断、防災計画を行なっていく。また、町民や訪問者による活用に必要な給排水設備、電気工事、暖房設備工事も行う必要がある。

2 公開計画

(1) 建物の公開計画

建物既存部分には、茶屋本陣の歴史的に貴重な遺構が含まれている。公開へ向けて管理室が必要であるが、管理室は別棟にはせず、公開に支障のない部分（小座敷）に設置し、一部の公開資料及び備品の保管場所を兼ねる。その他、2階物置など適宜、収納を確保する。それ以外の部屋は公開し、茶屋本陣建築の特徴や親王ご宿泊の頃の姿が理解しやすいようにする。

2階については、宿泊施設であった可能性があり、客間が並ぶ痕跡が残されているが、復原すると北側と南側が分断され活用しにくい間取りとなってしまう。そのため、客

間1のみを復原し、その他は活用を優先し、集会の利用や展示スペースとしたり、養蚕の体験の場ともなるようとする。

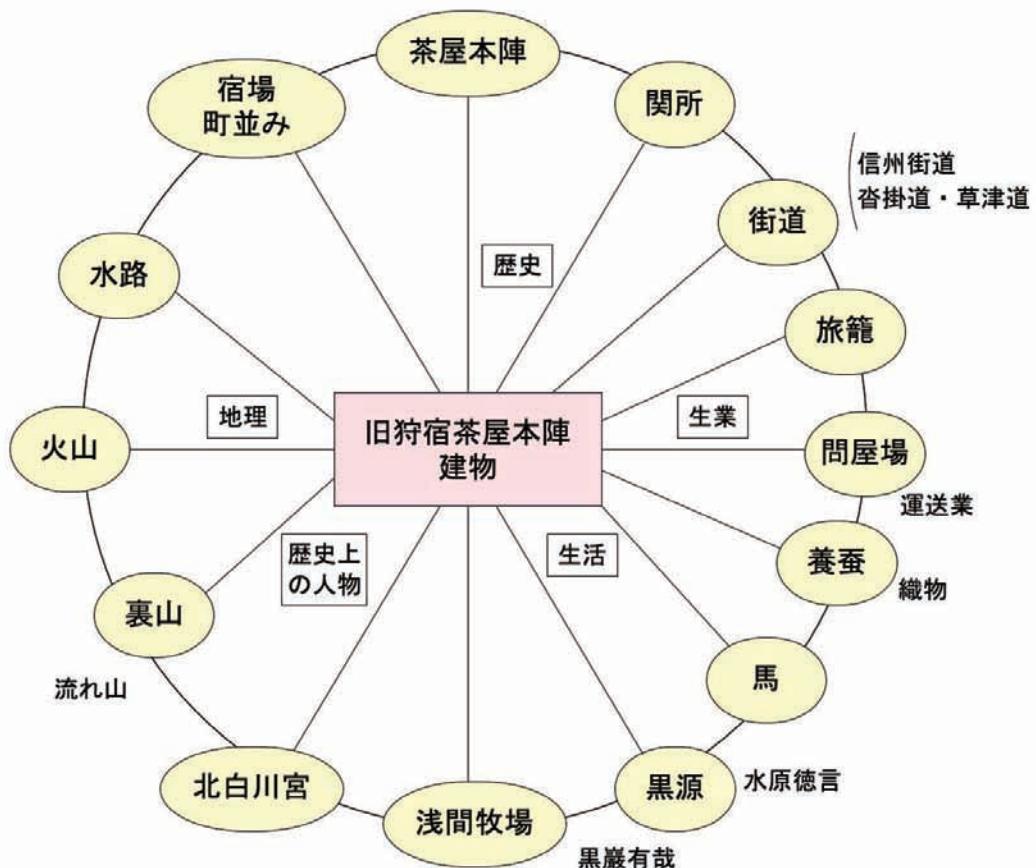
なお、地域による活用を優先し、今後検討される運営体制にそって、様々な活用に合った公開をしてゆく。茶屋本陣であり問屋場も兼ねていたこと、また北白川宮親王と浅間牧場との関わりから、東側土間部分を復原できない場合でも、馬が生活に必要な時代であったことを展示等で補う必要もある。



来訪者と囲炉裏を囲んで歓談
(復元された都内古民家)



馬のレプリカ展示例



旧狩宿茶屋本陣の歴史・文化のストーリー

(2) 関連資料等の公開計画

当建物の理解を深める手助けとなるよう下記の資料を茶屋本陣内で公開展示する。

① 北白川宮能久親王および浅間牧場関連資料

建物の整備の時期を親王が宿泊された時に復するにあたり、親王および浅間牧場に関する資料の公開は重要である。ゆかりの地については茶屋本陣でこれらを紹介するとともに、実際に茶屋本陣を拠点にして、ゆかりの地を巡るウォーキングツアーなどを行うことでより関心が深まると思われる。



北の丸公園にある能久親王の銅像
(一般財団法人国民公園協会 皇居外苑 HP より)

北白川宮能久親王

親王は弘化4年（1847）に伏見宮邦家親王の第9皇子として生まれた。日光の輪王寺に入寺得度し、公現入道親王と名乗る。一時僧門に入るが、明治3年（1870）に伏見宮に復帰し軍籍に身を置くようになる。ドイツに留学し、明治5年（1872）に北白川宮を相続する。帰国後、陸軍中将まで進む。なお、親王は、明治天皇の義理の伯父にあたる。（黒源との関係を第1章「黒岩家と北白川宮年表」に示した。）

吾妻農林牧場（浅間牧場）

西南戦争のあと、政府による殖産興業、富国強兵政策により、被服の国内生産の必要から綿羊の飼育繁殖に適した牧場の調査が行われ、浅間山麓六里ヶ原が好適地とされた。当時、親王は大日本農会会頭として牧場設置に関わっていたが、軍人として我が国の軍馬の改良増殖を計画していた。その後、牧場の綿羊計画は中止となり軍馬育成に計画変更され、親王直営により明治15年（1882）、我が国初の近代的な施設設備の牧場が開設された。黒岩源十郎の弟、黒巖有哉が牧場主事に抜擢された。牧場の規模は現在の北軽井沢、応桑地区を含む、東西20km、南北18kmにわたる広大な土地であった。

有哉は日記を残しており、甥にあたる齊治が筆録し、補筆している。また、水原徳言は黒源の歴史にも関心を持ち『北白川宮と吾妻牧場』では、有哉日記をさらに補筆し、北白川宮能久親王と王子についても特に思いを寄せて書いている。

牧場は明治28年（1895）、親王の薨去のあとは経営がうまくゆかず、徐々に民間に払い下げられることとなり、明治39年（1906）になると完全に払い下げられた。（御所平地区は既に明治16年（1883）に館林藩の入植地となっていた。）民間に移ることによって、親王によって作られた牧場の成果が現れ、やがて地元の農家にも優良馬が行き渡ることにつながり、この地域が産馬地として一躍有名になった。

吾妻村に続き明治41年（1908）、長野原町に種付所が設置され、品評会やせり市も開催され、町は賑わった。



浅間牧場では多くの優良馬を育成したが、親王の 現在の浅間牧場（浅間牧場 HP より）

愛馬「蘿野号」も浅間牧場産であった。東京の北の丸公園には蘿野号に乗った親王の銅像があるが、この銅像の元となった木像が親王ゆかりの日光山の社に納められている。親王の配下の近衛兵だった彫刻家による作品である。

その後牧場は、昭和 23 年（1948）に群馬県に移管され、昭和 27 年（1952）に群馬県浅間家畜育成牧場となった。現在も酪農家より子牛を預かり育てている。広大な牧場は浅間山北麓ジオパークの見どころのひとつとなっている。

吾妻牧場碑

茶屋本陣からほど近いバイパスと分岐するあたりの国道沿い東側に、昭和 54 年（1979）黒岩家により記念碑が建てられた。現在の浅間牧場はずっと南方にあるが、当時の牧場は、東西 20 キロ南北 18 キロほどあり、牧場事務所が草軽鉄道の吾妻駅（御所平の西側あたり）近くにあった。石碑は目立たない場所にあるので今後、茶屋本陣で案内できればよい。



石碑建立時（石碑左が水原徳言）

牧宮神社

北軽井沢駅のすぐ横にある。敗戦後、親王が祀られていた台湾の神社が廃止されたことから、地元住民の熱意により昭和 22 年（1947）に北白川宮能久親王が合祀された。



北軽井沢の牧宮神社

北白川宮ゆかりの地 台湾

親王は明治 28 年（1895）に近衛師団長として台湾接收に派遣され、抗日武装ゲリラと戦い、台湾を軍事的にも鎮定しながらもマラリアにかかり、その年に薨去した。48 歳であった。

親王は上陸した澳底（おうてい）から終焉の地となる台南まで進軍し 37ヶ所に滞在し、その各所に遺蹟として記念碑が建立された。また宿泊した場所は保存され、各地に祭神を北白川宮親王として多くの神社が造営された。

二荒芳之王子(ふたらよしゆきおうじ)

北白川宮の第 5 王子であった芳之王子（明治 22 年生）は、黒巖有哉に密かに預けられた。明治 27 年（1894）に有哉の養子となり、応桑小学校に入学する。生まれつき病弱だったが、明朗大胆な子供であったと伝えられている。王子は有哉家で暮らしていたが、明治 28 年（1895）に北白川宮が薨去されると当地を離れることになった。明治 30 年（1897）に二荒伯爵家を興すが、出生地である日光の二荒山にちなんで名づけられた。王子は学習院中等部を病気のため中退し、その後、植物御苑（現、新宿御苑（東京都新宿区））にて園芸の仕事についていた。



黒巖有哉と黒巖芳之
(二荒芳之王子)

御苑では御料地の頃より花卉園芸が盛んに行われており、明治 37 年（1904）より皇室

行事「観菊会」の展示品種の栽培を開始し、現在も毎年11月に菊花壇展が開催されている。王子はここで菊など花の栽培などに携わっていたと想像されるが、明治42年（1909）に21歳で夭折した。二荒家の墓は東京都文京区の護国寺にある。

応桑小学校

王子が通った応桑小学校は、明治7年（1874）に開校した当時は狩宿小学校といい、狩宿関所の建物を利用したものであった。明治13年（1880）に新築され、王子はこの校舎で学んだ。王子が上京したあの明治31年（1898）校舎改築の際に北白川宮家よりご下賜金があり、また小学校玄関に宮家の御紋章を飾ることが許された。



木彫りの北白川宮家御紋章

②黒岩家関連資料

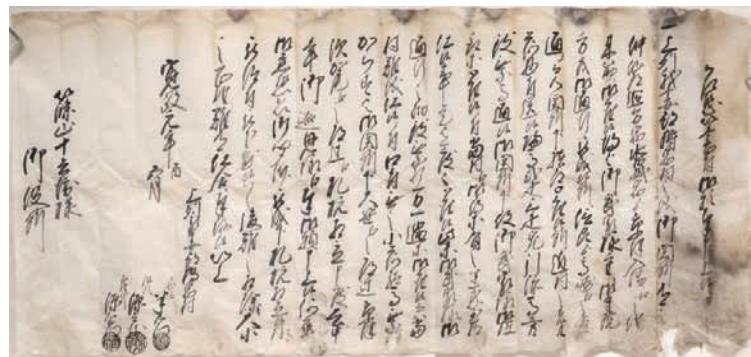
黒岩家の歴史については、先々代の齋治が『黒源家記』を著しているほか、親戚筋の富田屋の『応桑、富田屋家』、中居屋の『中居屋のしおり』などに記録されている。水原徳言は妻の実家である黒岩家（黒源）の歴史に关心を寄せ、齋治の記録を補筆するほか、黒岩家による石碑の建立にも関わっている。

狩宿宿の歴史とともにあった黒岩家は平成29・30年度に土地建物を長野原町に寄贈して、当地を離れ、近所に引っ越した。江戸時代は、名主兼問屋を務めながら茶屋本陣を経営し、明治期からは町の発展のために尽力し重要な役職を務めてきた。浅間牧場設立に際しては牧場主事を任命されるなどの大役を果たしてきた。黒岩家の歴史を感じられるように展示を行う。



旧狩宿本陣の石碑

黒岩家は代々源右衛門を襲名しており、その名は古文書に散見される。「乍恐以書付御願奉申上候（狩宿 寛政元年5月 関所中仙道追分宿・沓掛宿より草津入湯への道筋につき）」（黒巖有治家文書）に、差出人として狩宿村百姓代 源右衛門が左端に見られる。草津道辻に馬の通行に関する立札を設置したいと願い出たものである。寛政2年（1790）以降の文書においては、名主 源右衛門となっている。また、『町誌』には文化11年（1814）に羽根尾村より出された駄賃稼ぎに関する訴訟書が記載されており、この相手方が狩宿新田名主源右衛門となっている。他にも羽根尾村とのやり取りなどで名主 源右衛門の名がみられることからも、当地における黒岩家の大きな役



源右衛門の名が見られる文書（群馬県立文書館ホームページより）

割を知ることができる。

狩宿宿は脇往還であることから馬の継立を行う問屋は別に設けてはおらず、黒岩家が問屋も兼ねていた。明治維新後、問屋という機能は通運会社となり存続されていたことが『町誌』に書かれている。明治10年（1877）、長野原町内には5件の通運会社の記載がありその一つが黒岩家で、「町村会所内国通運会社 応桑村黒岩源十郎宅 ヲ以テ仮設」（明治十年吾妻郡村誌）とある。

さらに『町誌』によれば、明治の頃の主要な陸上運輸は、稼馬または荷積馬車であった。2輪の車輪を馬に引かせる馬車は、馬の背で運ぶ量をはるかに超え、効率よく運べた。馬車により多くの荷物を集荷し、小分けの荷物を稼人の所有する稼馬などによって町内へと運搬した。

明治元年（1868）に狩宿関所が廃止、明治3年（1870）に本陣が廃止となり、黒岩家も江戸時代の役職を終えて新たに町の役職につくこととなった。明治12年（1879）には当主源十郎は戸長を務め、翌年に初代郵便局長となる。その後、源十郎が高崎へ進出したため富田屋茂平の子、慶次郎が郵便局長を引き継いだ。

黒巖有哉は牧場主事のほかにも数々の公職を歴任し、さらに吾妻郡の畜産業の振興にも尽力した。このような黒岩家の人々の業績を展示紹介する。

また、黒岩家が旅館業をいつまで営業していたかは不明で、宿帳などは残されていない。茶屋本陣、旅籠時代を伝えるものとして、湯釜、麺板、麺棒、鞍、名主挟み箱（棒に環を通し、肩に担ぐ運搬用の箱）などの実物あるいは写真を適宜展示する。旅籠らしい特徴のひとつである軒下看板などは失われているが、玄関にあたる北廊下の壁に屋号「黒源」の文字が書かれている。戦前の写真にも写っている貴重なものであり保存を検討したい。



黒源の名主挟み箱



北廊下の壁に書かれた屋号

③関所関連資料

狩宿関所跡之碑が応桑小学校の一角に設置されており、旧狩宿茶屋本陣の2階からも手にとるように見ることが出来る。この石碑には、「本村は狩宿新田と称し中山道及び北国街道を分岐し高崎に通じたる脇往還の要衝なり…寛文二年幕府の公式の関所を現在地に創建し特に川原湯草津への湯治客を改めたり」とある。

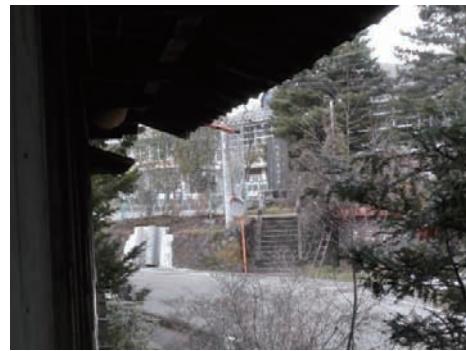
徳川幕府は江戸の防衛のため全国に53か所の関所を置き、出女と入鉄砲を厳しく取り締まつた。延享2年、(1745)の『諸国音関所書付』では、国別にみると、一番多いのは上野国(群馬県)で、14か所ある。また、53の関所のうち、幕府が“重き関所”としたのは22か所で、中でも中山道の碓氷と木曽福島、東海道の箱根と新居の関所は最も重要な四大関所であった。大戸の関所と大坂の関所は重き関所で、その中間地点に作られた狩宿関所は軽きものであった。

この狩宿関所は草津や川原湯温泉の湯治客、ことにその女を監視することに重点がおかれていた。関所を通過するのに必要な往来手形は、庶民の場合、名主、檀那寺などが発行した。ただし草津入湯女については碓氷関所で手形をもらうなど規制があり、その規制は強化されたり明細化することもあった。

関所の取り調べを避けようと関所を通らずに抜け道をすることもあり大戸関所での国定忠治の関所破りの言い伝えもある。関所近くの者が手引きしてくれることもあったようで、当地においても抜け道があったことが地元に伝えられている。

関所は宿場内の火事でたびたび類焼しているが、寛政12年(1800)の大修復のおり、代官に提出した一場加藤太の書類によると、関所構内の規模が次のように記されている。「東西二十間、南北二十四間、壱反六畝歩、惣坪数四百八拾坪 内 御番屋式拾壱坪半、西御門堀柵の内四拾坪、御番屋裏東より北西之方まで押通し、内二合五勺下雪隠」とある。

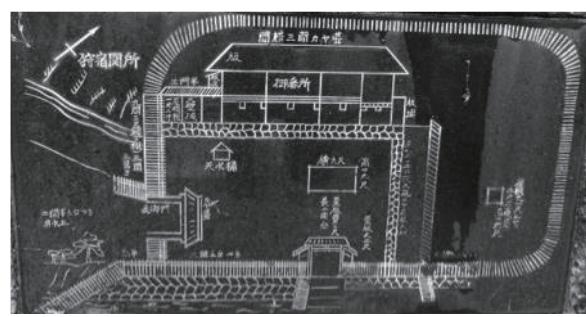
狩宿関所之碑の基壇には関所の図(元図は一場家所蔵)が刻まれた石がはめ込まれている。これを見ると、南に宿場の用水路が流れ、その岸に石垣を築き正方形に石垣で高くしたところが番所の構内になっている。北側は石垣の上に板塀が続き、西側石段の上に番所が「間口三間茅葺き」でつくられていた。番所の南は



2階より狩宿関所跡之碑を見る



狩宿関所跡之碑を見る



狩宿関所之碑に刻まれている狩宿関所の図

土塀が続いていて仕切りの役目をしている。南側と西側には柵が巡っている。番所の庭には天水桶と縦横九尺の白洲がある。番所は四室で中央が役人の取り調べに当たる正座である。南の門は諏訪神社の前を通り信州沓掛の方から入る門で「表御門」と呼び、東の門は「下馬御門」と呼び、階段をおりて狩宿宿に入った。四角の構内の外周にも矢来がつくられ、用水の上にもまた柵がつくられている。これにより火災時に水を汲むことができなかつたので一部を開閉できるようにと願い書も出ている。外回りの北部に井戸が掘られ、用水として使われた。

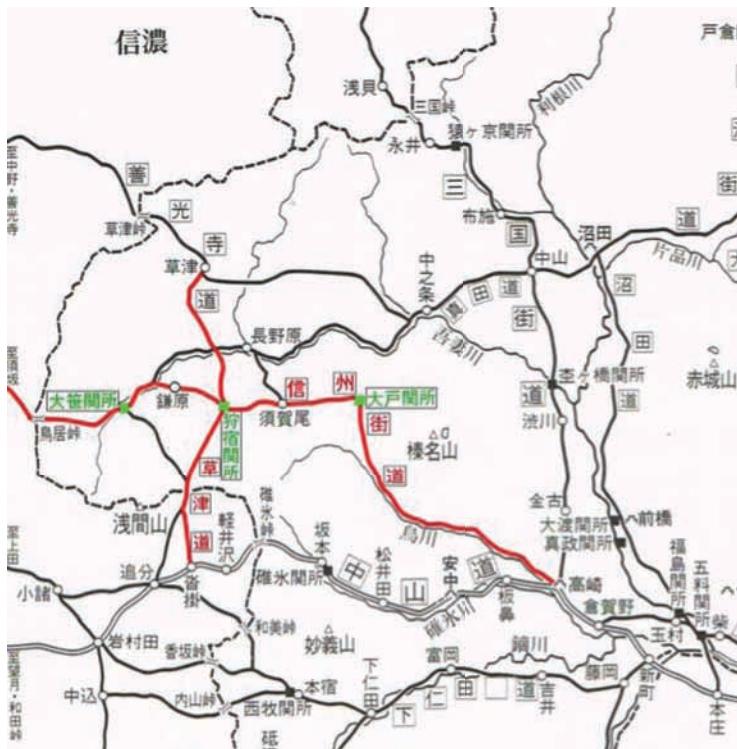
関所は慶応3年（1867）2月の大嵐により潰れ、この折に門前にあった黒岩幸太郎宅（富田家）が一時仮に使われることになった。翌年の明治元年9月4日に岩鼻役所より飛脚によって関所廃止の通達を受け、年寄黒岩源右衛門が「謹罷在候趣」を役所へ届け廃関となった。

近年、旧東海道の箱根関所（国指定史跡 箱根関所跡）が復元され多くの観光客で賑わっており、併設されている資料館の展示では狩宿関所もパネル紹介されている。各地には関所の門のみ復元されている例が多い。当地では茶屋本陣が現地に残されているため、臨場感が伝わりやすく、関所関連の資料をここで紹介することは効果的である。御用留日記は、最後の役人となった片山保左衛門重興が幕末から明治に至るまでを誌したもので『上州狩宿関所 御用留日記』として活字化されている。

④街道関連資料

江戸時代、江戸から北信地域へ、物資輸送の重要な役割を果たしていた信州街道と、沓掛宿より草津へ湯治客などが行き交う沓掛草津道の2つの街道が交差する狩宿宿は大いに賑わっていた。各時代の古地図や関連資料を関所の資料とともに展示することで当時を想像する手助けとなる。また旧狩宿茶屋本陣を拠点として、実際に街道を体験する活動が考えられる。

信州街道の終点となる、福島宿（現須坂市内）の更に先



『群馬の街道図』の部分に色付け加工

には善光寺があり、一生に一度は善光寺詣りをと多くの人々が参詣した。善光寺はまた古来より女性の信仰の対象でもあった。

また街道は文化の伝播の役割も担った。吾妻郡、長野原町は群馬県であるが、信州街道による交通によって長野県（信州）との関わりが大きく影響が色濃くあった。

第2章の「関所と宿場町形成の歴史」で述べたように、中馬は農家の駄賃稼ぎとして発達したもので、集荷場で馬に荷を積み目的地まで通して荷を運んだ。馬子は3～5頭の馬を引いて途中で馬宿に泊まつたりした。狩宿において中馬に関する記録はないが鎌原では農閑期に中馬による駄賃稼ぎが行われていた記録がある。

地元の聞き取りでは、狩宿宿には昭和初期には馬宿や蹄鉄を打つ人が滞在していたという。また、近くの集落の小宿では、戦前に馬方をしていたという家もある。この家は現存しており土間には馬屋2か所も残されている。

他の街道としては、鳥居峠より分岐して北国街道上田宿に通じる道（上田と沼田をつなぐ通称真田街道）も古くから利用されており、黒岩家からの聞き取りでは明治末期には上田へ向かう旅人も多かったという。上田は繭の集積地であり繭倉庫などが残されているが、上州の繭も当地へ運ばれ、人馬が行きかう重要な街道であったと思われる。しかし明治26年（1893）に信越線が開通したことにより、周辺の街道は次第に役割を終えていった。

沓掛宿より来る道では、浅間山東麓への上りのあと、広大な六里ヶ原を北へ馬や徒步で向かったが、風が吹けば道は消え、雪が降れば旅人は方角を失うという厳しい旅路であった。そこで、旅人の安全を願って多くの道しるべ観音が設置されるようになった。近年、この道しるべ観音は、失われたものが復元され、北軽井沢の桜岩地蔵堂に百体が祀られている。

大正4年（1915）に草軽便鉄道が誕生し、大正15年（1926）には新軽井沢から草津まで全長が開通した。これによって北軽井沢が別荘地として発展ていき、草津への湯治客もこの鉄道を利用し、木材、薪炭、硫黄などの貨物も運ばれた。草軽鉄道は戦後も続いたが、道路の整備、自動車の普及などにより昭和37年（1962）に廃線となった。かつての沓掛草津道は、国道146号線に代わり、狩宿宿では真っ直ぐにバイパスが通された。そのため、宿場内の道は静かな旧道（町道）として残り、現在は路線バスが軽井沢方面と草津方面とをつないでいる。



桜岩地蔵堂境内の丁杭式観音



六里ヶ原の旅人 ▶ 大正年代の六里ヶ原の旅人のようす。

六里ヶ原の旅人（『写真でつづる長野原町100年のあゆみ』）両やぐらという運搬具を馬につけて人を運んだ

⑤養蚕関係資料

明治 8 年（1875）に狩宿村と小宿村が合併して「応桑村」と命名されたのも、養蚕業を振興し、村が豊かになるようにと願ってのことであった。黒岩家がいつ頃養蚕を始めたのか今のところ記録はない。明治 27 年（1894）の応桑村の営業報告書には旅館業 2 戸とあり、その一軒が黒源で、聞き取りでも明治末期には旅館業をしていたとのことであった。養蚕を旅館業と兼業していたのか、あるいは旅館をやめてから 2 階を改造して養蚕を始めたのかは不明である。

狩宿新田の町並みのなかで養蚕農家も現存する。現在の旧狩宿茶屋本陣の 2 階は養蚕のため壁を解体し、建具を撤去し、広い蚕室としており養蚕用具も残されている。

近隣の滝原集落、小宿集落、鎌原集落などにおいて聞き取りを行なったが、養蚕の時期や方法、規模などは、集落間、集落内でも差があった。

一般的な展示（蚕室に蚕具を置くなど）のみならず、裏山、畑での桑栽培から養蚕、製糸、機織りまでを体験できる場として活用することも考えられる。学校教育の場としても有効である。

なお、養蚕や製糸について学ぶには、近隣に次のような施設がある。これらと連携しながら、ここでは農家の生活とともに養蚕の体験を重視した活用を行うことができる。

富岡製糸場（富岡市）、田島弥平旧宅（伊勢崎市）、高山社跡（藤岡市）、荒船風穴（下仁田町）、群馬県立日本絹の里（高崎市）、高崎市染料植物園（高崎市）、競進社模範蚕室（本庄市）、片倉シルク記念館（熊谷市）、笠原工業旧常田館製糸場施設（上田市）等々



参考例：北軽井沢 0 邸の機織り機の部屋

⑥その他の関連資料

旧狩宿茶屋本陣では、北白川宮能久親王の展示を重点的に行なうが、そのほか以下のようないくつかの施設がある。関連する場所について紹介展示をしていく。

中居屋重兵衛 文政 3 年（1820）～文久元年（1861）

JR 吾妻線万座鹿沢口駅前には幕末、生糸貿易の先駆者として上州の蚕糸業の発展の礎を築いた功績を称える石碑が設置されている。

黒岩家（黒源）とは親戚筋（第 1 章「黒源系譜」参照）であり墓地及び関係文書が県指定史跡となっている。また、嬬恋村三原には生家が残されている。

嬬恋村郷土資料館には特別展示室が設置され、数々の資料が展示されている。横浜の店舗跡地に案内板が設置されており、嬬恋村観光案内所では横浜の観光案内パンフレットも置かれるなど



万座鹿沢口駅前に設置されている石碑

ど活発に紹介されている。

草津温泉

狩宿に宿場が作られ関所が置かれたのには草津温泉と大いに関係がある。万騎峠の名前の由来のようにここ草津にも頼朝伝説があり、源頼朝が浅間北麓に狩に来たついでに草津に入浴し、このとき案内した「御殿の助」という人物が、草津の湯を発見したという功績で「湯本」の姓と家紋を与えられたという伝承がある。文政6年（1823）に発行された十返舎一九の『上州草津温泉往来』に、当時の盛況ぶりが記されており、草津は有馬温泉と並んで温泉番付日本一として有名となった。

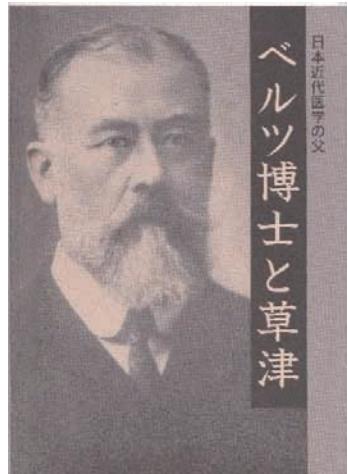


明治中期の草津温泉（草津町温泉図書館展示）

草津の強力な酸性泉の殺菌力が皮膚病に効くと、全国から湯治客が押し掛けかけるようになった。一般的に湯治は7日から10日が一単位で湯7日、湯10日とも言われるがなかには1か月以上滞在することも少なくなかった。また湯治客の滞在のためには多くの物資運搬が必要で、草津へ向かう街道筋にある狩宿宿も大いに影響があった。

ベルツ 嘉永2年（1849）～大正2年（1913）

ドイツ人医師エル温・フォン・ベルツは、明治政府に招かれて、東京国立医学校（後の東京大学医学部）の内科教授に就任したのは明治9年（1876）のことだった（当時27才）。ベルツはその後52才で退官するまでの29年間、日本独特の寄生虫病や風土病の研究し、特に予防医学の観点から、温泉医療・保養に着目し、明治13年に「日本鉱泉論」を著作するなどして、日本に優れた鉱泉（温泉）があることを強調し、温泉研究所と療養施設を建設するように政府に働きかけた。しかし思いは果たせず、明治38年（1905）56歳で花夫人と帰国した。草津町ではベルツ博士を顕彰し、道の駅には「ベルツ記念館」が併設されている。



『ベルツ博士と草津』表紙

『ベルツの日記』は、当時の西洋人から見た明治時代の日本の様子が詳細にわたって描写されている。明治37年（1904）に軽井沢から馬にて草津へ向かう際に「この道をもう何度歩いたことか」と述べ、宮内省の馬匹養成場（吾妻牧場）、お宮の丘（諏訪神社）の赤松林の美しさにも触れている。また皇室の侍医も務めていたので、北白川宮親王の王子を診察し、親王についての記述もある。当地にゆかりのある一人といえる。

旧館林藩とのつながり

館林は群馬県の南東端に位置している。旧藩主秋元家は弘化2年（1845）、館林藩最後の藩主として山形藩から入封し、2代目藩主秋元礼朝の代で明治維新を迎えた。戊辰戦争では、新政府軍に参加し、奥羽征伐で軍功を挙げ石高が加増された。しかし明治2年（1869）版籍奉還により藩の財政は厳しくなり藩士の俸禄は激減し困窮者も生まれた。

3代目藩主秋元興朝は、旧藩士のために授産所を作るなど尽力したので地元で自活することができた者もあった。

一方で、明治政府による土族の救済策として、明治16年（1883）に浅間牧場の一部、御所平地区に旧藩士とその家族60余名12戸が開拓民として入植をした。しかし開拓の厳しさゆえ続かず、残ったのはたった2戸であった。倉田家と山下家はその後分家をして10戸にまで増え開拓農家としての基礎を築いた。

秋元家は大正時代初めに北軽井沢に別荘を建てた。別荘はその後、応桑諏訪神社に移築され社務所として使用されるようになった。

また、最近では神社の本殿の横に聳えている大木（杉とケヤキが一体化している）が「縁結びの木」として話題となり、神社はパワースポットとなっている。若者たちが訪れることで茶屋本陣の関心にもつながることが期待される。

満蒙開拓者入植の地

浅間牧場が民間に払い下げられたのちも広大な荒地が、熊川のほとりから浅間山鬼押し出しのすぐ近くまで広がっていた。この荒野は、昭和21年（1946）から24年（1949）にかけて延べ193戸の満蒙開拓者が入植し、当地における農業や酪農を築き上げてきた歴史ある場所である。既に明治16年（1883）には御所平においては館林藩士による入植がされていたが、戦後残されていた土地は、より厳しい土地であったという。

戦時中、満州国へは国策として多くの移民が送られたが、このうち旧勢多郡木瀬村（現前橋市）では160戸、600名が吉林省へ入植した。満州開拓団長の清水圭太郎は、現地民との協和を図りながら開拓地を桃源郷と呼ばれるまで繁栄させたという。

しかし敗戦により状況は一変し、人々は再び故郷へ戻るがそこで暮らしてゆくことはできなかつたため、第三の故郷を探さざるを得なかった。清水圭太郎は、多くの引揚者のために浅間山麓の入植のために奔走し、高冷地にあった蔬菜の栽培や、また酪農を推奨し「村づくり五原則」を制定するなど当地の農業、酪農の礎を築いた。その功績は今も地元で語り継がれている。



応桑諏訪神社社務所



応桑諏訪神社の「縁結びの木」



大屋原の風景
『ジオなまち ながのはら』より

荒地の開拓は困難の連続であった。住まいはカラマツを倒しクマザサを屋根材とした粗末なものであった。その後ブロック造の建物などが建てられるようになったがそれも今では廃墟となっている。国道沿いの甘楽地区には「満州開拓団記念碑」が建てられているが、ここから奥まった北軽井沢大屋原地区には煉瓦造の「群馬満蒙拓魂之塔」が木々に囲まれて建っている。これは第二次大戦中に県内より満州、蒙古の開拓のために移住し犠牲となった人々を慰靈供養するために昭和49年(1974)に建てられたものである。

群馬県からの移民で終戦時の犠牲者は1600名を超えるとされる。毎年9月には拓魂祭が地元で行われてきたが、入植者は個人で墓地を所有するようになり、拓魂祭の存続や拓魂之塔の共同での維持も難しくなっているという。

茶屋本陣では今後、畑の活用なども行ってゆくが、このような地元の歴史も学びながら、黒岩家先々代の斎治が、いろいろな作物づくりに挑戦したという精神も思い出してみたい。



群馬満蒙拓魂之塔

田山花袋 明治4年（1872）～昭和5年（1930）

文豪田山花袋は明治4年（1871）に旧館林藩士田山鏘十郎の次男として生まれた。『浅間横断記』（明治30年）に当時の応桑の宿の様子を記している。「…風情ある一村落を認むるなるべし。これ即ち浅間の六里の焼原に臨める最後の小駅にして、昔狩宿の関といひしは是なり。…狩宿の駅は人屋大凡二百軒ばかりの小村にて、焼石を載せたる板屋、雑草の茂りたる藁葺屋根など極めて荒涼たる有様を呈したり。」夏の盛り、厳しい六里が原に歩を進める直前、茶店で杉の葉青き冷たいトコロテンを2杯啜り、癪された様子が書かれている。田山花袋記念文学館が館林市にあり、旧家も残されている。

若山牧水 明治18年（1885）～昭和3年（1928）

当地を訪れた折の日記を残している。川原湯温泉から歩いて苦難の峠越えをしてやって来た。やっと見つけたまんじゅう屋に泥だらけの姿で入ったが、店主のお婆さんは快くもてなしてくれた。酒も入り苦勞も消えようとしていたところで店の若者に代金を投げ返された。牧水にとっては屈辱的な事件で日記に様々な憶測を記している。（一部「広報ながのはら令和元年10月号」より）このまんじゅう屋の写真が『町誌』に載っている。



宿場内に建てられている文学碑

また、牧水は旅をよくしており、県内には牧水の歌碑が多く建てられているが、中之条町暮坂峠の牧水像の前では毎年「牧水祭り」が行われている。晩年過ごした沼津市に若山牧水記念館がある。

水原徳言(みはらよしゆき) 明治44年(1911)～平成21年(2009)

水原氏の妻は黒岩源一郎の長女で、水原氏は義父、源一郎を大変尊敬しており『玄山老小伝』を著わしている。源一郎を通して黒源の歴史にも関心を持ち、書き記している。

ドイツの建築家ブルーノ・タウトの唯一の弟子と言われ、高崎市に拠点をおきながら、日本の近代デザイン運動の活動をしてきた。井上房一郎が進める工芸製品活動に参加していたが、昭和9年(1934)から2年間、タウトが高崎に滞在し工芸製品制作の指導に関わるようになった際、共同制作者、協力者として活動する。

高崎の都市計画、建築、デザイン、美術、商業に多くの影響を与えた。

萩原 進 大正2年(1913)～平成9年(1997)

応桑出身の郷土史家。『浅間山風土記』、『炎の生糸商中居屋重兵衛』など地域の歴史ほか群馬県に関するものも多く著わしている。『群馬県史』、『長野原町誌』、『嬬恋村誌』などの編纂、県内の郷土芸能の調査研究にも関わっている。狩宿関所跡石碑の撰文も萩原氏による。萩原氏の著書の一部を茶屋本陣の休憩コーナーに置き、当地の空気のなかで著書に触れたい。

萩原氏は戦前、前橋にて小学校教員をしていたが、児童のひ弱さ、耐久力のなさを見て、郷里の大自然の中に放ってみようと、浅間山麓の林間学校を企画した。地元の協力を得て実施され子供達は元気になり林間学校はその後、学校行事となつた。茶屋本陣の活用では、教育に携わってきた先人たちの思いを受け継ぎ、子供たちにとって日常の学校とは異なる学びの場を提供したい。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

活用計画にあたつては茶屋本陣時代の歴史を公開する以外にも、この建物が過ごしてきた時代時代のストーリーを大切にしたい。①北白川宮能久親王および浅間牧場関連資料、②黒源関連資料、③関所関連資料、④街道関連資料、⑤養蚕関係資料、⑥その他の関連資料を過不足なく紹介展示しながら、来訪者がこの建物と環境をより身近なものと思えるよう、またそれぞれのテーマに関心をもてる活用の工夫をしていく。



『玄山老小伝』の表紙



著書『浅間山風土記』の表紙

(2) 建築計画

各部屋の活用を以下に示す。

1階	殿居・上段の間・中の間・表の間・中廊下・座敷・北廊下	常時公開	見学・展示スペース
1階	茶の間、土間、南廊下	常時公開	活用および見学スペース
1階	管理室、給湯室	非公開	運営・事務スペース
1階	便所	常時利用	常用スペース
2階	客間1～4	随時公開	展示スペース、または貸出スペース
2階	北廊下	随時公開	展示スペース、または貸出スペース
2階	物置	非公開	運営スペース

茶屋本陣建築の特徴を示す殿居・上段の間・中の間・表の間の3室は歴史的空间とし主に見学の場とする。床の間、脇床、平書院を備え、篭欄間などは格式を示す。また座敷は北白川宮時代の寄り付きとして見学展示の場とする。

茶の間には囲炉裏があり、私生活の場であるが、空間を体験学習できる場であるとともに町民が集う場ともする。厳冬の時期の暮らしを学ぶにはふさわしい部屋である。

小座敷を管理室とする。ここは事務スペースとして管理者、ボランティアの詰め所ともなる。また、風呂場は給湯室とし、茶の間への茶の提供もできるようにする。1階南廊下は、見学者の動線でもあり、内部を回遊できるようにする。

2階は展示スペース及び貸出スペースとして使用するが、養蚕の学習の場にもなる。

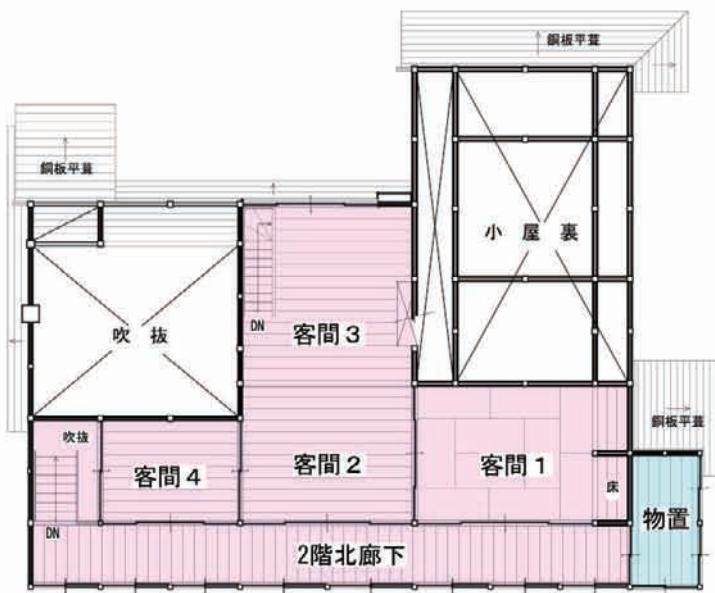
(3) 外構及び周辺整備計画

敷地の保全方針については、「第6章 環境保全計画4 環境整備」で詳しく述べる。駐車場は、街道向かいの空地を借りておれこれを今後、整備をする。ウォーキングなどの拠点としての機能も果たすための外便所は今後、狩宿関所の碑の整備とからめて検討したい。

4 実施に向けての課題

公開活用計画については今後、地元住民、協議会等との意見交換の場をもち、議論を重ねて取り組んでいくことが重要である。茶屋本陣での過ごし方として、喫茶等の提供も行いながら文化に触れる複合的な活用を目指したい。

茶屋本陣の冬場の活用は課題が多い。暖房設備が必要で、給排水衛生設備工事は凍結に備えなければならない。積雪の対処など多くの問題を抱えている。しかし冬の周辺環境は美しく輝いている。厳冬の時期は、活用にあたり時間や空間を限定することも考えなければならないが、本当の生活の知識を伝承するには、この時期も含め、四季を通じて世代を超えて伝承することが必要である。



整備 2 階 平面図



整備 1 階 平面図

凡 例

- : 常時公開
- : 公開及び貸出スペース
- : 非公開



活用計画平面図

第6章 環境保全計画

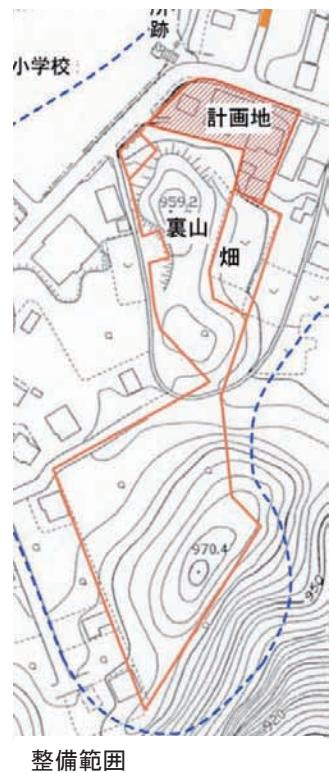
1 環境保全の現状と課題

長野原町は平成29年11月に当該建物の寄付を受け、翌年の平成30年11月に当該建物が建っている土地の寄付を受けた。その後令和2年に裏山とさらに奥の土地、畠を取得した。道路の向かいの土地（富田屋跡）を駐車場用地としたこととした。（今回の整備範囲を右図に示す。）

当該敷地には現在、主屋と、保存対象外で近年に建てられた旧牛舎、農機具物置の2棟が存在している。新宅は、令和2年に撤去された。また当家によって建立された「旧狩宿本陣」の碑も存在している。

主屋周辺については、令和2年に長野原町により発掘調査が実施され、復原考察を試みたが、創建時の形の根拠を得るまでには至らず、ほぼ現状のままで北白川宮滞在時に修理することとなった。

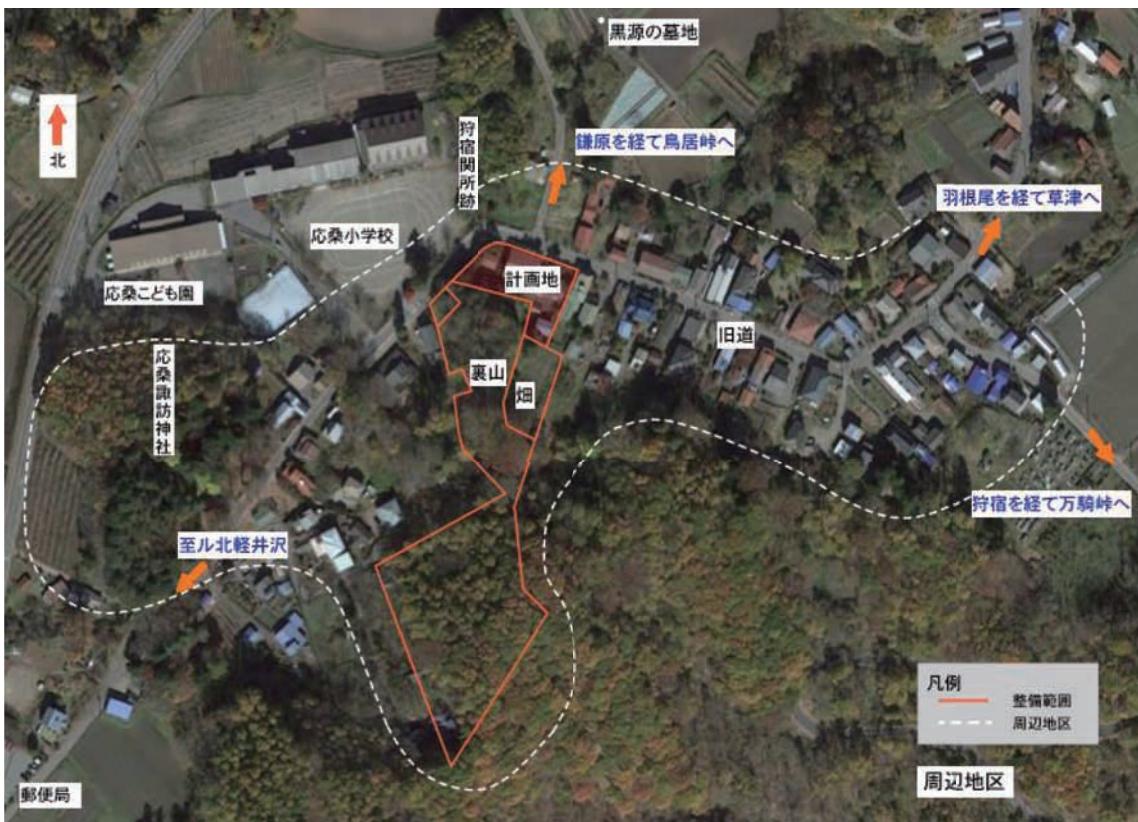
南側の裏山なども含め、茶屋本陣と一体となった環境を視野に入れて総合的な活用を行なうことが望まれる。



整備範囲

2 環境保全の基本方針

本茶屋本陣は、かつて栄えた狩宿宿（狩宿新田）に現存する。軒を連ねた宿場の姿は失われてはいるが、当時を偲ぶことのできる様々な要素が本陣の廻りには存在している。



敷地割、街道の形状、水路、背後の豊かな自然環境、狩宿関所跡、諏訪神社等々がある。旧狩宿茶屋本陣を核として、それらを有機的につなげることが、狩宿関所、街道とともに歩んできた本建物にふさわしい環境保全となる。地元住民や近隣の学校、他所から訪れる人々が活用できる場作りを目指す。

3 周辺保全地区の範囲

狩宿関所跡から宿場町並みの一部は、茶屋本陣の活用において切り離せない関係である。水路の復活、狩宿関所跡の整備、宿場町のイメージの再現なども、将来のまちづくりの目標としたい。また、南側の裏山を含めた範囲を周辺保全地区と位置づけることでさらに活用の可能性が広がる。

4 環境整備

①計画地の整備

主屋の東側土間部分や水車、齊治の図による土蔵や 2 か所の木戸など失われているものについては、今後検討する。聞き取りによればかつて、宿場には水車が 2 基ありそのうちの 1 基が黒源の水車であった。臼が 6 つある規模で、近所の人々も利用していた。過去の暮らしを学ぶためにも水路とともに重要な要素であり将来的に再現することを考える。

外構計画において取り壊された東側土間部分の範囲を示すなどにより見学の手助けとなると思われる。

■茶屋本陣としての主庭の再現

上段の間から殿居を通しての庭の眺めは、現在は失われているが、当初は主庭として作庭がなされていたと考えられる。庭は、裏山を借景として作られており、広くはないが地形を上手く利用している。現在ある浅間石 2 段組の土留めを整備し、他の類例を参考に主庭を復元する。

■道路側の整備

茶屋本陣に式台は確認されておらず、「表の間」の前が玄関の代わりであったと推察される。

また、道路側の樹木については建物の借景となるよう整備を行なう。当家の象徴であったが伊勢湾台風で倒れてしまった朝鮮五葉松については、同じ位置に再生させることはせずに、何らかの形で再生できるよう検討する。齊治により昭和 56 年(1981)に建てられた旧狩宿本陣の石碑はそのまま現在地に残し、石碑の周りは見やすいように整備する。

さらに西側に廻ると水路が表れており、樅ノ木などとともに関所のあった頃が彷彿される。将来、水車の再現も視野に入れた整備をする。



殿居から見た現在の主庭



台風で倒れる前の朝鮮五葉松

■活用のための庭

昭和46年(1971)に建てられた新宅を撤去した後の東側スペースと、農機具物置を撤去した後の西側のスペースを活用のため整備する。ここでは地域住民による野外活用のほか、季節に合わせて旅行者も参加しやすいイベントを工夫することで交流の場ともなり得る。



東側のスペースにて

②将来における環境整備

■環境整備へ向けて 裏山ほか

茶屋本陣の背後には山村の暮らしを想起させる風景が広がっている。裏山や畑などは、茶屋本陣の立地環境を伝える部分である。裏山は流れ山のひとつでもあり、エンジュ、五葉松、モミ、カヤ、サクラ、エゴの木など高木も多い。地元のお年寄りからの聞き取りでは、子供の頃によく遊んだ思い出の場である。



裏山と畑

エンジュは、茶屋本陣の上段の間の床柱や床框に用いられているが、地元の聞き取りでは、草軽鉄道のこの地域の枕木にも用いられていたという。今後、エンジュなど豊かな植生環境の保全が課題となる。

裏山の東斜面には、笹に覆われて屋敷神の石の祠があり、これまで黒岩家により祀られてきた。急斜面なので、小道から上りやすいよう枕木を用いた階段を作るなど、自然環境を守りながら、散策路の整備を行う。東に広がる畑では、今後の活用に合わせて桑の栽培など、また地域の生業でもあった炭焼き、養蜂などの体験のほか、地元農産品の復活なども考えられる。このように裏山や畑を整備し、計画予定地と一体となった活用が望まれる。



裏山にある屋敷神

③周辺保全地区 広域の環境保全

当敷地は狩宿宿（狩宿新田）の西はずれに位置し、東へ向かって両側に短冊形の敷地割が並んでいる。養蚕農家の建築形式を伝える建物や、土蔵なども散見する静かな町並みである。かつては中山道の脇往還として人々や物資が行き交かった信州街道と、沓掛宿方面から草津温泉や川原湯温泉



鎌原集落のはずれにある炭焼き小屋

へ向かう湯治客などが行き來した沓掛道・草津道が交差する交通の要衝であったことを現在に活かしてゆく。茶屋本陣を拠点として広域に自然と共生し、楽しむ町づくりを行ない、当地ならではの観光スタイルを創造する。狩宿関所跡、応桑諏訪神社、社務所（館林藩藩主、秋元家別荘を移築したもの）、町並みの一部を周辺保存地区と位置付けて整備する。

A. 街道の交差点を追体験

第2章「文化財としての価値」では旧狩宿茶屋本陣の5つの価値を述べた。ここでは2章によって、周辺を含めた環境保全を目指す。

街道は、万騎峠方面から宿場に入るところが鉤の手になっているが、これは敵の侵入に防ぐためである。宿場内は約200メートルが直線で、西端に関所が設けられていた。

狩宿関所（当初は番所といった）は主に湯治客を取り締まっていたので、沓掛道より表御門にて関所に入り、下馬御門から宿場に出て草津方面に向かうか、反対に草津より沓掛へ向かうようになっていた。

茶屋本陣は、狩宿関所に接して立地し、西側の水路に沿って関所の石積みがあったと思われる。街道は、西から東へ緩やかに下っている。

現在、狩宿宿の旧道には草軽交通の路線バスが通っている。草津へは約30分、軽井沢へは1時間弱でこの2か所の観光地とつながっている。夏は多くの観光客が訪れる北軽井沢へは10分と近い。かつての沓掛道は、現在は国道146号に代わり、自動車やバスによるアクセスとなる。

一方、峠越えの信州街道は、脇往還を追体験できるよう、道の整備を行ない、自然と共に生した観光スタイルが期待される。高崎から大戸関所、須賀尾宿を経て、万騎峠から、これから向かう先の信州の山並みを眺め、狩宿を経て、狩宿新田に辿り着くという当時の旅人と同じような体験ができる。そこで、茶屋本陣は新たな旅の形の拠点として、休憩所、水分補給などを提供する場としての機能も求められる。

さらに信州方面へ、鎌原、大笹を経て鳥居峠へと進む道を辿るウォーキングツアーナども可能である。宿場内では、街道の交差点は変形五差路であるので、各所に道標



狩宿宿内のバス停「応桑」



鎌原宿内の道しるべ 右へ行くと狩宿宿



狩宿関所跡から東方向を見る

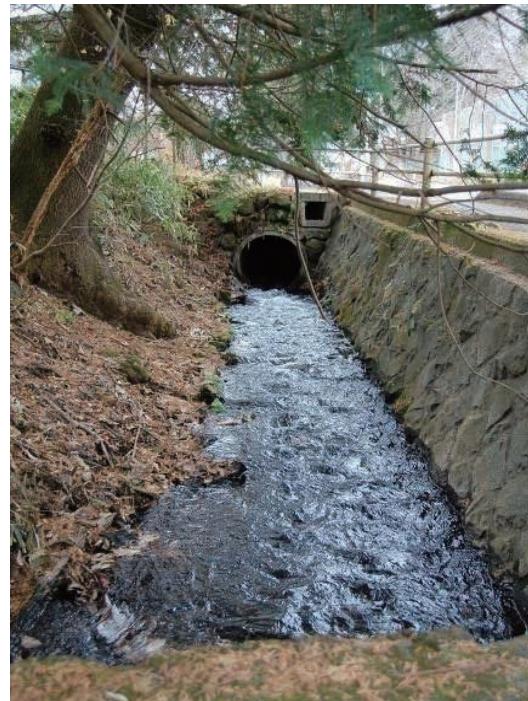
を復活させたり、景観を損ねない案内標識の設置も必要である。また、どこの関所にもあったという抜け道は、当地においても伝承されており、その案内もあれば、街道の追体験につながる。

狩宿関所跡の碑は小学校校庭の一角に立っており、ここからは集落とその遙か先には万騎峠が見え、脇往還を追体験するポイントとなっている。明治末期の写真には、手前右手の茶屋本陣ほか集落の家々の屋根は石置き屋根で、街道の水路、旅人が目指したであろう朝鮮五葉松が写っている。五葉松や水路は今はなく、家並の姿も変わってしまっているが、茶屋本陣の整備にともない、狩宿関所跡で街道を想起できればより効果的である。この眺めをもっと享受するためには今後、スロープを設けたりベンチを置くなどの整備が望まれる。

B. 水の利用の復活

狩宿の水路はもともと中央にあったが、その後に南寄りに移され、さらには昭和40年代の道路改修によって暗渠になった。当家の敷地西側には今も水路が見られ、清水が勢いよく宿場内に流れ来ている。なお、この水路（応桑用水）の水源地は南方の王領地の森という別荘地で県の自然環境保全地域となっている。水を見せること、水の音が聞こえることは、地元の人々にも旅人にもやすらぎを与え、茶屋本陣の活用が一層豊かなものとなる。

また、過去の暮らしの知恵を継承するためにも、水車を復元できれば、子ども達にとっては身近に先人の知恵を学ぶことができ、来訪者とともに粉搗きなどを楽しむこともできる。かつて茶屋本陣ではこの水車を利用し、蕎麦が提供されていたが、新たな活用例としてパン作りなど、地元の起業にもつながる。水路については、集落の一部にでも水路を復活し水場を作れば、水路のある町並みをイメージできる。



敷地西側の水路

C. ジオパーク構想との連携

「ジオパークとは、美しい自然景観や学術的価値を持つ地層を用いて、その土地の成り立ちを知り、それらと私たちの関わりを、楽しく学び、感じることができるエリア、大地を学び感じる自然公園」（※ジオとは地球、大地、地形を意味する。ジオパークHPより）で、2020年現在、全国には44地域のジオパークが存在している。そのなかで、浅間山北麓ジオパークは、浅間山の火山活動がもたらした自然、それと共に生し活用して暮らす人々の歴史や文化を学び、体験できる場として2016年に日本ジオパークに認定された。嬬恋村と長野原町の2自治体にまたがり、地域住民と連携しながら活動している。

浅間山北麓ジオパークでは、対象エリアを、山頂エリア、鬼押し出しエリア、北軽井沢エリア、湯の丸エリア、鎌原大釜エリア、吾妻エリアの6つに分けて、様々なジオサイト（ジオパークの見どころとなる場所）を紹介している。また下記の通り、テーマごとにおすすめのエリアや見学コースを提案している。

1. 自然探索に関心がある方へ
2. 歴史探訪に関心がある方へ
3. 地形、地質に関心がある方へ
4. 防災・減災に関心がある方へ
5. やすらぎがほしい方・雄大な景観を堪能したい方へ

以上5つのテーマがある。これらのテーマに茶屋本陣を当てはめてみると、茶屋本陣建築としての歴史的価値を伝える遺構として、また北白川宮親王にまつわる歴史に触れることのできる場として、「2. 歴史探訪に関心のある方へ」というテーマを複合的に考えることができる。かつての街道を実際に歩いてみる。浅間牧場など北白川親王ゆかりの地を巡るウォーキングをするなど、茶屋本陣を拠点とした新たなコースの作成も用意できれば、来訪者の手助けとなる。浅間山北麓ジオパークのジオサイトとしての有効な拠点となることが期待されている。



浅間高原ウォーキングガイド
(きたかる VOL. 2 より)



夏の浅間山北麓

d. 近隣集落とともに

狩宿新田の近くには歴史ある集落が点在している。滝原集落、与喜屋集落、小宿集落、鎌原集落などを巡るための拠点としても、茶屋本陣の役割が發揮されると思われる。また、これらの集落ほか地域住民にとって、新たな集まりの場として、既存の集会施設での活動とは異なった使い方も考えられる。いつでも気軽に立ち寄れる場として整備し、近隣集落との交流を促す。

鎌原は信州街道の次の宿場で、天明の大噴火を伝える鎌原観音堂境内は地元住民と観光客が交流する場になっている。近隣と連携することによって、新たな観光の形も期待できる。



滝原集落



小宿集落



鎌原観音堂（左手は郷倉）

第7章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

文化庁では、平成31年（2019年）のフランスパリ、ノートルダム大聖堂において発生した火災を受けて、国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査を実施し、その調査結果を受けて、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」を作成した。旧狩宿茶屋本陣の保存活用にあたっては、このガイドラインに沿って対策を講じる。

また、同年10月には沖縄首里城が全焼した。文化財の防火対策をめぐって管理体制の脆弱さなどが浮き彫りとなった。今後、文化財の防火対策が強化されるものと思われる。

①当該文化財の燃焼特性および延焼の危険性

当該文化財は木造2階建てで外壁は板壁及び土壁、屋根はササ板の上鉄板葺きである。当該文化財は道路に北面し、角地にあり、道路の向かいは現在、空地となっている。建物の西面から、西側の高台に建つ小学校校舎までは約60m離れており、建物の東面から東側隣家までは約20m離れている。南には庭の平地の先に木々が生い茂る裏山が広がっており、東側及び南側に延焼の危険性がある。

②防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在は無住のため何も施されていないが、今後、修理を行ない、給湯室設置と暖房器具使用に際しては現行法に合わせた整備を行なう。

修理現場においては、工事中の防火管理を徹底する。

(2) 防火管理計画

①防火管理者

今後、用途、活用に合わせて防火管理者を定める。

防火管理者については、消防法施行令第3条（防火管理者の資格）に下記の通り定められている。

- イ 甲種防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者
- ロ 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの
- ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者

また、第3条の2（防火管理者の責務）においては、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届けなければならない。

防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整理、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわなければならない。と定められている。

以上、当該建物の活用においては、日常の火気責任者などに防火管理者が必要な指

示を与え、また地域の消防団と連携し防火防災に努めてゆくこととなる。

②防火管理区域の設定

防火対象となる文化財の位置する敷地内の計画範囲を防火管理区域とする。

③防火環境の把握

防火管理区域内に存在する建造物、その他の可燃物、樹木等の燃焼性能を把握し、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。

④予防措置

- ・山林火災対策を行なう。建造物の廻りに燃えやすいものを置かないようする。
- ・活用へ向けて電気配線を刷新する。ガス設備は設置しない。
- ・消火器を用途に応じて適所に設置し、定期点検を行なう。
- ・自主防災組織や近隣住民の協力を得て、計画的に消防訓練を実施する。
- ・防火管理区域内では、喫煙・焚き火・花火等の火気使用を原則として禁止する。
なおイベントなどで火気を使用する場合には、事前に防火管理者との協議の上、防火体制を整えて実施する。
- ・簡易型火災報知機を適所に設置する。

⑤消火体制

当該敷地と道路境には水路が廻っているため、防火用水として有効である。近隣住民の協力を得て、日頃より防火防災意識を共有し初期消火を意識することが重要である。火気を使用する場合、管理を徹底するために、火気管理に関する点検表を策定し点検を実施する。また、非常時の関係者等の連絡、参集体制を整える。

(3) 防犯計画

死角となる部位など危険個所を予め把握し、無人になる箇所についてはセンサーなどで侵入者を予防する対策を講じる。警察機関などとの連携体制をとり、管理者不在時の戸締りの徹底、夜間の照明点灯などを行なう。

(4) 防災計画

建物内に今後、設置または収蔵される重要な展示品等については、それぞれの状況に応じ、搬出計画も含めた防災計画を策定する。

避難については2階を復元するにあたり階段は2箇所に設置する。2階の北側と南側には開口部があるが下屋がないので避難の際、飛び降りるのは危険である。よって避難ハシゴを窓際など適所に設置する。火災時、災害時の避難誘導を速やかに行うよう避難誘導体制を整え、適宜、避難訓練を実施する。

2 耐震対策

近年においては平成23年(2011)年の東日本大震災、平成28年(2016)年の熊本地震、平成30年(2018)年の大阪北部地震が発生し、その地域の多くの文化財が被災した。

文化庁では所有者等における重要文化財（建造物）の耐震対策への意識をより一層高め、耐震対策を進めるべく、平成30年(2018)8月に「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」を策定し、耐震対策が未実施の所有者等に対し、指針に沿った対処方針を直ぐに作成し、対策の実施を呼び掛けている。

旧狩宿茶屋本陣においては、令和2年（2020）年度に耐震診断を行なったが、震度6弱から震度7の大地震で倒壊する可能性が指摘されている。

今後、耐震設計を行うが、「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」に沿った必要耐震性能の設定を行う。必要耐震性能は、大地震振動時に許容される被害程度により、ア機能維持水準、イ安全確保基準、ウ復旧可能水準の3つに区分されており、必要に応じて中地震動時についても検討するとしている。（「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要項」平成24年改訂）

旧狩宿茶屋本陣においては、文化財的価値の保存に関わる事項から「木造の構造体が価値の主要な要素をなすものであって、一定程度の変形があっても復旧が可能で、主要な価値を失わないものは安全確保水準とすることができる。」に当てはまる。なお、安全確保水準の目安としては、性能目標は大地震時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこと、活用内容は、通常の用途に供しているものとされている。この設定を満たしているか診断を行ない、その結果を受けて耐震設計・工事を行う。また、管理活用のソフトを含めた耐震対策を検討してゆくこととなる。

なお文化庁が示す「文化財建造物の耐震補強の基本的な考え方」は下記の通りである。

- 地震時における文化財建造物の安全性の確保は、強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことを目標とする。
- 文化財建造物等の価値を著しく損なわない範囲で、必要な補強が可能な場合には補強工事を実施するものとする。
- 補強を行うことにより文化的価値を著しく失ってしまう等、補強が困難で、やむを得ない場合には立ち入りを制限する等の措置をとるものとする。

当該建物においてもこれに倣い、例えば、見えない壁内の補強や可逆性を考慮した補強柱などによる補強をするなど、文化財的価値を損なわない工夫を考えることを考える。

3 強風対策

昨今の台風被害は各地において想定外で発生している。令和元年（2019）10月の台風19号による被害は、長野原町においても土砂崩れや道路崩壊、建物の半壊、全壊が起こった。JR吾妻線も一部が令和2年（2020）2月まで運休状態であった。長野原町では土砂災害ハザードマップを各地区ごとに作成しており、吾妻川沿いの羽根尾地区などは日頃より防災対策に熱心である。

当該建物のある場所は、河川や山の斜面からも離れており警戒区域にはなっていないが、茶屋本陣の活用にあたっては、利用する全ての人びとが防災意識を持って、地域と協力しながら防災に努めてゆくことが望まれる。

茶屋本陣の屋根は当初は栗のササ板葺きに石置きであったが、現在は鉄板葺きに改修されている。石置き屋根に復原することが望まれるが、立地上安全面で難しいので修復にあたっては鋼板葺きとするが、その工法については、耐風を十分に考慮したものとする。また、木製建具の建て付けについても風によって飛ばされないよう対策が必要である。敷地には大木が多く存在しているので、強風で枝が折れたり倒木によって、主屋等への被害が予想される。樹木の定期的な点検が必要である。

4 その他の災害対策

(1) 浅間噴火

天明の浅間大噴火では近隣集落における大災害に比して、当地は幸い、溶岩・土石流を受けなかった。浅間山はその後も小噴火を繰り返し、浅間山北麓の当地はこのような自然災害を乗り越えて来た歴史がある。現在も火山活動中で昨今も噴火の兆しが見られた。

また、長野原町地域防災計画では、積雪時の噴火時等に発生する融雪型火山泥流について、可能性は低いとしながらも、応桑地区を避難対象となる地区に想定している。

今後の活用のなかで、近隣集落と連携し教訓を活かす取り組みが考えられる。日頃より避難、誘導について共有し徹底することが大切である。

(2) 雪害対策

狩宿宿のあたりの標高は940mで降雪はさほど多くないが、12月頃から根雪となり雪解けは4月中頃となる。県内の垂直積雪量に関しては、群馬県建築基準法施工細則第18条3項において定めているが、長野原町については、平成12年建設省告示第1455号による係数から計算すると75cmとなる。

平成26年（2014）には関東甲信地方を中心に記録的な大雪があり、草津観測所では162cmを記録した。県内では人的及び建物被害があったが長野原町では被害はなかった。これを機に、一定規模の緩勾配屋根について積雪荷重を強化するよう建築基準法の告示が改正された。雪害では、屋根や軒先の損傷、土壁の損傷、樹木の雪折れなどが想定される。地球温暖化等により気象変動があることを想定し、雪害対策も忘れてはならない。

(3) 鳥獣被害など

昭和46年（1971）に新宅を建築して以来、当該建物は物置として使われてきた。近年、新宅も無住となり、当該建物の傷みは加速度的に進んでいる。建具はなくなっているところや無理やり建てつけて隙間が至る所にある。平成27年（2015）の調査時に確認されなかつたが、今回の調査ではコウモリが小屋裏に見られた。部屋の隅にはフンが溜まっている箇所も見られた。

主屋の西側、棟の下には、大きな蜂の巣が作られている。外壁の板の節には黄土色の腐朽菌が付着しているなど、木材の腐朽も多々見られる。屋根雨漏りのために梁に白い腐朽菌が数多く見られる。

長野原町ではイノシシによる被害が確認できる。「野生鳥獣害防止マニュアル」（農林水産省）は農地における対策を主眼とし改善方法が示されている。地域ぐるみの取り組みが重要である。今後、飲食を伴う活用においては常に注意すべき課題である。

第8章 運営活用

1 管理運営の体制～町民参加

旧狩宿茶屋本陣の管理責任者は所有者である長野原町であるが、日常管理は直接職員が管理するか、関連団体に委託するか今後の検討事項になる。町による常駐管理は好ましいが、町による一元的管理より、地域住民、特に応桑地区の自主性のある積極的参画は、住民がより誇りを持ち運営管理に参加することができると期待する。特に生活暮らしの面で、経験を活かし管理運営することにより、伝統文化の継承が行われる。各種のイベント、行事等で地元民の参画できる体制を整える。現在、町民組織として「旧狩宿茶屋本陣町づくり推進協議会」があり、今後の活動が期待がされる。

また、管理運営の作業を特定非営利活動法人(NPO 法人)としての住民組織、団体に指定管理者として委託することも検討する。

文化財の維持、現状変更に関する事柄は町教育委員会が窓口となり、文化庁及び群馬県と協議し、適宜助言を受ける。また歴史的建造物の修理に関しては専門的知識を必要とされる場合は、専門家や専門機関の参加が必要となる。

2 管理の内容

管理には日常管理、定期管理及び長短期管理がある。日常的管理では地域市民団体がいう部分が大きい。開口部（雨戸、ガラス戸など）の開閉、床等の清掃、庭の手入れ、見学者の対応などである。施錠管理、建物のモニタリング（経過観察、定期的に定点観察・記録し、継続して管理する）、建造物の軽微な補修など責任が重い部分では町が管理責任を負うことが好ましいが、地域市民団体が請け負うこともあり、協同の体制を取ることもあり得る。

以下に管理内容と管理者区分を表にする。

日常管理

管理内容	実施者
巡回・巡視	地元市民団体
除草・野外清掃・剪定	地元市民団体
屋内清掃	地元市民団体
見学者の対応、説明案内	地元市民団体
イベント時の来訪者対応、管理	地元市民団体
施錠管理	町あるいは地元市民団体
建造物等のモニタリング	町あるいは地元市民団体
建造物の軽微な補修	町あるいは地元市民団体

定期管理

管理内容	実施者
建物の総合点検	町、専門家
設備器具の保守点検	町、専門家
防災管理（火災訓練・防災器具の使用訓練）	町、地元市民団体

長短期管理

管理内容	実施者
建造物等の修繕	町

3 長短期の建物の点検修理

建物の点検修理に関しては、短期、長期、に渡り必要な修理を行う。日常の短期的な管理では町民が行えるものもあるが専門業者への委託が必要である。また、特に修理工事を伴うものは必ず記録をとる。現状変更届けが必要と判断されたものは申請手続きを行う必要がある。

A 長短期の点検修理

部位	短期	長期
屋根	葺き材の点検	屋根修理、鋼板張替
雨樋	雨樋の点検清掃	点検清掃等
外壁	外壁のクラックの点検	塗り替え
床組	床下の点検、蟻害、腐朽の点検	腐朽部分修理等
内装	通常清掃、点検	左官塗り替え等
建具	点検	障子紙の張替・襖紙の張替、戸車入替、建具調整等
畳	点検	畳表替え
庭・外構	下草の手入れ、剪定等	大規模剪定等

B 経過観察（モニタリング）

維持管理の状況は、詳細に観察し記録することにより、日常的に起こる問題解決をし、建物保存のために次に行うべき必要な整備を決定することが出来る。

C 環境の管理

保存環境の管理に関しては、植生の剪定など必要な整備を数年に一度行うが、日常的には下草の手入れ、清掃を行う。必要に応じ専門業者に依頼し作業を行う。

第9章 保護に係る諸手続き

旧狩宿茶屋本陣復元工事に関わる現行の法規を抜粋し下記に示す。

■緩和規定

・建築基準法

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

・文化財保護法

第一百八十二条
2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

■現行法規チェックリスト

・建築基準法

項目	法令	規定内容	適用
用途地域	法第 48 条	都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域(白地地域)	
防火地域	H21 年群馬県告示 329 号	無指定地域	
容積率	法第 52 条第 1 項第七号	容積率制限 : 400%	前面道路 8m により 400%以下
	法第 52 条第 2 項	前面道路による容積率制限の数値 : 0.6	
建蔽率	法第 53 条第 1 項第六号	70%	規定に準ずる
高さ制限	法第 56 条第 1 項第一号	道路斜線制限	規定に準ずる
	法第 56 条第 1 項第二号	勾配 1.5、セットバック緩和規定あり 隣地斜線制限 勾配 2.5、加える高さ 31m、 セットバック緩和規定あり	規定に準ずる
	法第 56 条第 7 項第三号	北側斜線制限	対象外
日影による高さ	法第 56 条の 2	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域内の建築物に適用	対象外
大規模の建築物の主要構造部等	法第 21 条	木造建築物で、高さ 13m 超又は軒高 9m 超の場合、主要構造部に一定の性能が必要	対象外

項目	法令	規定内容	適用
建築物の建築等に関する申請及び確認	法第6条第1項第二号 法第6条第1項第四号	木造三階以上、延べ面積500m ² 超、軒高9m超の場合必要 一から三号以外の建築物 四号の大規模修繕・模様替えは確認不要 四号の防火・準防火地域外における10m ² 以内の増築は確認不要	木造建築で二号に適合しない→四号 大規模修繕及び10m ² 以内の増築は確認申請不要
建築物の外殻に対する制限	法第22条～第25、第63、第64条	(法22条地域で、特殊建築物及び延べ面積1000m ² 超の木造建築物以外の建物) ・屋根：不燃材とする。 ・延焼のおそれのある部分の外壁と軒裏： 準防火構造 ・延焼のおそれのある部分の開口部： 規制なし	対象外 (無指定地域のため)
小屋裏の隔壁	法第36条、令114条の3	建築面積が300m ² を超える建築物の小屋組が木造の場合、小屋裏に桁行12m以内ごとに準耐火構造の隔壁を設置	規定に準ずる
防火区画	令112条	(面積区画)1500m ² ごとに耐火構造の床、壁または甲種防火戸による防火区画	対象外
階段	令23条第1項	階段の寸法 幅：75cm以上 蹴上：22cm以下 踏面：21cm以上 住宅の階段の蹴上は23cm以下、踏面は15cm以上とことができる	規定に準ずる
内装制限	令128条の3の2 令128条の5第4項	床面積50m ² 以上で有効排煙面積が床面積の1/50以下の居室、火気使用室の内装は準不燃以上(住宅の場合、階数が2以上で最上階以外の階にある火気使用室が対象) 階数が2で延べ面積が1,000m ² を超えるもの 壁・天井：難燃以上 壁・天井とも準不燃以上	規定に準ずる 対象外
2以上の直通階段	令121条第1項六号	5階以下の階で避難階の直上階の居室の床面積が200m ² を超える場合必要	規定に準ずる
歩行距離	令120条	居室の各部分が直通階段に至る歩行距離は40m以下、窓その他の開口部を有しない居室は30m以下	規定に準ずる
屋外への出口	令125条	避難階において階段から屋外への出口の一に至る距離は令120条に規定する数値以下 居室の各部分からは数値の2倍以下	規定に準ずる
居室の採光	法28条第1項	居住のための居室・病室・学校の教室等には政令で定める割合の有効採光が必要	規定に準ずる
居室の換気	法28条第2項	居室には床面積の1/20以上の換気のための有効な開口部が必要	規定に準ずる

・消防法

防災設備として、設備基本方針に基づき計画を行う。
建築基準法および消防法に準拠し、各種防災設備を設ける。
非常用照明設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、消火器設備等。

■文化財保護法 第3章有形文化財 第2節登録有形文化財

(有形文化財の登録) 第56条の2 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聞くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付) 第56条の2の2 前条第1項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第1項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第1項の規定による登録をしたときは、文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(登録有形文化財の登録の抹消) 第56条の2の3 文部大臣は、登録有形文化財について、第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき、又は第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 前2項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

4 第1項及び第2項の規定による登録の抹消には、前条第2項の規定を準用する。

5 第3項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に登録証を文部大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理) 第56条の2の4 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任すべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録者形文化財の保有のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者的所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第31条第3項、第32条、第32条の2第2項から第5項まで、第32条の3及び第32条の4の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失又はき損) 第56条の2の5 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理) 第56条の2の6 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項、第32条の4及び第34条の3第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等) 第56条の2の7 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただ

し、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に關し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導) 第56条の2の8 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開) 第56条の2の9 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第47条の2第3項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告) 第56条の2の10 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し) 第56条の2の11 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項

平成9年7月11日 文化庁長官裁定 平成10年11月20日 平成12年4月3日 平成14年4月1日 平成17年4月1日 平成20年4月1日 平成30年4月1日 改正

1. 趣旨 この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第57条の規定により 登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費及び登録有形文化財建造物の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者 3.(1)についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。3.(2)のアからエについての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは 文化庁長官が適當と認めるその他の法人又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。3.(2)のオについては、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で「規定する登録有形文化財の管理を行うへべきものとして指定された地方 公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官か、適當と認める団体(當利法人を除く)とする。

3. 補助対象事業

(1) 保存修理に係る設計監理事業

1 補助対象となる事業は、次のア~ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用 の模範となるものでこれらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業とする。

ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの

イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの

ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの 2 補助事業の内容は、次に掲げる登録有形文化財建造物の修理工事又はこれにともなう建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理事業(これらの工事施工上必要となる事前調査等の事業を含む。)とする。

ア 修理工事

(ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観(これとともに価値を形成する内部を含む。)の部分修理、塗装修理、構造補強等

(イ) 上記の災害復旧工事

イ 建物附属設備の設置改修工事

(ア) 空調設備, 給排水設備, 電気設備, 警報設備, 消火設備, 避難設備, 避雷設備, 防犯設備等 て ` , 建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事

(イ) 覆屋, 保護柵, 摊壁等, 建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事

(ウ) 上記の災害復旧工事

(2) 公開活用事業

登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業とする。

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備(便益, 展示及びこれに伴う管理に供するもの(内装を含む。))の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設(便益, 展示及びこれに伴う管理に供するもの)の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

オ 登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

4. 補助対象経費

(1) 保存修理に係る設計監理事業

補助対象となる経費は, 保存修理工事, 設備設置及び改修工事に係る設計監理に要する経費とし, 明細は別紙のとおりとする。なお, 修理工事(災害復旧工事を除く)については, 総事業費から修理が完了する翌年から 5 ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

1 主たる事業費

設計料及び監理料

ア. 直接人件費

イ. 経費(直接経費, 間接経費)

ウ. 技術料

エ. 特別経費

2 その他の経費 事務経費

(2) 公開活用事業

1 主たる事業費

ア 保存活用策定経費

イ 建築工事経費、設備工事費、環境整備費

ウ 解説整備事業経費

エ 設計料及び監理料等

2 その他経費 事務費

5. 補助金の額 補助率は, 次に掲げる場合を除き補助対象経費の 50%とする。

(1) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値)が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては, 財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は 65%とする。

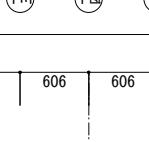
(3) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は 80%とする。 (4) 補助事業が災害復旧事業としておこなわれる場合の補助金の額は、別に定めるものとする。

旧狩宿茶屋本陣

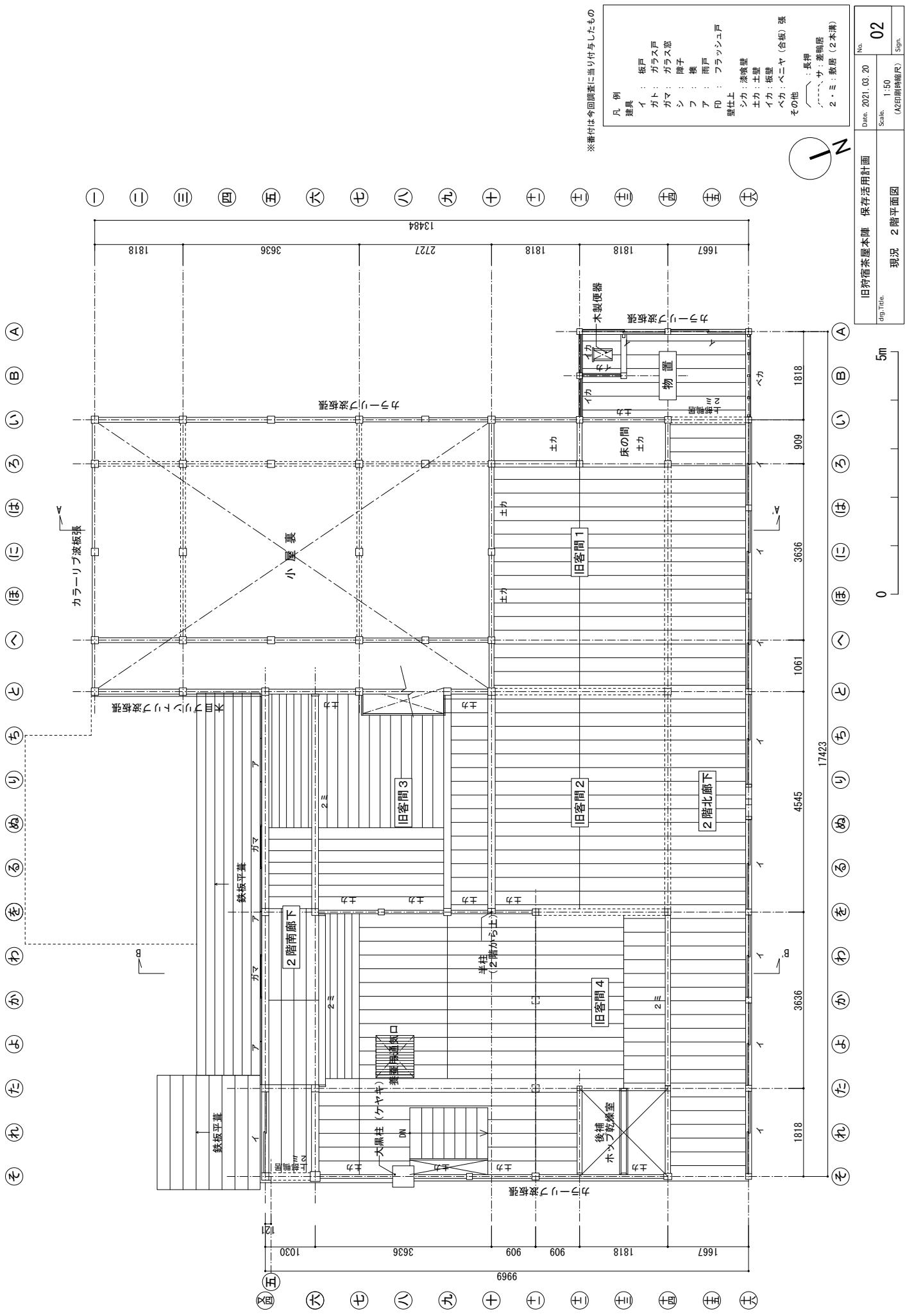
保存活用計画

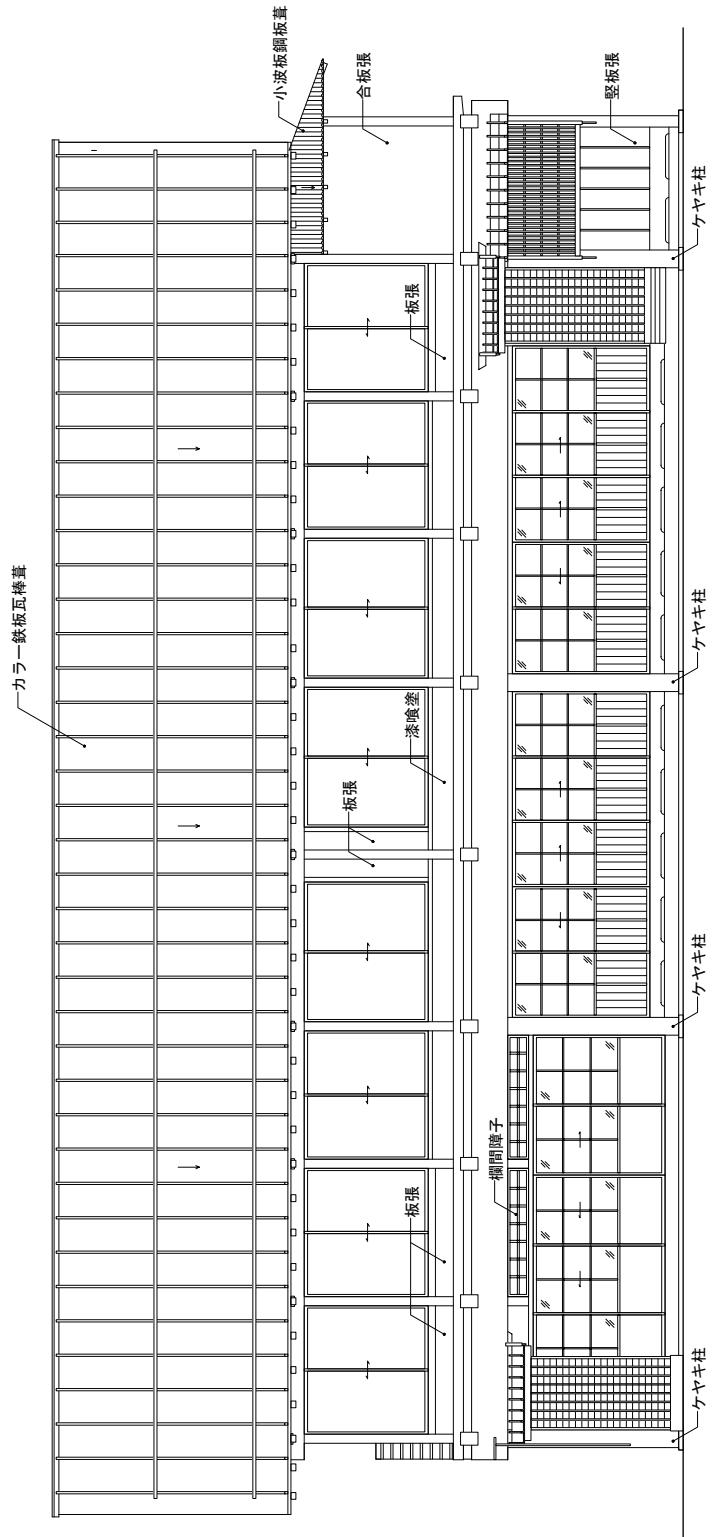
図面

(A) ひ (B) み (C) そ (D) け (E) そ

※番付は今回調査に当り付与したもの			
(一)	(二)	(三)	(四)
606 	606	606	606
既存床面積 既存床面積 既存床面積			
(五)	(六)	(七)	(八)
例 建具 イ : 板戸 ガト : ガラス戸 ガマ : ガラス窓 シ : 傘子 フ : 壁 ア : 雨戸 FB : ブラッシュ戸 壁仕上 シカ : 漆喰壁 土力 : 土壁 イカ : 板壁 ベカ : ベニヤ (合板) 張 その他 その他の 長押 ナ : 羽織居 2・ミ : 敷居 (2本脚)			
(九)	(十)	(十一)	(十二)
保存活用計画	Date. 2021.03.20	No.	01
現況 1階平面図	Scale. 1:50 (A3用紙縮尺)	Sign.	
drg.Title.			

現況 1階平面図 Scale. 1:50 (A2印刷略縮図) Sign.

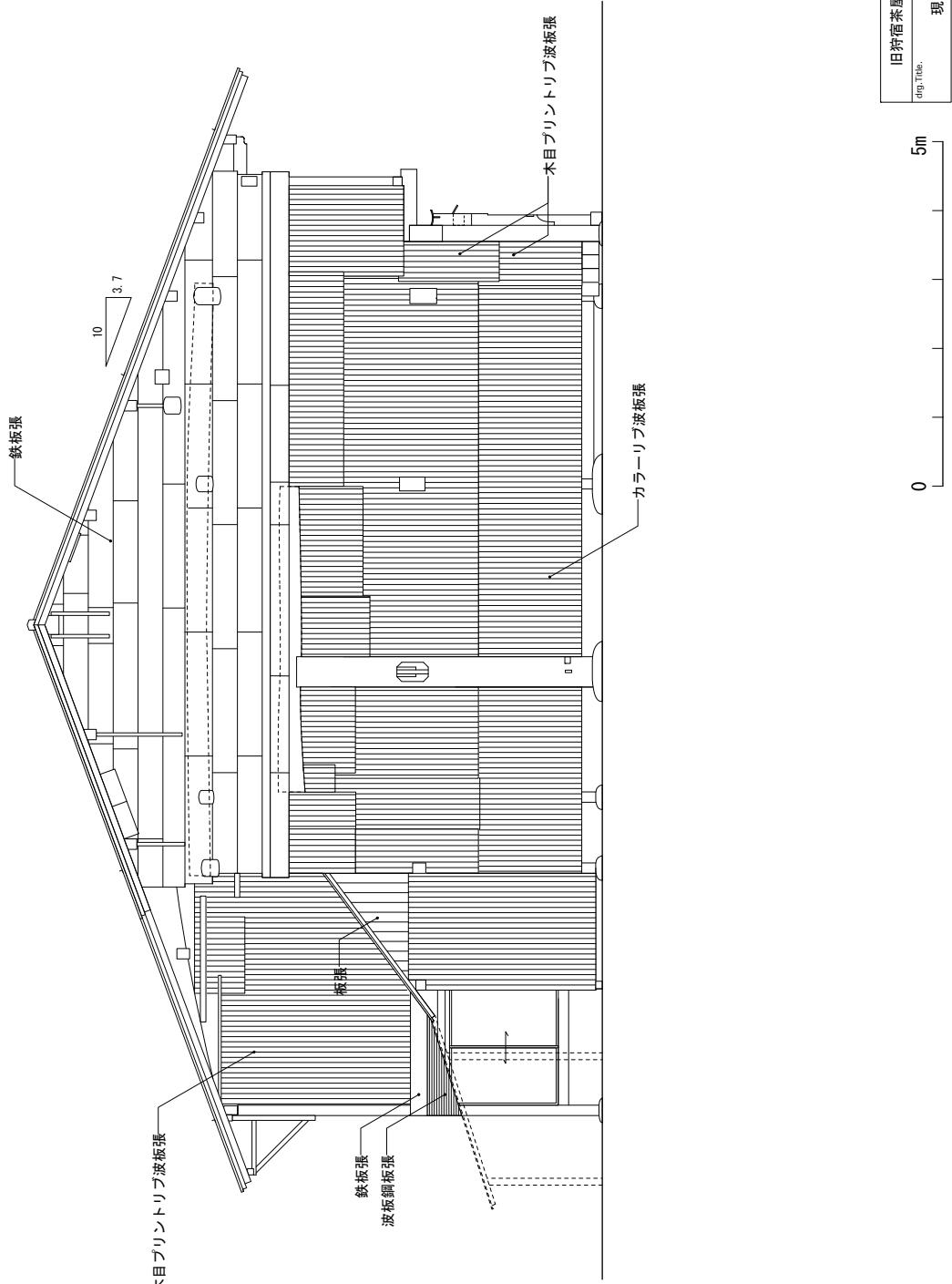


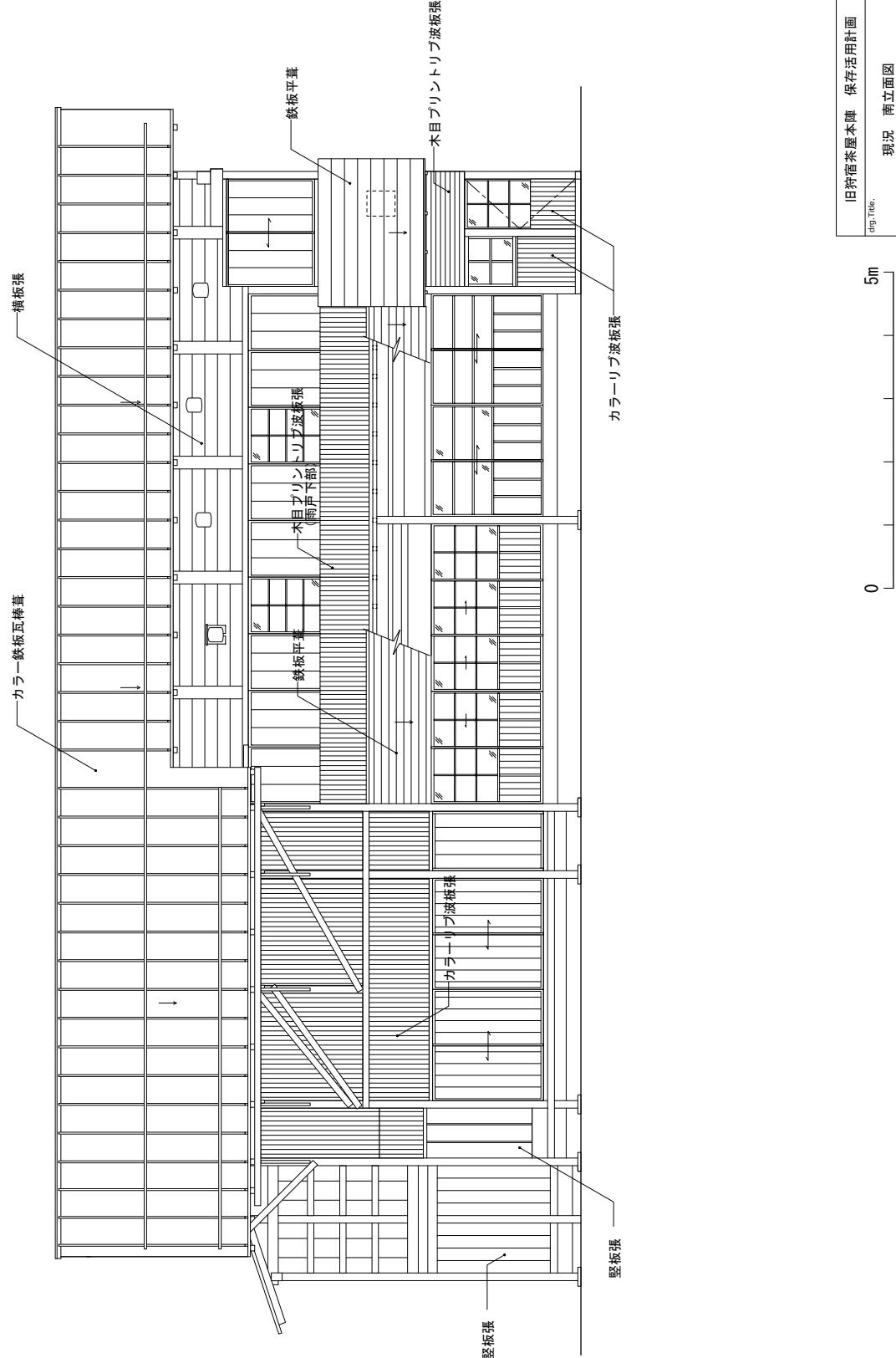


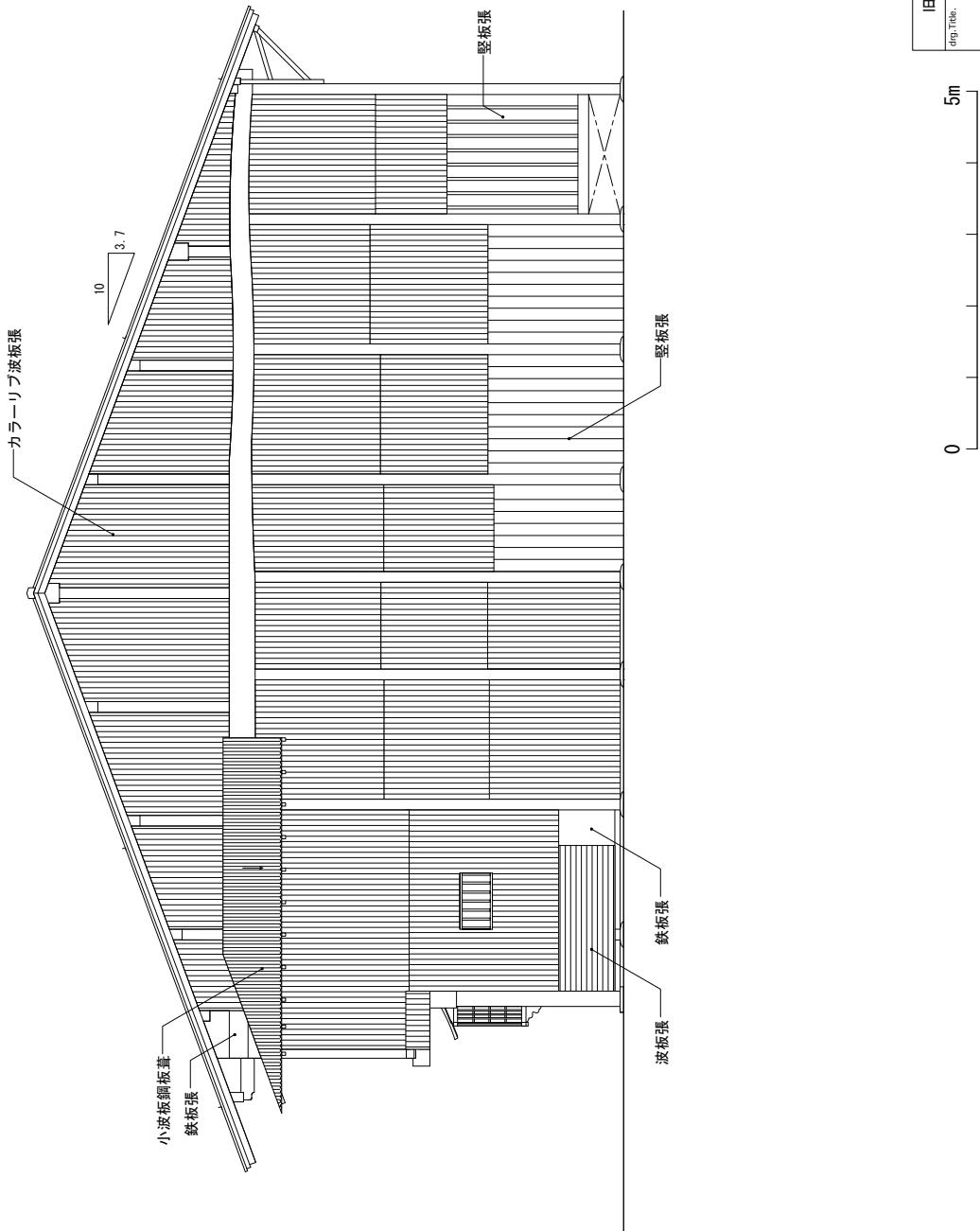
— 0 —

dig. Title.	旧狩宿茶屋本陣 保存活用計画	Date.	2021. 03. 20	No.
	現況 北立面図	Scale.	1:50 (A2印刷用縮刷)	03 Sign.

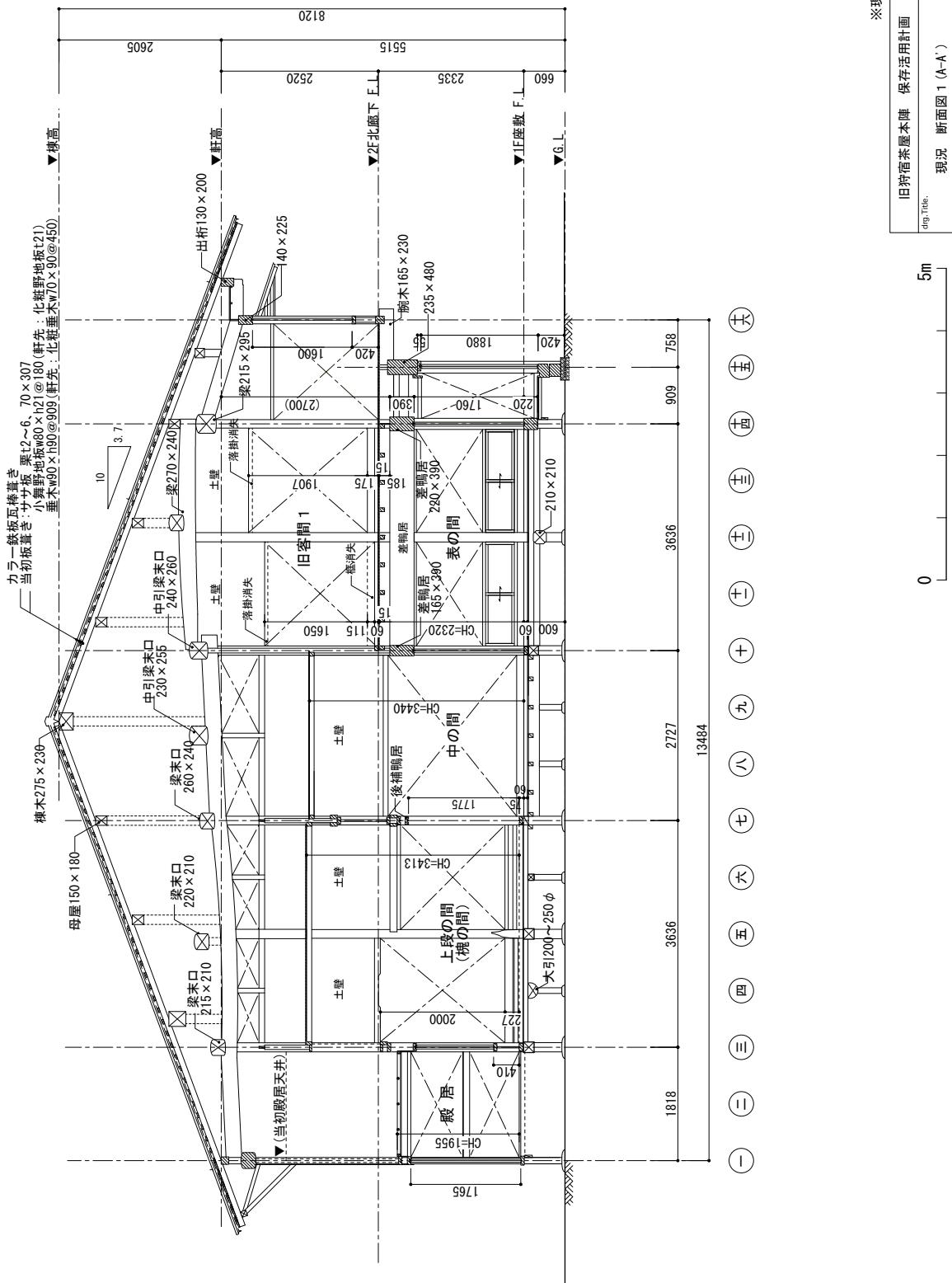
旧狩宿茶屋本陣 保存活用計画	Date: 2021.03.20	No.
orig. title: 現況 東立面図	Scale: 1:50 (A2印刷縮尺)	No. 04 Sign.



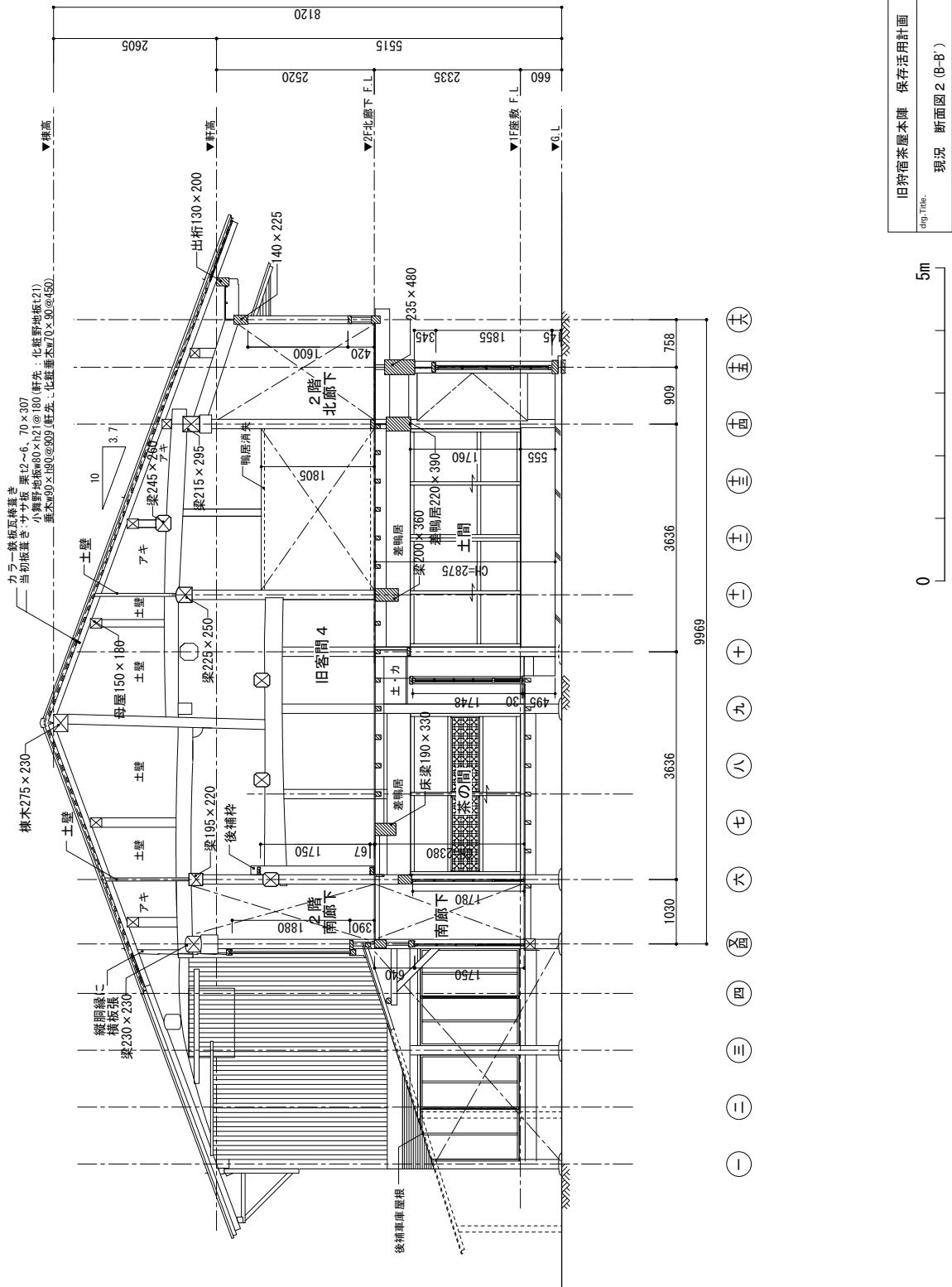




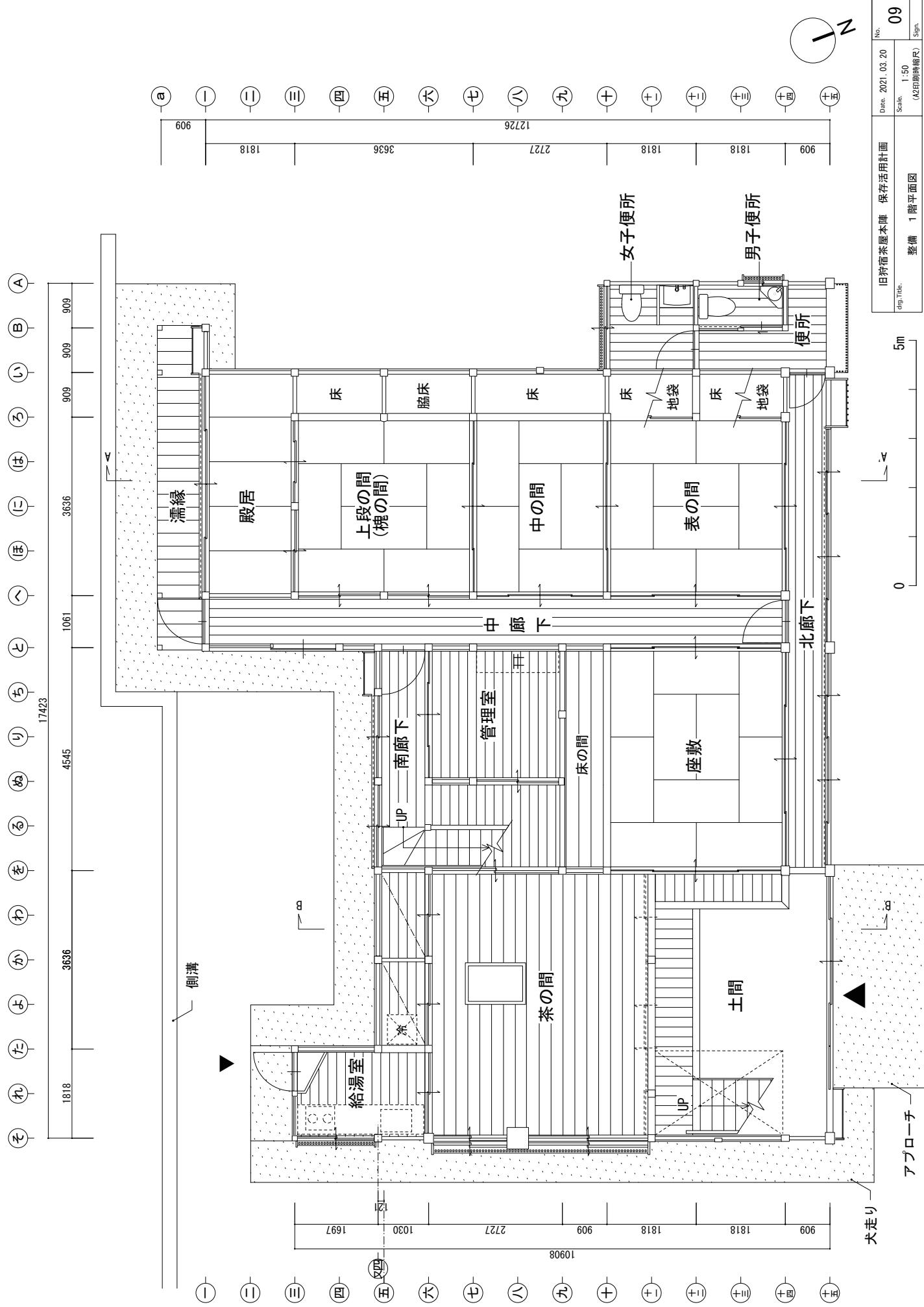
旧狩宿茶屋本陣 保存活用計画	Date. 2021.03.20	No.
現況 西立面図	Scale. 1:50 (A2印刷縮尺)	06 Sign.

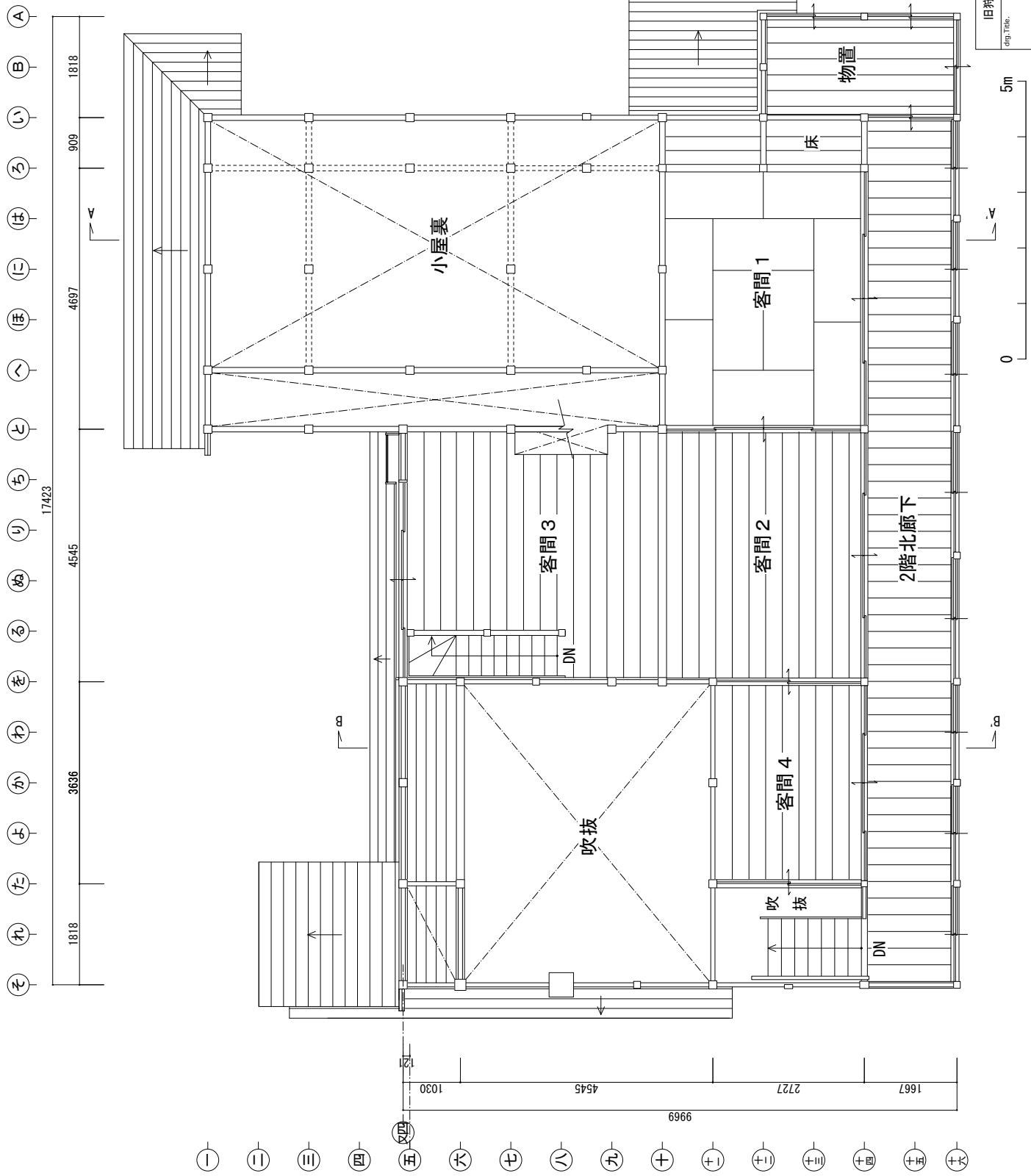


現状は各室とも量はない	
旧宿泊客用本棟	保存活用計画
drg. Title.	Date. 2021.03.20 No. 0
現況	Scale. 1:50 (A4印刷時縮尺)
断面図 1 (A-A')	Sign.

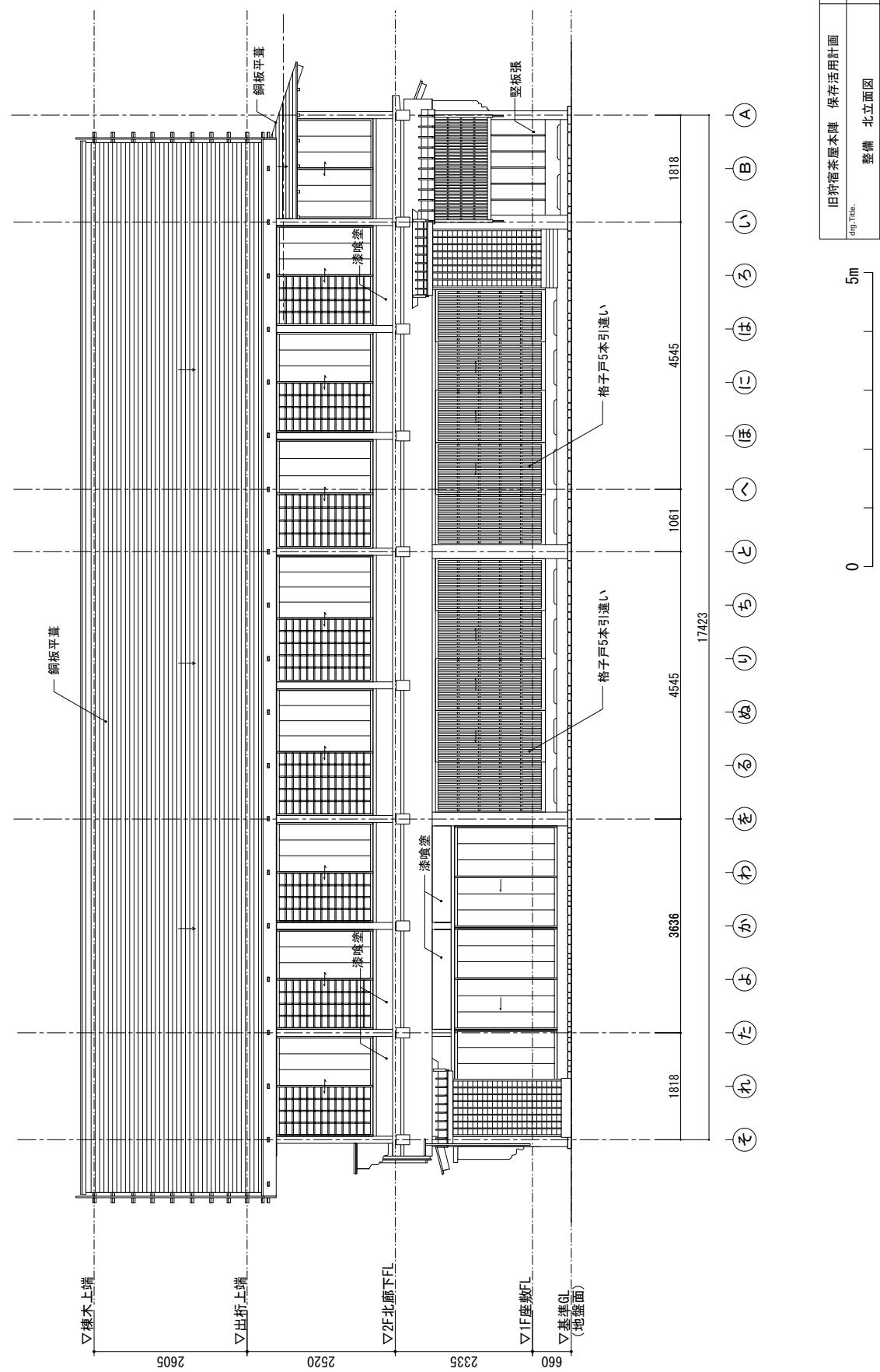


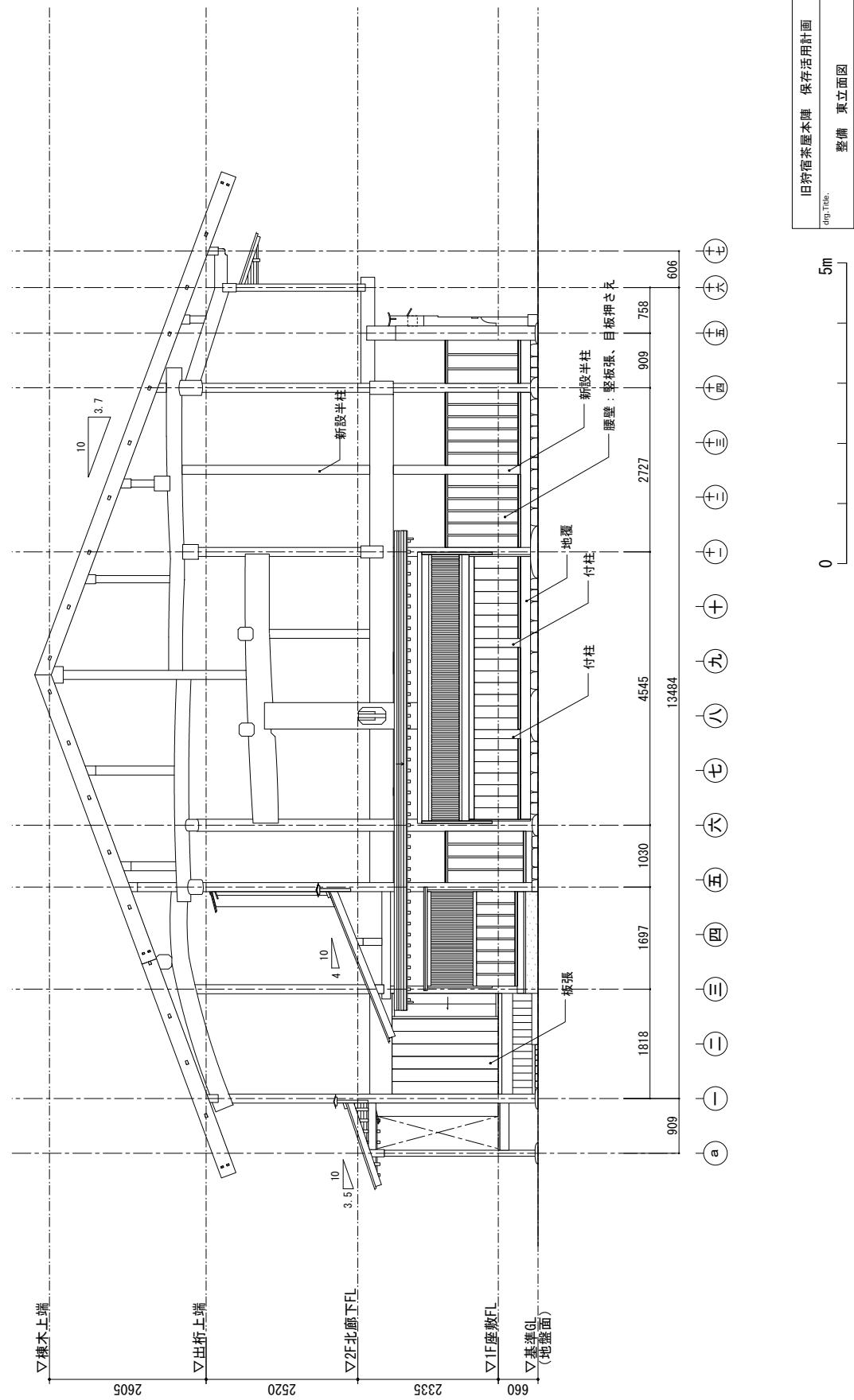
※現状は各室とも量はない



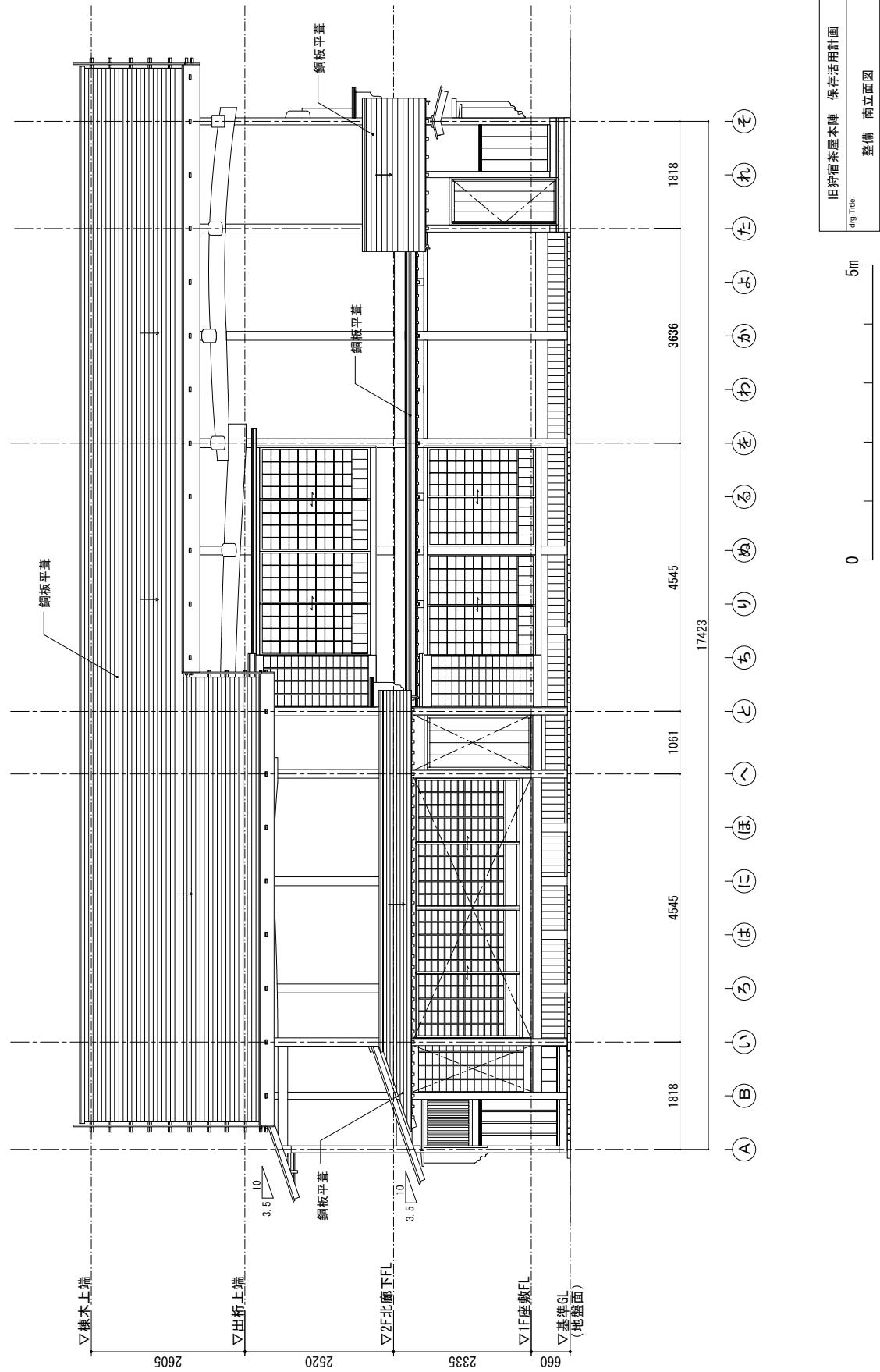


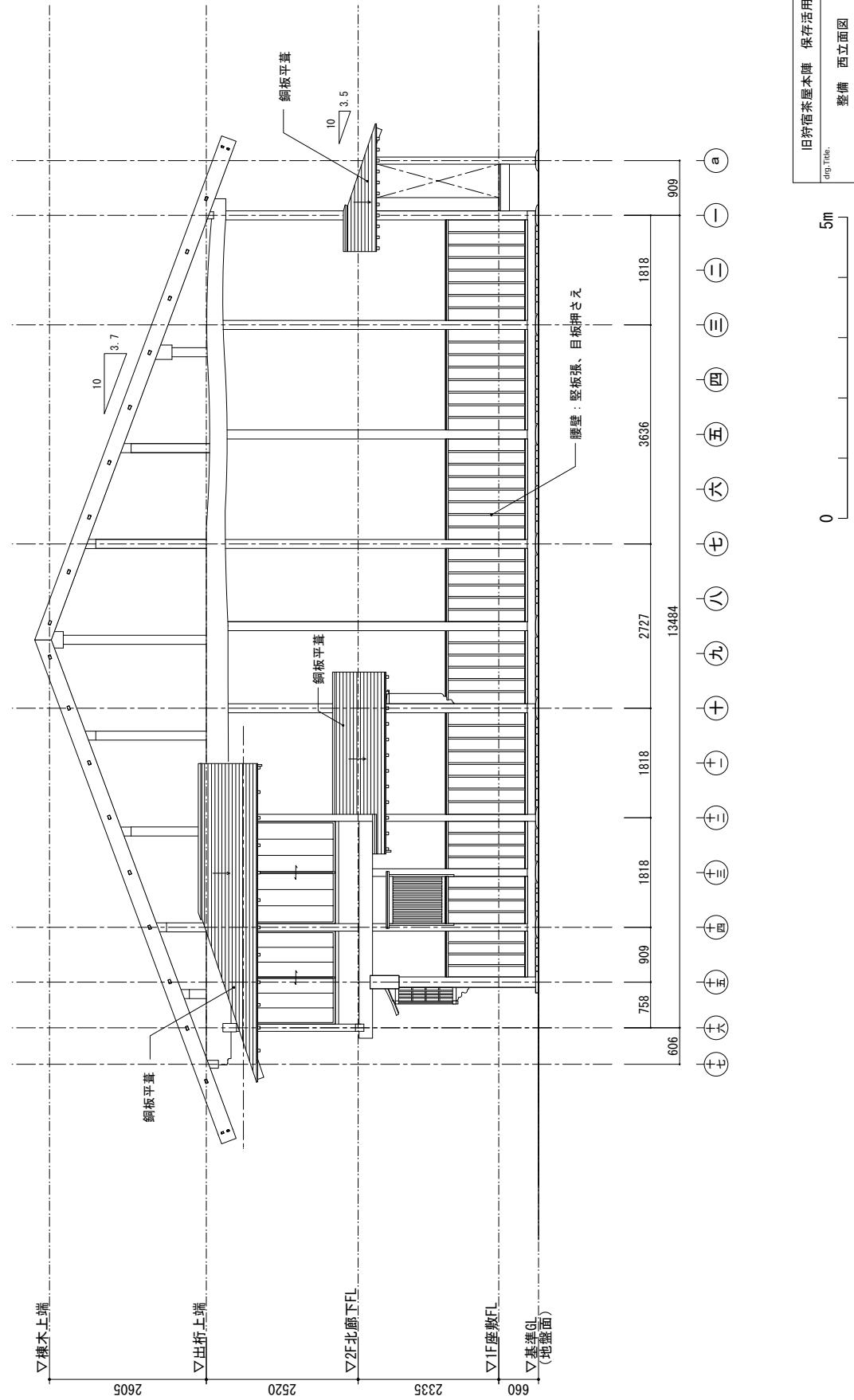
dg Title.	整備	2階平面図	Scale. (A2印刷時縮尺)	1:50	10	Sign.
-----------	----	-------	---------------------	------	----	-------





日狩官茶屋本陣 保存活用計画	Date. 2021.03.20	No. 12
drg.Title. 整備 東立面図	Scale. 1:50 (A2印刷面縮尺)	Sign.





旧狩宿茶屋本陣保存活用計画

令和3年11月25日 印刷

令和3年11月30日 発行

発行 群馬県吾妻郡長野原町教育委員会

〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340-1
TEL 0279(82)4517 FAX 0279(82)3115

印刷 朝日印刷工業株式会社